

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 7 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

木 田 守 彦

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

嶋 田 善 行

浦 野 圭 司

辻 善 次

木 澤 正 男

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

乾 善 亮

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 川 肇

税 務 課 長

面 卷 昭 男

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

佐 藤 滋 生

福祉課参事

清 水 修 一

国保医療課長

植 村 俊 彦

国保医療課参事

寺 田 良 信

環境対策課長

栗 本 公 生

住 民 課 長

清 水 昭 雄

健康対策課長

西 梶 浩 司

都市建設部長

清 水 建 也

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観光産業課長

川 端 伸 和

都市整備課長

藤 川 岳 志

都市整備課参事

今 西 弘 至

教委総務課長

野 崎 一 也

教委総務課参事

佃 田 眞 規

生涯学習課長

黒 崎 益 範

上下水道部長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

清 水 孝 悦

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

会 計 室 長

山 崎 善 之

代表監査委員	辰 巳 忠 次	監 査 委 員	中 川 靖 広
監査委員書記	山 崎 篤		

議会事務局職員

議会事務局長	藤 原 伸 宏	係	長 安 藤 容 子
--------	---------	---	-----------

(午前 9時00分 開会)

○木田委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長のごあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 おはようございます。

きょうから予算決算の関係で決算委員会のご認定をお願いしているわけですが、委員の皆様も、暑い中でございますけども、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

特に、提案説明でも申し上げましたように、辰巳代表監査委員、あるいは中川監査委員さんには、猛暑の中、克明に監査をいただいたこと、深く感謝を申し上げます。

それとあわせて、認定の第3号から認定の第9号まで、皆さん方の慎重審議を得まして、いずれの議案につきましても認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木田委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。

本日から9日までの3日間で、付託を受けました議案のうち、一般会計及び各特別会計の平成20年度決算を審議してまいりたいと思います。そして、16日に改めて予算決算常任委員会を開催し、残りの付託議案について審議してまいりたいと思いますので、委員皆様方、また理事者の皆様方には、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました認定第3号、平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りをいたしております資料「平成21年9月議会予算決算常任委員会（決算審査）の進行予定表」をごらんいただきたいと思います。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員の皆様方から意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について、また、財政健全化判断比率について総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳入全般について説明、質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳出及び各特別会計についての審査を行っていただきますが、この審査については各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また各特別会計ごとに、それぞれ所管部長から説明を受けました後、それぞれ質疑を行うということで審査を進めてまいりたいと思いますが、これに対してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきまして、ご協力方、よろしくお願いいたします。なお、理事者の皆さんのご説明につきましては、大変長時間にわたるものでございますので、説明は着席のままでしていただいて結構です。

それでは、まず最初に、辰巳代表監査委員さんの方から、審査結果に基づき、御報告をお受けいたします。

辰巳代表監査委員さん。

○辰巳代表監査委員 すみません。着席して説明させていただきます。

それでは、平成20年度斑鳩町一般会計、特別会計、それから斑鳩町財政健全化判断比率等について審査をいたしました、その結果を申し上げます。

まず最初に、平成20年度決算についての審査意見であります。お手元の決算審査意見書のとおりでございますが、その順序に従いまして、若干補足しながら説明してまいりたいと思います。

まず1ページ、審査の概要でございますが、審査の対象は、記載のとおり、一般会計から6つの特別会計、それから歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する計算書、決算附属書類、財産に関する調書まででございます。特別会計は、前年度までは5種類であったわけでございますが、当年度より後期高齢者医療特別会計が加わりまして、6種類となっております。

審査の期間及び審査手続でございますが、7月28日から7月31日までの間、当会議室におきまして決算の説明を受けました。議会事務局から順序、教育委員会さんまで、順次ご来室願ひまして、記載のと通りの審査手続を実施いたしました。いわゆる通常の監査手続及びその他の必要と認めた特別な審査手続、そういったものを実施いたしました。なお、その後、8月3日には、全般の講評を管理職の方々にさせていただきまして、さらに、その監査委員事務局と、それから15ページ以下に書いてありますいろんなデータ、各種の集計、分析表の作成、あるいは審査調書の整理、審査意見のまとめ等に日数を要しておりますので、それが完了いたしました8月25日までを審査期間としております。実際の審査実務以外に、そうした判断、審査結論に至る監査委員としての立場から、意見を形成するという点に関しまして、かなりそういった手数を要するものであるということを御理解いただきたいと思います。

それでは2ページ、審査の結果でございます。審査の結果は、2ページの冒頭に書いてありますとおり、結果として適正であるということでございます。ちょっと読み上げてみます。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りはなく適正に運用されているものと認められました。

以上が結果でございます。

以下、審査の結果以外に、その決算総括以下、若干その数字の説明、あるいはそこに書いてあります、いろんな分析数値、それはその15ページ以下のいろんな分析表にあらわれたとおりの形式的な数字でありまして、表面的なものであります。それに少し監査委員の見解を補足しまして、説明していきたいと思ひます。

まず、決算の総括であります。一般会計及び特別会計の決算は、まず16ページ、表1のとおりでありまして、16ページ、表1をごらんいただきますと、連結ベースで、一般会計、特別会計合算しました連結ベースで単純合計いたしますと、歳入が154億600万円、歳出が154億4,000万円、これが単純に合計した数字であります。これ、前年度が、歳入が167億5,800万円、歳出が170億400万円でしたので、歳入で13億円、歳出で15億円余りの減少となっております。

これは、記載のとおり少し減少しておるんですが、老人保健制度がかわりまして、後期高齢者医療制度にかかわったようなところから、老人保健特別会計の決算数字が

かなり下がっております。そうしたところが大きく減少した理由かと思います。

これは言ってみれば、従来は国保会計から、一旦いろんなところへ拠出したお金が、さらに老人保健会計で戻ってきておる。その辺が重複して会計に制度的にそうなっておる仕組み上、その分が重複した部分があって、その分だけ膨らんでおったということがかえって純額にかわって、これがそういった健康保険会計の純額の数字になったんではないかというふうに思われます。

そういったところを除きますと、一般会計はほとんど増減はありません。国民健康保険会計で1億円余り、介護保険関係で1億2,000万円、この辺が若干増加して、全体で約5億円ほど、それを除けば増加したかなというような規模になっております。

全体としては、ほぼ横ばいではないかということでございます。

さらに、その一般会計と特別会計の間で、その繰出金と繰入金、片一方、一般会計からお金を出して特別会計で受け入れているという繰出と繰入額、この重複部分を連結ベースで8億8,400万円、相殺消去しますと、純計決算額は145億円というふうになってまいります。これが町の一般会計、特別会計の純粋の規模ではないかというふうに思われます。

次に、決算収支であります。記載のとおり、連結ベースで一般会計、特別会計を合わせました連結ベースで3,501万円、これは17ページの表の3を見てもらいますと、当年度というところでございますが、歳入歳出差引残額、形式収支でございますが、3,500万円の赤字。これが前年度が2億4,600万円ほどの赤字でしたので、2億1,000万円ほど赤字が減少していると。実質収支で、さらにこれが1億4,200万円ほどの赤字。これが前年度が3億8,400万円でしたから、差し引きの単年度収支で2億4,100万円の黒字となっておるところでございます。そこに書いてあるとおりでございます。

形式収支、要するに収入から支出を引いた形式収支は、こういった、要するに収支会計でありますから、赤字になることはあり得ないんであります。時々、役所の決算は4月1日から5月31日まで出納整理期間がありまして、その間、年度をまたがって収支が一緒に、お金に色はついてませんので、一緒に収支を行うということで、翌年度の分をつまみ食いすれば当年度の分は赤字になるというようなことが、ままあるわけでございます。収支計算は本当は赤字にはならないはずなんですが、そういうこともたまにあるということで、若干国保会計で、そういった繰上充用がありますので赤字になっ

てると、こういうことかと思えます。

役所の決算は、全体の前年度繰越金、あるいは積立金、あるいは町債、そういった歳入全部入れまして、要するに固有の収入にそういったものも、本当の収入じゃないものも加えまして、それから固有の支出に、あるいは地方債の償還、あるいは積立金の繰入、そういったものを引いたもの、これを形式収支というふうに言っておりまして。それから繰り越し財源を控除した部分を実質収支、さらに、それを繰越金を除去した部分、その分を単年度収支、非常にややこしいんですが、単年度収支、それから、さらに積立金の繰入、この辺をのけたものを実質単年度収支というような形式になっておりまして。口で言っても、表か何かで見られるとよくわかるんですが、非常にその辺がややこしい、名称がいろんなんが出てきますので、ややこしいということ。

次、予算の執行状況であります、17ページの表4のとおりでございまして、歳入・歳出とも収納率、ほとんど横ばいで変動は余りありません。前年度までは、その収納率、やや下がってきておったんです。やや下げ止まった感じかなというふうに思われます。

それから、不納欠損処理額は、要するに徴収不納で切り捨ててしまうという不納欠損であります、これは4,333万5,000円で、前年度の4,927万2,000円からは、やや減っております。593万7,000円減っております。しかし、そこには出ておりませんが、実際にはもう少し、一部徴収不納の不納欠損が90万円余りありまして、平成20年度の徴収不納額を、不納欠損を21年度分で処理なさっているという部分が92万9,000円、これ以外に実際にはあったということでございます。徴収不納は、年度末の残高では収入未済額が、4億5,970万4,000円が4億4,053万8,000円と減ってはおりますが、実際には不納欠損処理が4千何百万もあるということで、年度内には未収債権は、純額は増加しておるというところでございます。

町税のほうは入ってきておりますが、国保税は非常に零細、あるいは少額の未収がふえていくというようなことが続いております。この辺は制度そのものの問題点であって、根本的なところは、なかなか研究して、制度全体があらたまない限り、なかなか難しいんじゃないかというふうに思われます。

歳出のほうでございまして、その17ページの下の方のとおり、不用額は、前年度の6億7,700万円から9億1,600万円へとかなり増加はしておりますが、見た範囲で不当、あるいはおかしいというものはございません。予算は、いつも申し上げてお

るとおりでございますが、厳しい予算で取り組んでもらって、なるべく執行を抑えて、不用額はあるほうがいいんじゃないか。もし足りない場合は補正をするということが、一番、財政の管理上では望ましいのではないかというふうに思われます。

その次、歳出の構造であります。3ページの真ん中から下のところで書いてあります。自主財源と依存財源というふうに書いてあります。

自主財源が前年度より1.2ポイント増加しておる。この分だけ依存財源が減ってきておる。いいことだというふうに表面的にはそこに書いてあるんですが、一見、好転しているように見えますが、実際には、この中で前年度繰越金が2億6,200万円から3億8,500万円と、実際には入ってきたお金でない、前年度から繰り越してきたお金が去年よりふえておると。それを調整しますと、ほとんど前年度とかわらないという、大した変化はないという数字になります。こうした前年度繰越金ですとか、あるいは積立金取り崩しといったものも全部収入になりますので、その辺を除去して考えないと本当の姿は見えてこないということでもあります。

それから、4ページ、歳出であります。18ページの表6「歳出の構成」というのがありまして、そこで歳出を性質的に分類しまして、義務的経費、投資的、その他経費について書いてありますが、前年度に比べまして、前年度が83億9,800万円、当年度が82億9,700万円。ちょうど1億円ほど前年度より歳出が減ってるということがございますが、その中では公債費が2億5,700万円減っております。あるいは積立金が逆に2,600万円ふえております。この辺を調整しますと、実質的には2億円ほどは、実際には、歳出が増加しておる。公債費をのけますと、歳出は増加しておるということに。

それから、39ページに「歳出の内訳」ということで、大きな一般会計と特別会計を合算した表があるんですが、結局、こういったようなところから、結局、例えば、あんまり前年度と歳出が変化がないように見えるんですが、その他経費などは前年よりかなりふえまして、全体での比率が相当上がっておるというような結果になっております。それ以外に、特に問題というか、申し上げることはないだろうと思います。

それから、その次、4ページ真ん中から下、財政分析であります。これは、いわゆる財政力指数、あるいは経常収支比率とか、いろんな国が決めておる比率がありまして、それに従うとどうなるかという、ややこしい分析であります。なかなか簡単に答えは出てこないんですが、財政力指数はコンマ631、それから経常収支比率は94%、

財政力指数はよくなっており、経常収支比率は悪化しておるということになると、相互に矛盾したことを示しております。だから、そういったような相互に違うような数字が出てくるというようなことで、あんまりこういったものを当てにして、財政をそのまま信用してもいいということでもありません。それよりも、将来の財政は実数、どんな数字が将来、出てくるかという見込みをより正しく見る方が肝心であろうというふうに思われます。

それから、5ページ、町債であります、町債は20ページの表8のところに示してあるんですが、前年度の一般会計、特別会計を合わせまして162億7,700万円から178億8,600万円というふうに、16億900万円増加しております。このほかに、後でまた申し上げますが、開発公社、あるいは一部事務組合、水道事業の企業債を合わせますと197億7,500万円と、ほぼ200億円に近い数字に現在なっております。水道事業は、水道収益から償還する、あるいはその他の町債につきましても、基金が24億円ぐらい残っておりますので、それを差し引きしますと、約150億円余りぐらいかなというふうに、一般会計から充当していかななくてはならないのは、160億円ぐらいかなという数字になるんですが、町の財政規模が連結ベースで先ほど145億円ぐらいというふうに申し上げておりましたので、年間の収入を上回る町債の残高で、一般の民間の事業会社あたりであります、借金は何ぼ多くても頭打ち45%ぐらいから5割いくともう苦しいというふうに、普通は4割ぐらいまでにとまらんとというふうに言うんですが、それから見ると相当の債務を抱えているということになるかもわかりません。

それから、一般会計、各特別会計の若干の、何ていうんですか、結果であります、一般会計、6ページの歳入歳出以下であります。

歳入の状況でございますが、38ページに大きな横長の表がありまして、その下のところに一般会計、特別会計の歳入の金額が書いてあります。

それは、その上に横に一般会計と特別会計当年度決算額、一番左に154億何がしというのが書いてありますが、それから、収入ではない前年度繰越金4億2,800万円、それから町債の25億、それから基金の取り崩しの9,300万円、それから会計間相互の繰り入れ、繰り出しの8億8,500万円、それを差し引きしますと、当年度の実際に固有の収入、それが114億3,692万9,000円というふうになります。そこで活動収入と書いてありますが、行政活動収入というふうなことで、そういう用語があ

るわけではありませんが、そこで上の右から三つ目の枠のところで、１１４億３，６９２万９，０００円、これが当年度の町に入ってきた本当の外部から入ってきた収入額。その１１４億３，６００万円はどんな内訳かというと、その下の歳入の内訳と書いてある当年度の一番左のところで、町税の３１億１，９００万円以下、ずっと下まで書いてある金額、合計が１１４億３，６００万円。

前年度と比べまして１５億円ほど減っておるんですが、減少は、一般会計では前年度に比べまして６７億円が６４億９，０００万円、２億１，０００万円ほど減少しておるんですが、減少しておるのは町税で６，９００万円、地方交付税で７，４００万円、国庫支出金で８，８００万円。それからその他の、いわゆるこれも町税に近いようなもので、利子割、あるいは配当割、株式譲渡所得割、地方消費税割、ゴルフ場税割、自動車取得税割、こういった国に入った、あるいは県に入った税金が戻ってくる、回されてくる、これが５，５００万円。そういった肝心の財源で２億８，６００万円減少しております。本当の収入になるべくものは２億８，６００万円減っております。

逆に、ふえておるのが地方特例交付金２，８００万円、地方債８，１００万円、基金の取り崩し３，０００万円、財産収入が１，８００万円、それから前年度繰越金が１億２，２００万円。ふえておるのは２億７，９００万円、減っておるのが２億８，６００万円です。歳入で。けども、減っておるのは肝心の税金関係で、本当に増えないかんものが減ってます。ふえておるのは、今言うように町債であるとか、前年度繰越金であるとか、本当の本質的な歳入でないのがふえておると。

そういった状況に歳入はなっておる。見かけの上では大した変化がないように思われるところですが、肝心の財源が減ってきておると。前年度繰越、公債、基金、そういった形式的な名目的な収入がふえておって、肝心の収入が減っているというのが歳入の実態かと思われま。

それから、歳出のほうは、一般会計、先ほど申し上げましたように約１億円の減少ですが、公債費比率が減少しておる。あるいは積立金の増加を調整すると、先ほど申し上げましたように、若干、実際の歳出増加は２億余りの歳出増になっています。そうしますと、肝心の税金関係の収入は２億８，６００万円減っている、逆に実質的な歳出が２億３，１００万円ほどふえてきておるということで、上下差し引き５億円ぐらいの、実際は財政としては苦しくなっておるのが実態だろうというふうに思われま。

それから、７ページ以下、特別会計でございます。

7 ページの特別会計、国民健康保険会計からでございますが、国民健康保険事業特別会計。29 ページに特別会計全体の表があるんですが、形式収支で5 億3,800 万円、それから単年度収支で9,100 万円、形式収支はマイナスであります。単年度収支は約9,200 万円の黒字。これが前年度は、形式収支が6 億3,100 万円マイナスでありました。単年度収支も1 億2,100 万円マイナスでありました。これから言いますとよくなっているということになります。大きなよくなってきた理由は、一般会計から国保会計へ9,000 万円余りの赤字補てんの繰出支出があったからというのが、大きな理由かと思えます。

国保会計でございますが、書いてありますように、28 億4,900 万円の歳入から歳出の34 億1,400 万円、差し引きしますと、マイナスであります。この分を6 億4,500 万円の繰上充用を行いまして、7,900 万円の単年度収支ということになっております。一般会計から約9,400 万円の赤字補てんの繰入が行われております。それで前年度よりは数字がよくなっているということになっております。

それから、国保の歳入でございますが、国保税の収納率は、ここの30 ページの表15 に書いてありますように、調定に対する収納率69.8%で、これが前年度は72.7%でありましたので、収納率はさらに悪化しまして、マイナス2.9ポイント下がってきておると。なかなか、先ほど申しましたように、国保税の収納率はなかなか難しいということになろうかと思えます。

不納欠損額は、未収額は41 ページの表の上の方にありますように、差し引き当年度の国民健康保険税の収入未済額は2 億8,945 万3,000 円、41 ページ一番上の表であります国民保険税の未収2 億8 千、これが昨年度は2 億8,840 万4,000 円ということで、104 万9,000 円、さらに未収がふえておると。しかも当年度に不納欠損が2,670 万2,000 円処理しておりますので、当年度に純粋の未収保険税は2,775 万1,000 円増加しておる。毎年毎年、国民保険税は未収がふえていくというような状態になっております。

その他、老人保健特別会計以下、後期高齢者医療特別会計までは、8 ページ、9 ページに書いてあるようなとおりでございまして、特に申し上げるようなことはないかと思えます。

それから、10 ページにいきまして、財産の状況であります。公有財産、物品、基金について、それぞれ記載してありますが、公有財産、記載のとおり、土地・建物、土地

あるいは建物に関しまして、増加がありました。これは、公社から一部土地を移管したりしましたものもありまして、土地がだいぶ増加してきておると。財産の状況の調書を見ていただきますとわかりますが、また後ほど少し触れたいと思うんですが、財産がふえてきておるということで普通財産がふえて、遊休土地が増加してきておる。やや遊休土地が多いかなというような気がいたします。

それから、物品につきましては、一部そこに書いてありますとおり、公売の処分もありました。そういったことも行われておりまして、この辺は厳重に管理をして、始末をなさっておるというふうな様子がうかがわれます。一部、台帳と現品を照合したりするような審査手続を行いましたが、管理は適正に行われているというふうに思われます。

それから、基金は、合計24億1,539万円の基金が積み立てられておりました。700万、2,000万といった少額の基金で、これも後ほどまた申し上げたいと思うんですが、運用益からその運用益を一定の目的のために、それで事業をするというふうなことで基金に積み立てておられるんですが、低金利時代で、わずかしかな運用益が出ないというような時代でございますが、そういった基金、それでいいのかどうか、また後ほど少し申し上げたいと思います。

11ページ以下、監査、審査全体に対する結論でございます。読みながら、ちょっと補足していきたいと思います。11ページ、5番、結びであります。

当年度の一般会計に特別会計を加えた連結決算は、以上のように決算規模が10%近く縮まるとともに、単年度収支は平成17年度以来の黒字となった。連結単年度収支が黒字となったのは、歳入に含まれる町債の純増16億、これ、ちょっとミスプリントであります、すみません、16億900万円です、9千ではありません、16億900万円によるところが大きいですが、町債、基金及び前年度の繰越金といった名目的歳入を除く当年度の実質的収支であるところの行政活動収入は、前年度を15億5千万円下回った結果となっている。内容的には、一般会計では町税、地方交付税、国庫支出金といった地方財政運営の基本となる財源が軒並み前年度を割っており、特別会計全体の中での国庫支出金の制度の改廃もあってか、前年度比、大幅減である。逆に活動支出は、要するに歳出ですね、特段の事情もないのに一般会計において約1億円の増加となっているところから、実態は苦しいやりくりが続いていることが窺える。

今さっき申し上げましたようなことで、本質的な収入が減ってきておる。形式的、名目的収入が増加して、表面的に見た限りは余りわからないんですが、内容的にはそうい

ったことになるんですね。要は、固有の収入、町へ入ってくる固有の収入が減っておりますよ、だから実態としては余りよくありませんよということですね。

それから、11ページも続いてありますが、そうした活動収支を統括すれば、次のように13億7千万円の赤字であり、前年度の13億3千万円、前々年度の13億9千万円と、ほぼ横並びの13億円台の赤字が依然として続いていることとなる。

そこにちょっと計算、後ろのほうに詳しい表があるんですが、それは要するに先ほど申し上げました固有の収入、要するに形式的な収入を除いた本当の収入、それから本当の支出、そういったものを見ますと、歳入歳出ベース、資金収支ベースでは13億7,102万8,000円の収支ベースではマイナスになるんじゃないか、マイナスになりますよということですね。

こうした赤字については、町債の純増16億900万円、それもすみません、9千万やなしに900万です。16億900万円から形式収支の前年度と当年度の差2億1千万円を控除した金額に、ほぼ見合う形になってあらわれるところから検証される。13億もお金が足らんかって、どうなってんねん、でも結果的には16億ほどの町債で賄って、前年度と当年度と、要するにお金の差、帳簿じりですね、これが2億1,000万円余っておるから、差し引きすると、ほぼそのぐらいの数字になりますよ、こういうことですね。

それから、12ページ、続きです。平成22年度より、全国のすべての自治体に財務四表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成が義務づけられ、現行の資金収支による決算から企業会計に準じた発生主義会計の発想を採り入れた決算も公表されることとなっているが、ここでは前年度同様、資金収支から投資支出を控除し非資金取引を加減した簡便な発生主義計算に数値を置きかえてみる。

要するに、投資は全部、資産を形成する。それから、非資金、減価償却であるとか、引当金であるとか、そういうものをマイナスするとどうなるかということなんですが、3億428万5,000円になるのと違うかということでありまして。

となつて、単純な資金収支よりは支出超過額は大幅に縮減されるが赤字であることに変わりはない。これが前年度は3億8,996万6千円であったことから、約8千5百万円赤字幅は縮小しているが、この点については統計の採り方が財務四表作成準備による変更もあり、減価償却額が前年度比約2億9千万円少なく算出されていて単純に比較はできない。前年度と同基準ならもう少し赤字の額は大きくなると思われる。結局は先

述のとおり一般会計での町税、地方交付税、国庫支出金のような基礎的財源が減収になったことに、その一因があるのではないかと考えられる。

要するに、財務四表というのを作成しなければならない。平成20年度分で、この町でも今現在、平成20年分の数字をそれに置きかえる作業をなさっておるわけなんです。今現在も、だいぶ前からこの町でも貸借対照表はつくっておられます。つくっておられますが、それはどういうつくり方かという、総務省が示した基準に従いまして、財産法という、いわゆる幾らの資産があるか、幾らの負債があるかというのを一つ一つ調べ上げていって、それでこれだけの資産がある、これだけの負債があるという、要するに帳簿記録に基づいた貸借対照表ではありません。通常、会計でそういった貸借対照表をつくるのに「誘導法」と「財産法」と二つあるんですが、財産法というのは、ある財産を実地に調べて、そして資産がある、負債がある、差し引き何ぼ資産があるという計算式、これ財産法という。

誘導法というのは、収支計算、あるいは損益計算、そういった帳簿記録に基づいて、結果的に前年度の貸借対照表がこういうふうに変ったという、帳簿記録に基づく、いわゆる会計システムの範囲内、会計システムの中でつくっていくと、こういったつくり方なんです。これからは財務四表、要するに行政コスト計算書で、まずどのぐらい町の本当の経費がかかるのかというのを出して、それから純財産増減、それによってマイナスになった行政コストが純財産にどういった影響を与えたかという、前年度の純財産から、そういった行政コストで使ってしまったものを引いて、それから一般財源、あるいは補助金等で入ってきたお金を足して、あるいは資産を評価替えをして資産の価格が上がったとか、下がったとかいうのもそこへ加えたり引いたりしまして、これだけ現在純財産がありますよというのを貸借対照表につなげていく。片一方で、収支計算を行って、収支計算の期末現金預金残高を貸借対照表の現預金に持っていくと。そういったつくり方をしていくというようなやり方の表の作成が義務づけられますので、こういった、私、今、適当にというか、ある程度荒っぽい発生ベースの計算をしておりますが、そういったものは、そういったもので、もう少し正確なものに置きかえられるだろうというふうに思われます。

純粋の行政コスト、どのぐらいに、今現在は収支計算でいきますと、支出に借金の返済も基金の積み立ても、あるいはいろんなその他の投資的経費も全部入ってますので、その辺がごちゃまぜになってますが、それが本当に要る経費だけを出してくるというこ

とで、今よりももっと純化した支出が示されるということになるかと思われます。

40ページ見てもらいますと、ちょっとこの発生主義一定の計算を私なりに見たところの計算過程を示してあるんですが。要するに、先ほど申しました資金収支で出てきた13億7,100万円のマイナスから、当年度に投資経費、投資的経費というのが26億2,400万円余り出ております。これがすべて資産の取得費だというふうに見ますと、この13億円のマイナスは、逆に13億円ほどのプラス、それから資金が伴わないマイナス、それを引いてやります。何かというと、減価償却額であったり、あるいは職員の退職給与の債務、その増加額2億3,900万円であったり、あるいは不納欠損処理額、そういったものを合計しますと、15億5,800万円の資金を伴わない費用が別にありますよと。差し引きそれらを合計しますと、3億円ぐらいの発生主義でいったところのマイナスになりますよというような計算になります。その辺の計算根拠は、41ページ、42ページにありますので、会計のおわかりにならん方はちょっと難しい用語かと思いますが、読んでおいていただければというふうに思います。

13ページの上のところ、次に、町債は当年度末現在、一般会計で約103億9,900万円、特別会計74億8,600万円、土地開発公社で1億7,400万円、一部事務組合の当町の負担見込額で2億4,000万円、水道事業の企業債で14億7,400万円、合計で197億7,498万9,000円に現在高はなっております。

というふうに、200億円の大台に迫るところとなった。基金現在高は24億円余り保有されており、また、業績の安定してきている水道事業の企業債を除きますと、町の財政の負担でこれを償還していかなければならないのは約159億円となっておるが、前年度に比べ当年度もまた、約8億円の増加額となった。今後の財政規模縮小傾向から相対的負担割合は高くなることも考えられるところである。

町債の償還については、その原資が地方交付税の交付算入対象もあるとされるが、地方交付税の財源は、国税収入中の所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の一定割合であって、それを地方の財政力を勘案して配分するものである。国の地方交付税特別会計が現状のように赤字の状態であったり、それら主要税目の伸び悩み、特に法人税は、本年度は不景気で落ち込みが大きいと言われている中、安易な地方交付税頼りは危険な面もある。

バブル崩壊後は長期的に低金利が続いているが、誰も予想していない、不況下の金利高のようなことでも起きれば、公債費負担は一挙にはね上がっていくことなろう。そう

した面から、公共下水道事業費の資金調達を町債によらざるを得ない分、その他の起債は慎重な姿勢が望ましいと言えようということなんです。

公債、何が大きいかというと、公共下水道事業の公債の発行が大きいんですが。平成18年度、純増ですね、純粹の年度末の地方債の増加額、公共下水道の増加額、平成18年度が4億9,900万円、平成19年度が5億7,500万円、当年度が5億3,300万円、約5億円前後、毎年、地方債が増加しております。

同時に、国庫補助金が毎年、平成18年度で5億1,900万円、平成19年度で5億7,400万円、平成20年度で5億5,900万円、町債を少し上回る金額の国庫補助をもらっておるんですが、国庫補助にほぼ等しい公債が毎年ふえていくと。

だから、国庫補助をもらって公共下水道事業をしていっているんですが、国庫補助はつくけれど、それにほぼ見合うぐらいの必ず町債が、それに比例した形で増加していくんですよということですね。だから、事業規模を大きくすればするほど、町債はどんどんどんどんふえていく。今の平均金利が、町債の金利が2.2から2.3%ぐらいの平均金利であります。だから、毎年5億円増加しますと、年に1,100万から1,200万ぐらいの利子負担が毎年、金利負担が新たにふえていくということですね。

地方交付税頼みということなんです、地方交付税が無制限にあるわけではありません。地方交付税法では、地方交付税は国に入った所得税、酒税の32%、それから法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%、これを国に入った国税収入のこの比率だけを全部、地方交付税特別会計に一旦繰り入れて、そこから地方に配分していく。これが地方交付税の仕組みでありまして、そのもともとの税収が国にふえなかったら地方交付税はふえないと。それが景気対策で、ここ何年間に、バブル崩壊後、20何億、それで足りない分を景気刺激のために国は一般会計から繰り入れておった。それを20億ほどは、一昨年やったか、何か一たん一般会計で出してしまっ、もう消してしまってる。いまだに消してしまったんですが、いまだに33億ほどの、33兆円、ごめんなさい、21兆を消して33兆ほど残ってます。33兆円ほど地方交付税特別会計の赤字っていうのか、借入金が残っておって、金融機関からの借入金もあるよと。

だから、財界の人、識者によりますと、このあいだ聞いた話では、今後、日本の中小企業は、3割、あるいはもう5割ぐらい淘汰されて減ってしまうだろうと。そこで余った人員は全部大企業に吸収されて、大企業はどんどん安い人件費で、そうして大企業だけ残るような時代が来て、中小企業がつくっておるものは、全部10分の1の人件費の

中国に移っていくだろう。日本の中小企業の物づくりは多分なくなるだろうというようなことを言う人がある。そうなりますと、一遍に経済が縮むというか、今ワークシェアリングっていうようなことを盛んに言われておりまして、仕事がある量しかないんだから、みんながそれを分け合うて、仕事を減らしていったって、給料を下げたて生きていこうというのが最近の流れです。そんなことになりますと、経済全体が縮むわけですね。そうすると財政規模が縮んでくる。その中で、そういった借金が残っておりますと、その分は規模が小さくなると、逆に負担割合が大きくなる。そういったことが来ないだろうと思うんですが、来ない方がいいんですが、そういったことも、ひょっとして起こったらどうするのか。そういったときに、あのとき余り無理せんでよかったなというようなこともどっかに考えながら、財源には限度があるということ、右肩下がりの時代になると異常なことが起こったりすると大変になるということもどっかに入れておいて、運営していくべきではないかというようなことでございます。

13ページの最後のところ。当年度末の町税以下の収入未済額は、そこに書いてありますが、合計4億4,034万3千円となり、前年度末現在の千円より1,938万1千円減少した。しかし、当年度の不納欠損処理額が4,333万5千円行われている。差し引き2,395万4千円の収入未済額の純増があったこととなる。

上記未収債権の中には、平成1桁年代のかなりの年月が経過しているものも相当の件数と金額に上っている。担当部署においては、それなりに徴収努力はされているが、そうした長期未収債権では、僅少額の収納は時たまあり得ても、大半はいずれ不納欠損処理に移行しなければならない、その予備軍の塊である。延滞件数が増加するにしたがって事務コストが膨らみ、その管理のため、本質的事務事業の足を引っ張ることになりかねない。費用対効果を考えれば、消滅時効の到来している案件等は、中途半端に置かず早期処理を目指すべきである。

不納欠損は、さっき申し上げたとおりなんでございますが、要するに少額の未収がどんどんふえていきます。不納欠損処理なさっておる中身を拝見しますと、平成5年、6年、7年ぐらいに発生してきた長期の未収がいっぱい見られる。だから、長い間かかって、それでやっと不納欠損でだめですなということで落とすということになるんですが、もう長期に滞留しているものは、自主的にはもらえないものがほとんどだろうと思います。だからメリハリをつけて、早い段階で不納欠損にできるような、いろんな根拠をつくり上げていったって、件数を減らしていくほうが事務の量が減らないんだろうと。あるい

は、わずかな500円、千円、3千円もらうために、いろいろ手間ひまかけておつても何もならないのではないか。何もならんという言い方はおかしいのですが。

例えば、アダムスミスの税の「租税原則」というのがありまして、税金は公平でなければならない。それから、明確でなければならない。便宜でなければならない。便宜でなかったら。最小徴税費でなければならない。要するに公平、税の負担は公平でなかったら。しかし、いくら公平であっても、便宜というて、納税者からしたら払いやすい。それを財政の側からすると、払ってもらいやすい。あるいは最小徴税費の原則といいまして、1円の税金を払ってもらうのに1円1銭かかったような税金は、つくらないほうがましだと。いろんな公共の福祉、いろんな住民の福祉、そういったために事業をしていくのにお金がかかるからということで、大勢の人から税金という形で負担してもらうんだけど。その税金がかかる費用の方が高かったら、経費として使えないんだから、そういったような税は好ましくないというようなのがあるんですが。公平はその課税の段階でありまして、徴税する場合はちょっと違うんですが、そういったような考え方からいくと、余り徴税費のかかるような管理の仕方はよくないのではないかと。よくないというよりも、どうかなということでございます。

それから、最後でございます。財産の状況で触れたように、土地開発公社の経営健全化対策として973平米の公社保有土地が町へ移管された。そうしたこともあり、当年度末における普通財産中のその他の土地は1万2,612平米となった。それらの多くは保有目的が災害時の避難用地とされているが、その土地の場所、地積地形等から考えて、果たして目的に合致したものかどうか、現状のままで長期保有の可否を検討してみるべきではないのだろうか。

また、同様に、現在14種類の基金24億1,500万円を積み立てているが、法令に基づくものから少額の条例規定によるものまでさまざまである。中には積み立ての目的が基金運用益をその目的にしたがった事業に充てることとなっているものもあるようであるが、超低金利の運用やむなき時代に、その実効が上っているのか、その辺もあわせて財産運用面での検討してみるべきであることをつけ加えておきます。

先ほど申し上げましたとおりで、遊休の土地が少し気にならないかなと。いろんな避難の場所は、公共施設が、学校だとか、公民館だとか、あるいは生き生きプラザ、体育館、いかるがホール、あるいはグラウンド等、いろんな施設があるので、そういったものも使えると。どんどん避難用地をつくっていても遊休化しないのか。何かその辺を

活用するか、あるいは指針化するか、そういったようなことを考えてみられてもどうか、というようなことでございます。

それから、基金でございますが、先ほど申し上げましたように、数百万円、あるいは千万、2千万程度のものもあります。これは、運営する方から見ますと、それは持つておきたい。ちょっとでもお金があると、何かのときのために役に立つということで、基本的には持ちたいという心理はなるほどそのとおりなんです、家計や企業ではありません。家計や企業では、何かのときのために必ず資金というのは持つておくというのがもともとの行動原理であります、いろんな国民あるいは住民の福祉の向上にかかる経費を集めるのに、税金だとか、あるいは国から補助金をもらったりして集める。で、足りない部分を地方債を起債して賄うという、そういった地方の財政の原理からすると余り持つておくという考え方は、それでいいのかどうか、というようなところでございます。

以上、決算審査での意見でございます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等の審査でございます。

こちらは、もう大した意見ありません。簡単にちょっと読み上げながら、意見を申し上げます。お手元の斑鳩町財政健全化判断比率等審査意見書のとおりであります。健全化判断比率報告制度は、昨年からはまったわけですが、これは地方公共団体の財政状態、国がどういうふうにしてそれを判断するかというためにつくられた制度であろうかと思うんですが、判断の指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、それから資金不足比率、この5つの指標で見ることになっております。

審査の結果は、ちょっとその報告書はページが入っておりませんが、1ページ、2ページ、3ページ、全部で3ページになっております。一番最初の1ページのところの審査の概要、審査の結果でございます。概要のとおり、記載のとおりでございます。

算定の基礎となった各種の集計値や法令に定められたとおりに集計されるかどうかについて、当年度の決算書類、あるいは諸帳票のアウトプットのデータと照合し、計算式も法令に従っているかどうかという計算調べを行って審査をいたしました。

審査の結果は、今申し上げました5つの指標すべて基準値をクリアしておりまして、早期健全化団体、あるいは財政再生団体に、今のところ該当するという懸念はございません。以上が結果でございます。

若干ちょっと補足しておきますが、実質赤字比率、これは赤字になったときに赤字の

限度まで行ってるかどうかということになりまして、先ほどから申し上げてますように、当年度は黒字であります。だから、赤字ではありませんので、もともと対象外というふうに考えてもらったらいいかと思います。だから、全く関係ないということで、赤字はありません。だから、そこでは実質赤字比率は、昨年度マイナス4.5%、当年度が7.45%。通常は、これ赤字でありますと、その△がつかないんでありますが、△がついてあります。これは黒字だから、赤字からすると逆になって、言ってみれば会計に関係ないということになるかと思います。

具体的には、39億2,566万円と標準財政規模の52億6,257万円で割りますと7.45%、これは黒字でありますから、黒字の7.45%で、黒字で問題なしということになります。もともとそんなことで、黒字ですから余り関係ない。

それから、連結実質赤字比率も同様でございまして、連結で黒字でございます。先ほどの一般会計、特別会計合わせまして赤字だというふうに申し上げましたが、ここでの連結は水道事業会計まで、収支会計と発生主義でやっております水道事業会計まで一緒に連結します。だから、水道事業会計の利益が、この場合、一般会計と特別会計、資金収支でいきますと赤字になりますが、水道事業会計を入れますと、逆に黒字になります。9,400万円の黒字になります。だから、この連結実質赤字比率も黒字ですから、本来関係ないと。去年は赤字でございましたが、当年度は黒字になりまして、連結実質赤字比率も、もともと赤字ではありませんので、比較する必要が、健全化基準と比べる必要もないということになるかと思います。

それから、実質公債費比率であります。昨年度が12.4%、当年度が11.1%。これは、現在の地方債の残高を、いろんなこれから引く計算がありまして、純粹のその町の財政で償還していかなければならない地方債ではいくらか。それを標準財政規模、これも言ってみれば、標準税収入あるいは標準交付税収入というような計算で出てくる、決められた数字じゃない、それで割り算した数字であります。これの3年平均でありまして、平成17年が14.78%、平成19年が10.47%、当年度が7.91%と年々減少してきておりまして、3年平均しますと11.05%ぐらいになるということで、これが国が決めた基準が、早期健全化団体に該当する場合は25%を超えると早期健全化基準に該当する。それから、財政再生団体になる基準が、要するにイエローカードかレッドカードかということになるのは、イエローカードが25%、レッドカードが35%ということで、いずれもセーフでありまして、問題はないということですね。

実際の当年度の公債費が9億1,900何がしでございまして、当年度の財政一般会計の歳入が82億9,700万円。この公債費を当年度の財政の歳入で割りますと、11.8%。当年度だけの計算でいっても、ほぼそれに近い数字になるかなというような数字になってまいります。

それから、4番目、将来負担比率です。これが先ほどの町債の償還、あるいは職員の退職金、あるいは債務負担行為、それを標準財政規模でいくと、どのぐらいの割合なのかというのが将来負担比率であります。昨年度が30%、当年度が29.5%と、これも少しよくなっております。

これは昨年も申し上げたんですが、こんないろんな数字は、県あるいは国から受けた数字で計算しておりますので、非常に複雑な計算になっておりますが、その長期債務、そういった町債、あるいは退職金の債務、こういったものに充当する財源として、都市計画税52億6,300万円であるとか、あるいは町営住宅の収入であるとか、いろんな長期的な、都市計画税52億6,300万円見込んでおられるんですが、1年間の都市計画税の収入が当年度1億2,400万円でありまして、52億6,300万円まで累積していこうと思うと60年分ほどの金額を見込んでいますが、それを充当率70.6%で充当しても、42年分の都市計画税の収入をこの長期債務から控除してあります。だから、そういった非常に長期的な40年も60年も、将来わからんようなことまで引いての計算ですので、必ずしもこの将来負担が、これが正確かどうかというのは、これをもってだけしては言えるものでもございません。

それから、最後に資金不足比率であります。これは、要するに公営事業の資金がどれだけ足りないかということでありまして、これにつきましては、水道事業と公共下水道事業の資金がどのぐらい不足しておるかということを経営した比率であります。

そこでも書いてありますように、水道事業では、平成19年度33.8%マイナスで、平成20年度34.1%。これは、みなし現金、要するに未収の給水収益だとか、あるいは年度末に持っておる現金預金、そういった要するにお金、あるいは現金等価物ですね、お金に近いもの、そういったものが年間の営業収益に対してどのぐらいの比率になるか。通常は、これが赤字、マイナス、債務が多いということで資金不足ということで見えておるんですが。当町の場合は、当年度の年度末のみなし資金ですね、未収収益と手持ちの現金預金、合わせまして4億4,974万6,000円ありまして、逆に未払い金等の債務、負債が1億5,974万2,000円、差し引き2億4,523万4,000円お

金が余っているということになります。だから、資金は不足でなしに余っております。だから、2億4,523万4,000円は年間の売上高ですね、給水収益、その他の営業収益を加えましたら7億2,101万8,000円で割りますと、34.01%の資金の余りになるということですね。不足ではありません、過剰であります。だから、この場合も、先ほどと同じように、非該当であります。

流動比率といいまして、流動資産から流動負債、流動資産を流動比率で割ったものを流動比率というんですが、流動比率が100%を超えるような企業の場合は、すべて現金資金不足比率は出てこない、マイナスになってしまうということですね。

さらに、先ほど申しました1億5,974万2,000円の未払い金は、現実の、近い将来に支払わなければならない債務であります。それ以外に、企業債の1年以内、1年以内の償還見込み額、要するにワンイヤールールで計算した町債の返済見込み、それを債務に加えますと、1年以内の町債1億415万円償還しなければなりませんので、それを加えますと、差し引き、みなし資金は1億4,008万4,000円になる。それでいっても現金不足比率は出ません、現金余り比率、余剰比率が19.6%ということで、水道事業の場合は、資金繰りには何ら問題ないということになります。

それから、公共事業特別会計は、いわゆる企業会計を採用しておりません、収支会計でありますので、そういった資金不足は出ない。先ほど申し上げたように、収支計算で赤字は出ませんので、資金不足は出ないということで。資金不足のない場合は、繰り上げ充用額であるとか、あるいは支払いを繰り延べている金額であるとか、あるいは事業繰越額、あるいは建設改良費債以外の町債、こういったものがありますと赤字と見るんですが、そういったものは一切ございません。だから、資金手持ち額差し引きゼロでありまして、資金不足比率はゼロということになります。だから、この場合も健全化比率の20%を下回っておりまして、公共水道事業特別会計の資金不足比率もゼロで、何も問題ないということでございます。

こういった健全化比率すべて、早期健全化、あるいは財政再生、こういった基準に、今のところは近づきそうな気配は全くありません。だからといって資金繰りがそんなに楽かというわけでもありませんので、財政健全化法上ではそうなるというだけなので、長期的によく財政運営は、実際の数字、そういったものも管理しながら、なるべく財政管理は保守的に運営していくべきではないかというふうに思います。

少し長くなりましたが、以上で審査意見とさせていただきます。決算審査、決算のご

検討をなさる何かに資すればというふうに思います。

どうも清聴ありがとうございました。

○木田委員長 辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでした。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑があればお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 すみません。町債のことなんですけども、先ほど、一般企業でしたら大体40%から45%に抑えないと、もう経営していけないというふうにおっしゃってましたけども、こうした公営企業会計の場合というのは、100%を超えてというふうになりますけども、どれぐらいに抑えるべきとか、そういう目安というものはあるんですかね。

○辰巳代表監査委員 特に基準があるわけではないですね。今のいろんな公債費比率とか、あるいは将来負担比率も、国の基準でいくとはるかに下回ってるんですが、そういった面からは、恐らくこれは国もどっかいろんな全国のデータをとって、こういったものを出してきてると思うんで、一般からすると、うちらは悪いほうではないと思いますので、それからいうと、何ぼがいいかはわかりませんが、多い数字ではないんですよ。

一般企業の場合はね、今は、最近は低金利時代になってますが、昔は、お金は借りたら最低、年に10%の資金コストはかかると言ったんです。銀行で借りたり、手形を割ったりしますと、表面上は6%とか7%の表面利率で銀行はお金を貸してくれます。ところが、銀行は必要以上に資金を貸しよるんです。100万円要と言いますと、「そない言わんと持っといっておくんなはれ、使っておくんなはれ」いうて、200万ぐらい貸すんです。そうすると、200万円は7%で貸しといて、余った100万円は自分とこが普通預金か何かで預かりよる。そうすると、非常に安い金利で自分とこに預かる。そうすると、7%の表面金利が1割ぐらいになってしまうんです。

そんで1割も金利だけかかったら、だから売上高と同じだけの借金があると、売上高の1割が金利で飛んでしまう。そうすると、売上高の1割もうかる事業があるかということなんです。そなんは、よっぽど利益率のいい事業をやってないと出ないんです。普通は純利益なんて、物ばかり動かしてるような事業やったら2%か3%。材料比率が低い製造業で、6%か7%ももうかたらいい。1割も金利がかかったら、事業が採算合うわけない。だから売上高と同じだけの借入金があると、そなんつぶれてまう。半分でも苦しい。4割ぐらいあるような企業でも、普通は財務分析で借金が多過ぎるという意見がついたりします。だから借金は、そういった意味から見ても、多いというの

は余りいいことではない。

しかし、それが将来、その投資の借金して、いろんな投資をしていく、その効果が生きて、今言う採算がよくなっていくというようなことを織り込んで、前向きな借金で、そういったものが生きていくということになりますと、そういったものを織り込んだ長期の推移を見ていって、これならいけるという、その時点の見通しとしては多分大丈夫だろうというんなら、多少多くてもいいかなというようなこと。

ちょっと町財政でどのぐらいが限度かっていう、ちょっとありません。そんなもんはないと思うんですが、企業会計を例にして、余り多くないほうがいいだろうという、私の個人的な見解を申し上げました。

○木田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員、中川監査委員さんには、あらかじめ決算審査結果の報告後、退席の申し入れがございますので、これを許可したいと思います。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計の決算審査に当たり、詳細なご報告をいただき、ありがとうございました。委員長として心から御礼申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 17 分 休憩)

(午前 10 時 30 分 再開)

○木田委員長 再開をいたします。

続いて、一般会計及び各特別会計の決算概要及び健全化判断比率について、説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、私の方から一般会計及び各特別会計の決算概要及び健全化判断比率報告について、ご説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

それでは、資料 2 によりまして、決算の概要説明をさせていただきます。

まず、1 ページからの一般会計決算の状況であります。平成 20 年度予算編成に当たりましては、次に書いております 6 項目をまちづくりの基本施策として掲げ、前年度当

初予算と比較して１５億６，０００万円、１６．８％減の７７億４，０００万円で予算を編成したところであります。平成２０年度予算補正におきましては、予算執行の過程において、次のとおり８回の補正予算を編成をいたしております。最終現計予算額は９５億２，５２０万４，０００円となっています。これを前年度の最終予算額と比較しますと、３，４７０万５，０００円、０．４％の減額となっています。

次に２ページであります。決算収支の状況です。まず、１の決算規模ですが、平成２０年度の一般会計決算額は、前年度と比較して、歳入が１，７５１万３，０００円、０．２％の増加、歳出が１億９５万８，０００円、１．２％の減少となりました。

次に、２の決算収支ですが、（１）の形式収支につきましては、歳入決算額８８億１０２万８，０００円から歳出決算額８２億９，７８４万５，０００円を単純に差し引いた形式収支は５億３１８万２，０００円の黒字であり、前年度と比較して１億１，８４６万９，０００円、３０．８％の増加となっています。（２）の実質収支についてであります。形式収支から翌年度への繰り越し事業に伴う繰越財源、（仮称）文化財活用センター整備事業では２，０１１万円、定額給付金給付事業では２８０万６，０００円、子育て応援特別手当支給事業では１，００８万円、火葬場周辺対策事業では１，０５０万円、衛生処理場周辺対策事業４００万円、鳩水園施設改良事業５３０万５，０００円、土地改良事業１００万円、土地改良支援事業１，０５０万円、道路新設改良事業３，５９０万円、法隆寺線整備事業５６５万５，０００円、幼稚園園舎耐震補強事業７６万円を差し引いた実質収支額は３億９，６５６万６，０００円の黒字でありまして、前年度の実質収支額と比較して１億４，９５２万９，０００円を増加をいたしております。（３）の単年度収支につきましては、平成２０年度の実質収支から平成１９年度の実質収支を差し引いた単年度収支は１億４，９５２万９，０００円の黒字であり、前年度と比較して１億１，５６０万３，０００円増加をいたしております。（４）の実質単年度収支につきましては、７，５９７万９，０００円の黒字となり、前年度と比較して３，４１４万５，０００円増加をいたしております。次の３ページにつきましては、５年間のこれらの数値の推移をお示しいたしておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、４ページの歳入の状況であります。１の概況につきましては、歳入決算額は８８億１０２万８，０００円となり、前年度と比較して１，７５１万３，０００円、０．２％の増加となりました。平成２０年度決算における歳入の特徴を見てみますと、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、固定資産税、軽自動車税、都市計画税が

増加したものの、町民税、たばこ税が大きく減少したことにより、町税全体で対前年度比 6,891 万 6,000 円、2.2%の減少となりました。

地方交付税では、対前年度比 7,362 万円、4.0%の減少となっております。また、その他の歳入では、国庫支出金は、安全・安心な学校づくり交付金、史跡用地先行取得償還費補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金などが増額となったものの、交通安全施設等整備事業費補助金、まちづくり交付金、保存整備費等補助金などが減額となったことから、対前年度比 8,761 万 7,000 円、17.3%の減少となりました。

繰入金については、財政調整基金等からの繰り入れを行ったことにより、2,964 万 4,000 円、47.7%の増加となりました。財産収入は、財産売払収入等が増加したことにより、1,786 万 1,000 円、134.3%の増加となったところであります。また、町債につきましては、対前年度比 8,130 万円、4.6%の増加となっております。

次に、7 ページであります。歳出の状況であります。

1 の概要につきましては、朗読をもってご説明とさせていただきます。

平成 20 年度の歳出決算額は 82 億 9,784 万 5,000 円で、前年度と比較して 1 億 95 万 8,000 円、1.2%の減少となりました。歳出の内容を目的別に見てみますと、8 ページに表でお示しをいたしておりますけども、総務費が地域活性化・緊急安心実現総合対策事業費などの増加によりまして、対前年度比 2 億 8,417 万 7,000 円、32.3%、衛生費が衛生処理場維持補修費、鳩水園維持補修費及び施設改良費などの増加によりまして、対前年度比 5,619 万 5,000 円、7.5%、農林水産事業費が土地改良事業費などの増加により、対前年度比 4,452 万 3,000 円、64.0%の増加となりました。

一方、公債費は、昭和 57 年度に借り入れた斑鳩南中学校建設用地取得事業債、平成 8 年度及び平成 9 年度に借り入れた、ふるさとづくり事業債の完済などによりまして対前年度比 2 億 5,763 万 1,000 円、21.9%の減、民生費が総合保健福祉会館建設事業費などの減少によりまして対前年度比 1 億 4,435 万 3,000 円、5.5%の減、土木費が J R 法隆寺駅周辺整備事業費などの減少により対前年度比 6,131 万 2,000 円、4.2%の減、商工費がシルバー人材センター事務所建築工事費などの減少により対前年度比 2,992 万 7,000 円、26.2%の減少となりました。この結果、歳出の構成比の順は、①として民生費、②として土木費、③として総務費、④として公

債費、⑤として教育費等となっております。

また、歳出の内容を性質別に見てみますと、9ページにこれにつきましても表で表しておりますが、義務的経費は、人件費14億6,574万3,000円、扶助費5億2,114万6,000円、公債費9億1,979万3,000円となっております、義務的経費全体では29億668万2,000円となっております。

投資的経費は、普通建設事業費19億6,837万2,000円となっております。

その他の経費では、物件費15億1,349万7,000円、補助費等7億8,619万1,000円、積立金7,449万3,000円、繰出金8億8,465万6,000円等となっているところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。本町の財政構造等でございます。

1の経常収支比率でありますけれども、平成20年度決算による経常収支比率は94.0%となり、前年度92.3%と比較して1.7ポイント上昇いたしております。

経費別に見ますと、物件費が学校給食調理・洗浄業務の委託や地域活動支援センター委託などにより2.2ポイント、繰出金が後期高齢者医療制度の施行に伴う後期高齢者医療広域連合療養給費負担金などにより2.0ポイント、維持管理費が衛生処理場や鳩水園の維持補修費の増により1.0ポイント上昇をいたしております。また、公債費が大型事業にかかる償還完了などによりまして4.5ポイント減少をいたしておるところであります。

次に、中段から下の方に2の公債費でありますけれども、標準財政規模に対する公債費の割合であります。公債費比率は、11.6%となりまして、前年度の17.2%と比較して5.6ポイント減少いたしております。公債費比率等の推移の表につきましては、ご参照いただきたいと思います。

次に、12ページであります。3の財政力指数であります。財政力指数につきましては、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用いてあらわし、平成20年度では0.631となっております。

なお、この指数は、1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われていたところでございます。これにつきましても、下の表に過去の推移をお示しいたしておるので、ご参照いただきたいと思います。

次に、特別会計であります。

初めに、13ページの国民健康保険事業特別会計決算の状況であります。平成20年

度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して１億４，５６０万円、４．９％増加の３１億２，８８０万円で予算を編成をいたしました。予算執行の過程におきまして、５回の補正予算を編成し、最終現計予算額は３７億７，２１９万６，０００円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、２億８，７００万９，０００円、８．２％の増加となっております。

平成２０年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２８億４，９２６万１，０００円、歳出総額３４億１，４９６万５，０００円、収支差し引きマイナスの５億６，５７０万４，０００円となりました。

このため、平成２１年度会計において繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。

なお、翌年度に精算交付を受ける療養給付費負担金４８９万円と返還すべき療養給付費等交付金７６万５，０００円が含まれていることから、実質的な収支額は５億６，１５７万９，０００円の赤字となっているところでございます。

次に、１５ページをお願いをいたしたいと思います。老人保健特別会計決算の状況であります。平成２０年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して１７億４，３００万円、８７．７％減少の２億４，４００万円で予算を編成いたしております。補正予算につきましては、１回の補正予算を編成し、最終現計予算額は２億７，３３０万７，０００円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、１９億１，４１６万７，０００円、８７．５％の減少となっています。

平成２０年度の老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億４，９３８万１，０００円、歳出総額２億５，３４８万３，０００円、収支差し引きマイナスの４１０万２，０００円となりました。このため、平成２１年度会計において繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。本特別会計の制度上の仕組みによりまして、平成２１年度会計において、国保から５２２万５，０００円の精算交付を受け、超過交付額については、支払い基金に３２万１，０００円、経費に８０万３，０００円を返還し、精算することとなっております。

次に、１７ページであります。大字龍田財産区特別会計決算の状況であります。

平成２０年度の大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して１０万３，０００円、２．２％減少の４５４万５，０００円で予算を編成したところであります。歳入総額４５４万９，０００円、歳出総額３１万２，０００円、収支差し引き４２３万７，０００円となったところであります。

次に、１９ページであります。公共下水道事業特別会計決算の状況であります。

平成２０年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して２億４、３００万円、１３．２％減少の１５億９、５００万円で予算を編成し、予算執行の過程におきまして３回の補正予算を編成をいたしました。また、繰越明許費を含めました最終現計予算額は、１８億３、３５３万９、０００円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、３億２、７８３万６、０００円、１５．２％の減少となっております。歳入総額は１７億１、６１１万５、０００円、歳出総額１７億１、６１１万５、０００円、収支差し引き０円となったところであります。

次に、２１ページであります。介護保険事業特別会計決算の状況です。

平成２０年度介護保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して６、７００万円、４．７％増加の１４億７、９９０万円で予算を編成をいたしました。

予算執行の過程において３回の補正予算を編成し、繰越明許費を含めた最終現計予算額は、１５億４、０９２万９、０００円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、８、６８６万円、６．０％の増加となっております。

歳入総額は１５億２、７９５万５、０００円、歳出総額１５億１６３万３、０００円、収支差し引き２、６３２万２、０００円となりました。

なお、翌年度に返還すべき国庫支出金３５１万円、県支出金等１８５万４、０００円、支払い基金交付金２６７万４、０００円が含まれていることから、実質的な収支額は１、８２８万４、０００円の黒字となっております。

次に、２３ページであります。後期高齢者医療特別会計決算の状況です。

平成２０年度から新たな医療制度として後期高齢者医療制度が開始され、後期高齢者医療特別会計当初予算は２億８、３５０万円で予算を編成し、予算の執行過程において３回の補正予算を編成し、最終現計予算額は２億９、１４１万１、０００円となっています。歳入総額２億５、８５９万６、０００円、歳出総額２億５、７５４万９、０００円、収支差し引き１０４万６、０００円となりました。なお、制度上の仕組みによりまして、形式上、歳入超過となっている保険料は、平成２１年度会計において広域連合に納付することとなっております。

続きまして、資料１によりまして財産に関する調書のご説明をいたします。変更になったところの主なものにつきましてご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。まず、１ページからの土地及び建物であります。行政財産では、２、

3、4、5行目ですけれども、総合保健福祉会館の完成によりまして、福祉会館は文化財収蔵庫へ使用目的の変更によりまして、土地では1,318平米の減、建物で523平米の減となっております。同じく、保健センターも使用目的変更により北庁舎へとかわりましたので、土地で799平米の減、建物で1,094平米の減となっております。北庁舎として、今の分として土地で799平米の増、建物で1,094平米の増、文化財収蔵庫で土地で1,318平米の増、建物で523平米の増となっております。

次に、2ページであります。上から5行目であります。斑鳩町営追手団地駐車場用地とあります。これにつきましては、寄附のときの記載漏れがございましたので、土地で310平米の増となっております。次に8行目の、あゆみの家であります。このうち、208平米は、誤って小吉田児童公園に含まれていましたので、小吉田児童公園からこちらへ持ってきて208平米の増、それと、減の208平米につきましては、シルバーワークプラザの用地として普通財産へ行ったための土地で、208平米の減となっております。それから、1段飛んで10行目、鳩水園です。721平米を虹の家へ貸し付けを行ったために、普通財産へ持っていったために721平米減となっております。それと、下から7行目にあります小吉田児童公園であります。先ほどご説明申し上げましたように、錯誤のため、あゆみの家へ移管したために208平米の減となっております。

次に、3ページであります。行政財産の下から3行目でありますけれども、斑鳩町総合保健福祉会館では、土地で198平米の増となっております。これにつきましては、55平米が交換によって増、143平米が取得による増で、合計198平米の増となっております。減の55平米につきましては、さきほど交換により減となった分であります。それから、ひとつとびまして、シルバーワークプラザでは、土地で221平米の増。すみません。先ほどの総合保健福祉会館、建物を忘れました。漏れ落ちました。建物で4,094平米の増となっております。これは、完成したことによるものであります。失礼いたしました。次に、シルバーワークプラザでは、土地で221平米の増。内訳は、あゆみの家からの208平米、それと買い取りによる13平米がありましたので、合計で221平米の増となっております。建物では126平米の増となっております。

次に、普通財産であります。一番上の旧三室休日応急診療所では、売却によりまして土地で189平米の減となっております。次に、6ページをごらんいただきたいと思います。6ページの5行目であります。追手団地跡地につきましては、3平米の増となっております。これは、一部記載漏れが明らかになったためであります。

次に、下から５行目であります。（仮称）興留４丁目地内ごみ置き場では２平米の増、旧鳩水園用地では、虹の家へ貸付用地として、行政財産から７２１平米の増、（仮称）目安北２丁目地内ごみ置き場では１平米の増、（仮称）龍田１丁目地内ごみ置き場では１６平米の増、（仮称）稲葉車瀬２丁目ごみ置き場では２平米の増。

次に、７ページでありますけれども、土地開発公社健全化対策用地として、９７３平米の増であります。これは、土地開発公社の長期保有地であった龍田西８丁目の土地を買収したことによるものであります。

続きまして８ページをごらんいただきたいと思います。（３）の物品であります。２行目の熱風消毒保管器では、１の増となっております。これは斑鳩小学校での増設であります。次に、下から７行目であります。生涯学習情報システム機器で１の減。これにつきましては、中央公民館で平成１８年の９月２８日に廃棄したものが異動漏れであったため、今回減少させていただきました。

次に、９ページであります。下から８行目、ＬＧＷＡＮサービス提供装置、１の増であります。これは、役場庁舎であります。下から２行目で、放送卓、１の増。これは東小学校であります。それと一番下ですけれども、空き缶回収器、２の増。これは北庁舎と総合保健福祉会館に各１台設置したことによるものであります。

次に、１０ページであります。乗用車で２台の減となっております。廃棄等になっておりますのが２台ある、この分でございます。上の方が税務課、下の方が健康対策課であります。次に、貨客車で１の減となっております。マツダファミリアバン廃棄となっております。これは観光産業課の分であります。次に、マイクロバスが２の減となっております。これは、総務課のマイクロバス及び福祉課のリフト付マイクロバスを譲渡したことによるものであります。貨物車では、１の増となっております。これにつきましては、次のページの一番上段にあります三菱ダンプ取得でありますけれども、環境対策課のほうで取得したものであります。軽自動車では、２台の増となっております。これは、下からダイハツハイゼットカーゴを２台、寄贈、寄贈とありますけど、寄贈により受け入れたものであります。次に、廃棄では２の減があります。これは、スズキバンで税務課。スバルバンこれは福祉課の分でございます、これにつきましては、以前、日赤から貸付車両でありましたけれども、誤って調書に記載しておりましたので、今回抹消をさせていただきました。次に、ごみ収集車であります。１の増となっております。マツダの塵芥車取得となっております。これは、排ガス規制に適合車として購入した分ござい

ます。

続きまして、12ページをお願いをいたしたいと思います。(4)の出資による権利であります。一番下の地方公営企業等金融機構に180万円を新たに出資をいたしております。これにつきましては、公営企業金融公庫が平成20年10月1日に廃止されまして、地方が自主的・主体的に運営する地方公営企業等金融機構を協同で設立し、全地方公共団体が出資することになりました。町の出資額について、標準財政規模と国庫貸付規模等によって算出された負担額の分を出資したところでございます。

次に、13ページであります。(5)の基金の状況であります。現金では、前年度末より7,879万982円増の24億1,539万7,393円であります。貸付金では、土地開発基金から土地開発公社への貸し付けで1億888万3,883円あります。

次に、14ページをお願いいたしたいと思います。土地につきましては、決算年度末現在高で、一番下の右端でありますけども、面積で2,453平方メートル、価格で4億1,600万6,833円あります。

以上が、財産で主に変わった点でございます。

引き続きまして、財政健全化判断比率についてご説明をさせていただきます。

資料の7をごらんいただきたいと思います。それでは、平成20年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

本法律は、平成19年6月22日に公布されたところでありますが、昨年度は4指標の公表のみとなっております。今年度から財政健全化計画の策定の義務づけ等、本格施行されるということになっております。国におかれては、本法律にかかる政令や省令を一部改正されておりますが、いずれも当町の算定そのものに影響がない内容でありましたので、説明を省略をさせていただきます。

それでは、資料7の1ページをごらんいただきたいと思います。1つ目の指標であります実質赤字比率につきましては、地方税、地方交付税等の一般財源を、その支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を地方公共団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額で除した比率とされております。

平成20年度の一般会計における実質収支額は、3億9,256万6,000円の黒字となりましたことから、実質赤字比率はマイナスの7.45%となり、前年のマイナス

の 4. 55 %と比較して、2. 9ポイント改善をいたしております。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準が現行の地方債協議許可制度における許可制移行基準 2. 5 %から 10 %の数値と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じまして 11. 25 %から 15 %とされておりまして、本町の早期健全化基準は 14. 83 %となっております。また財政再生基準は、財政規模を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は 20 %とされているところであります。

次に、2つ目の指標であります連結実質赤字比率につきましては、地方公共団体のすべての会計における赤字額と黒字額を合算して、当該団体を 1 法人としての歳出に対する歳入の不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額で除した比率とされておりまして、

平成 20 年度の連結収支が 9, 401 万 9, 000 円の黒字となったことから、マイナスの 1. 78 %となり、前年度の 2. 57 %と比較して 4. 35 ポイント改善をいたしております。国民健康保険事業への財政支援を行ったことなどによりまして、昨年度の赤字から黒字へと転換することができております。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準が実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業等における経営健全化等を踏まえ 5 %を加算し、市町村については、財政規模に応じ 16. 25 %から 20 %とされておりまして、本町の早期健全化基準は 19. 83 %となっております。

また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に 10 %を加算し、市町村は 30 %とされておりまして、なお、この比率については、3 年間の経過的な基準が設けられておりまして、市町村の場合は、平成 20 年度及び 21 年度決算に基づく比率は 40 %、平成 22 年度決算に基づく比率は 35 %とされておりまして、

次に、3つ目の指標であります実質公債費比率につきましては、地方公共団体の一般会計等における支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準的な規模をあらわす標準財政規模を基本とした額で除した比率の 3 カ年間の平均値とされておりまして、

平成 20 年度は、11. 0 %となり、前年度の 12. 4 %と比較して 1. 4 ポイント改善をいたしております。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準については、現行の地方債協

議許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とされており、また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準とされている35%とされております。

次に、恐れ入りますけれども、また1ページに戻っていただきまして、4つ目の指標であります将来負担比率につきましてであります。地方公共団体の一般会計等が、将来的に負担することになっていきます実質的な負債に当たる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模をあらわす標準財政規模を基本とした額で除した比率とされております。

平成20年度は、早期健全化計画350%に対しまして29.5%で、対前年度比0.5%の減となっております。

恐れ入りますけれども、9ページをごらんいただきたいと思います。

本町の平成20年度末時点での想定される将来負担額とは、長期の借入金であります一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの、土地開発公社へ依頼している事業にかかる債務負担行為額など、契約等で将来の支払いを約束したもの。公営企業等の他会計における地方債残高のうち、一般会計が負担するもの。一部事務組合により整備した施設にかかる地方債のうち、本町の負担金などを合わせ、将来負担額Aのところでございますけれども、その額は189億4,060万円、対前年度比7億5,347万7,000円の増となっております。

また、この将来負担額に充当が可能とされている財源は、基金、都市計画税や国・県支出金などの特定財源、基準財政需要額、算入見込み額を合わせて、充当可能財源等Bのところでありまして、175億7,286万4,000円、対前年度比7億8,482万円の増となり、実質的な将来負担額は、A－Bのところでありまして、13億6,773万6,000円、対前年度比3,134万3,000円の減となっております。

一方、その分母となる標準的な規模をあらわす標準財政規模を基本とした額は、C－Dのところでありまして、46億3,544万8,000円、対前年度比1,559万9,000円の減となっております。分母値の減があったものの、分子値の減もあったことなどから、将来負担比率は29.5%となったところであります。

このように、本町におきましては、現在までのところ、実質公債費比率、将来負担比率とも低い値となっております。また、昨年度よりも改善が見られているところですが、公共下水道事業やJR法隆寺駅周辺整備事業などの都市基盤が大きな課題とな

っており、これらの推進のためには、今後も地方債の活用は不可欠となってまいります。

これらの比率が高まると、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まることから、これらの指標について十分に注意しながら財政運営を行ってまいりたいと考えております。

恐れ入りますけど、また２ページをごらんください。最後に、資金不足比率につきましては、水道事業会計は２億４,５２３万４,０００円の余剰額が生じておりまして、公共下水道事業会計は収支ゼロ円となっており、いずれの会計におきましても資金不足は生じてはおりません。

以上、申し上げましたとおり、いずれの健全化判断比率につきましても、イエローカードであります早期健全化団体となる基準を大きく下回っております。また、すべての指標で昨年度よりも改善をいたしているところであります。

以上で、一般会計及び各特別会計の決算概要及び健全化判断比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 一般会計決算の状況の資料のところの１２ページの財政力指数なんですけども、ここにも一定説明書いてくれてますけども、これ年々上がっていった状況ですね。本来やったら財政力指数が上がっていけば喜ぶべきなんだろうけども、そうでもない状況になっているのかなということで、これはどういうふうに見たらいいものか、少しお尋ねをしておきたいと思います。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 まず、財政力指数は、これはもう単純に計算式がありまして、それをもとにして出した数字でありますので、財政力といたしましては着実によくなっておりますということであります。

一方、実質公債比率を見ていただいたらいいんですけども、実質公債比率、そこに指標があると思うんです、財政推計にあると思うんですけども、これにつきましても、平成１８年度に比べまして良くなってきておると思うんですが、１２．８％でしたかね。先ほど説明した実質公債比率につきましても良くなっておるんですが、いつとき１２．数％ありましたし、今１１％になってまいっております。といいますのが、起債残高、一般会計の起債残高がふえておりますけども、これにつきましては、後年度に交付税算

入のある起債を借りておりますんで、当然ふえたものの、それについての元利償還について交付税算入になっておりますけど。一方、大きな利率でありました、先ほどありましたように、学校とか、いかるがホールの起債も減ってまいりましたので、全体的に起債は徐々にふえていますけども、それは交付税算入あるものですよと。耐震関係もありますので。ただ、公共下水道事業を足したら、一般質問でもご答弁させていただきましたように、総額としてはふえておりますよと。ただ、一般会計の財政を分析いたしてまいりますと、起債はふえているものの、こういう数値については改善をいたしておりますと。それについては、この財政健全化の4指標にも、それについては表れてきてると思います。

それと、もう一方では、平成20年度決算を見ていただいてもわかりますように、単年度収支につきましても黒字を計上いたしておりますんで、収入について、支出については、限られた収入で支出をやっておるということでご理解をいただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、監査委員さんの説明も聞きながら、収入としては交付税がやっぱり減ってきているということで、町税収入も減ってましたよね。この中で、財政規模が小さくなってこの財政力指数が上がっているのかなと思ったら、そういうわけでもないんですね。わかりました。

あと、それともう1点、すみません。部長、健全化判断比率等報告書の1ページの連結実質赤字比率の説明のところで、財政再生基準ですね、これ40%って書いてますけど、さっき説明のところで、20年度は35%と言わはったかなと思ったけど、これは聞き違いなんですか。これ40%でいいんですか。

○池田総務部長 連結のほうですね。

○木澤委員 そうです、連結実質赤字比率。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 先ほどご説明させていただきました、市町村は30%とされておりますけども、3年間の経過的な基準がありまして、平成20年度、21年度決算の基準は40%と説明させていただきました。

○木田委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第3号、平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、まず議案書の朗読をここでさせていただきます。

認定第3号

平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計の歳入全般につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは「平成20年度の主要な施策の成果報告書」であります。この分厚い分で、資料3であります。これに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、77ページをごらんいただきたいと思います。第2表「平成20年度一般会計歳入歳出決算の内訳」であります。平成20年度の歳入決算額は、第2表のとおり、8億102万8,000円となっております。前年度と比較して1,751万3,000円、0.2%の増となりました。

その主な内訳は、町税が31億1,905万7,000円で、歳入決算額の35.4%を占めておりまして、次に下から3行目の町債が18億3,390万円で、決算額の構成比は20.8%、下から7行目の地方交付税が17億7,056万1,000円で、決算額の構成比は20.1%となっております。町税、町債、地方交付税で、歳入決算額の4分の3以上を占めておりまして、この3つの歳入が町政運営の大きな柱となっております。この他には、下から5行目の国庫支出金が4億1,815万9,000円で、決算額の構成比が4.8%、上から7行目の繰越金が3億8,471万3,000円で、決算額の構成比が4.4%、下から4行目の県支出金が3億4,147万5,000円で、決算額の構成比が3.9%等となっております。

次に、これら歳入の状況についてでありますけれども、はじめに、町税につきましては、78ページの第3表「平成20年度町税決算の状況」をごらんください。第3表のとおり、町税につきましては、固定資産税が1,154万2,000円、1.0%の増、軽自

自動車税が47万7,000円、1.4%の増、都市計画税が148万円、1.2%の増となったものの、町民税が4,661万4,000円、2.8%の減、たばこ税が3,580万1,000円、20.4%の減となっておりまして、町税収入全体では、対前年度比6,891万6,000円、2.2%の減収となりました。

また、町税の徴収率につきましては、全体で95.5%となり、前年度と比較いたしまして0.9ポイント改善をいたしているところであります。

次に、目的税であります。都市計画税の使途状況につきましては、恐れ入りますけれども、資料5といたしております「決算附属参考資料」がございます。資料5の「決算附属参考資料」の10ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度の都市計画税収入額は、1億2,684万4,000円となっております。この資料の中でもお示ししておりますように、公共下水道事業、そして、これまで都市計画事業として借り入れを行った町債の償還金に係る一般財源は3億2,121万円となっております、この一般財源に都市計画税を充当できますことから、その全額を充当しているところでございます。

恐れ入ります。また先ほどの資料3の77ページにお戻りください。町税と並んで大きな柱であります下から7行目の地方交付税につきましては、地方財政対策が講じられたことにより、国全体の地方交付税総額が平成15年以来の1.3%増となっている中で、本町においては、基準財政需要額における事業費補正の減などによりまして、対前年度比7,362万円、4.0%の減となっているところであります。

その4行下の町債につきましては、まちづくり事業債、地方特定道路整備事業債、道路新設改良事業債、総合保健福祉会館建設事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債が減額となったものの、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、学校教育施設等整備事業債、地域活性化・緊急安心実現総合対策債、減収補てん債が増額となったことにより、対前年度比8,130万円、4.6%の増となっております。

次に、上から6行目の繰入金につきましては、財政調整基金で8,000万円、減債基金で499万5,000円、藤ノ木古墳整備基金で675万5,000円の繰り入れを行ったことから、繰入金合計では9,175万円、対前年度比2,964万4,000円、47.7%の増となっております。

次に、下から5行目の国庫支出金につきましては、安全・安心な学校づくり交付金、

史跡用地先行取得償還費補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金などが増額となったものの、交通安全施設等整備事業費補助金、まちづくり交付金、保存整備費等補助金などが減額となりましたことから、対前年度比8,761万7,000円、17.3%の減となっております。

これらの歳入を町が自主的に調達できる自主財源と、その調達を国・県に依存する依存財源に分類してみると、町税や使用料及び手数料などの自主財源は40億3,231万9,000円で、町税は減少しているものの、繰入金、繰越金等の増額により、対前年度比1億1,416万3,000円、2.9%の増となっております。また、歳入全体に占める割合は45.8%となり、前年度と比較して1.2ポイント上昇をいたしております。

一方、地方交付税や町債などの依存財源は、47億6,870万9,000円で、対前年度比9,665万円、2.0%の減となっております。

以上で、歳入決算の状況についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○木田委員長 一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 町民税なんですけども、これ徴収率というのが上がっているけども、4,600万ですね、2.8%マイナスとなってきましたけども、これについて、原因がどういうふうなもので、今後の動向としてどういうふうに町は見ておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 町民税についてでありますけども、徴収率は確かに上がっております。ここでやっています町税につきましては、町民税、それと固定資産税、法人税等が入っております。これにつきましては、法人税につきましては昨今の景気低迷がございまして、やはり落ち込んでおります。それと、77ページですね、また民税につきましても落ち込んでおります。それと、たばこ税につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、約3,000万円落ち込んでおります。これが一番大きいんですけども、これらについて徴収率は上がっているけども、額としては落ちたということでご理解いただきたいと思います。

今後の動向につきましても、やはり今の経済状況、来年にはまだ、とてもやないけど

回復しないと。2年や3年で回復しないと言われてますし、恐らく近いうちに第二番底という経済不況が、一番底より大きい経済不況が来ると言われておりますんで、やはり町税につきましては、それらについてはやはり総額としては落ちてくるのではないかと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、部長おっしゃっていただきましたように、やはり景気の影響が大きく作用してるのかなと。個人の町民税についても、やっぱり減ってるんですよね。その中で、やっぱり町民さんの暮らしも大変になってきているということで、町のほうもいろいろ施策、対応していただいていると思いますけれども、やはり経済危機に大変な中で、町民の皆さんの暮らしを守っていくという立場で、今後も引き続き施策に当たっていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○木田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○木田委員長 それでは、再開をいたします。

それでは、総務部、会計室、議会事務局所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第1款、議会費についての説明を求めます。

藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 それでは、第1款、議会費の決算の状況についてご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書の84ページから85ページまでについてです。

平成20年度の歳出決算額は1億166万4,397円、執行率97.0%となりました。前年度の決算額1億72万5,741円と比較いたしまして93万8,656円、0.9%の増となっております。

前年度と比較いたしまして決算額が増加となりました主な理由は、一つは、まず減少理由でございまして、事務局職員の育児休業等に伴いまして、職員人件費が約296万円の減となっております。また、一方で増加原因でございまして、議員人件

費関係で、平成１９年度は議会議員の改選によりまして新人議員６名の方の６月期末手当が７０％の減額支給をされておりました。それが２０年度は１００％つくということで、約３３３万円の増となっております。また、生駒郡町村議会議長会負担金、約１１７万円を新たに計上支出したことによるものでございます。この生駒郡長村議会議長会負担金につきましては、平成１９年度までは生駒郡町村会からの交付金をもって運営されておりましたけれども、見直し整理がされる中で、各町からの負担金を交付することに改められたものでございます。

それでは、事業別施策の取り組み状況についてご説明を申し上げます。

まず、住民意識の醸成と参加機会の充実についてでございます。はじめに、定例会の開催についてでございますが、定例会は４回開催をされ、会期日数は延べ８５日、定例会における議案総数は１０２件、うち町長提案９３件、議員発議３件、委員会発議６件で、合計１０１件が原案どおり可決となっております。議員発議及び委員会発議については、三室病院産婦人科医師の緊急確保を求める意見書など意見書４件を採択し、各関係機関に送付をいたしております。

また、地方自治法の改正におきまして、全員協議会、正副委員長打ち合わせ会議を正式な協議の場とするため、会議規則等の改正を行いました。また、平成１９年から実施をいたしました複数常任委員会制について検証、見直しを行い、委員任期を１年に改め、予算から決算までを総体的に捉えて、より専門的に審議するため、「予算常任委員会」を「予算決算常任委員会」に改編するため、委員会条例等の改正を行っております。

なお、臨時会については、平成２０年度は開催をされておられません。

次に、常任委員会及び特別委員会の開催についてですが、定例会前の事前委員会を含めまして、延べ６６回、７０日間開催をされております。また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、各委員会において先進地事例に学ぶため、先進地視察研修や現地調査を実施をいたしております。平成２０年においては、総務常任委員会が（仮称）文化財活用センターの運営や史跡中宮寺の整備に係る審議に資するため、先進地視察研修を実施し、また、厚生常任委員会においては、新規事業として実施をされました剪定枝葉等のリサイクル事業の委託先の現地視察を実施いたしました。

次に、会議録の作成、閲覧については、本会議における速記者による会議記録作成を引き続き委託しております。会議録は４０部作成し、議会議員、町関係者に配付したほ

か、役場庁舎及び図書館、公民館に会議録を置き、住民の方に自由に閲覧していただいております。

次に、広報活動の充実については、議会活動の一環として、住民の皆さんに議会活動への理解と認識を深めていただくため、定例会ごとに議会だよりを年４回発行しております。また、さらに多くの方にお読みいただけるよう、町のホームページにも掲載をしたところでございます。今後も、より一層の工夫を凝らしながら、内容の充実と親しみやすい広報づくりに努めてまいります。

以上、簡単ではございますけれども、議会費の決算状況についての概要説明とさせていただきます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第１款、議会費について質疑をお受けします。
主要な施策成果報告書の８４ページから８５ページでございます。

なお、委員の皆さんには、質疑、答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には主要な施策成果報告書並びに関係書類等の資料名、資料番号、ページ数などもお示しいただきまして質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって第１款、議会費についての審査を終わります。

次に、第２款、総務費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、私どもが第２款、総務費についてご説明を申し上げます。

座って御説明をさせていただきます。

まず、平成２０年度の歳入歳出決算書、この白い分であります。この白い分につきましては、８４ページからとなっております。それと、主要な施策、資料３の主要な施策は、８６ページから１３１ページとなっております。

まず、白い決算書の８４ページをごらんいただきたいと思います。

８４ページの第２款、総務費全体では、予算現額１６億４,５４７万４,０００円に対しまして、決算額は１１億６,４３８万４,３５４円で、執行率は７０．８％となっております。

次に、決算書の８６ページをごらんいただきたいと思います。

第１項、総務管理費では、予算現額１４億２,２１２万１,０００円に対しまして、決算額は９億４,９２１万７,３７９円で、執行率は６６．７％となっております。なお、決算書に記載しております翌年度繰越額の明許繰越費につきましては、定額給付金給付事業に係るもので、本事業の完了は平成２１年１２月２５日の予定であることから、４億５,１１２万１,１９５円を平成２１年度予算に繰り越しさせていただいております。

それでは、第１項、総務管理費の各目に係る施策の実施内容等につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますけれども、資料３の主要な施策の成果報告書の８６ページをごらんいただきたいと思います。第１目の一般管理費では、予算現額３億６,７００万５,０００円に対しまして、決算額は３億６,３０７万３,０４７円で、執行率は９８．９％となっております。主な支出内容は、給料、職員手当、共済費等の人件費、職員退職手当組合負担金などとなっております。

初めに、コミュニティ推進組織の確立であります。自治会への助成では、コミュニティ活動を支援するため、自治会等に対し文具料の助成を行ったほか、自治会連合会活動の支援として、自治会連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。今後とも、自治会加入の促進を図りながら、魅力ある自治会づくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、８７ページ、地域単位の活動拠点の整備充実であります。地域集会所施設整備の支援では、地域住民の福祉増進と地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対して、地域集会所施設整備費補助金を交付しました。平成２０年度では、２自治会に対して４７万１,０００円を交付し、より一層の地域社会の福祉増進に努めました。また、コミュニティバスの運行として、町内の公共施設の利用促進等を図るため、町内巡回バスを引き続き運行いたしました。コミュニティバスの運行も、運行開始から丸９年がたち、公共施設の利用の際だけではなく、最寄り駅までの交通手段としても利用されるなど、多目的にご利用いただいております。平成２０年度では、利用者数は前年度と比較して４５０人増の、延べ４万３,６０８人にご利用いただくとともに、新たな自主財源確保の一環として、有料広告の掲載については延べ７事業所、２万５,２００円のご契約をいただきました。今後も、さらなるＰＲ等に努め利用の促進と広告収入の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、８８ページの総合的な情報化の推進では、例規執務サポートシステムの運用と

して、町例規集をデジタルデータ化し、庁内LANシステムに組み込むことで、LAN端末機により条例、規則等の迅速な検索や改正時の新旧対照表の作成など、例規執務の効率化を図るとともに、住民の皆様にも町ホームページ上から例規集を閲覧していただけるなど、情報の提供に努めました。次に、89ページ、パートナーシップの構築であります。行政出前講座の開催では、住民の皆様が関心のある行政課題等についての自主的な学習活動を支援するとともに、行政と住民との相互理解と信頼感を高め、住民参加のまちづくりを推進するため、職員が地域住民のもとへ出向いて説明等を行う行政出前講座を開催しました。平成20年度では32回開催し、延べ913人の方のご参加をいただきました。開催講座は、健康づくりについてが19件、防災（地震対策）について、後期高齢者医療制度についてが各3件、その他が7件となっております。今後も、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。さらに、町長みずからが住民の皆様のもとへ出向き、町政の課題等について説明を行う町民対話集会につきましては、4回開催し、延べ118名の方の参加をいただきました。また、自治会への文書発送では、町広報紙等の発行配布文書について、自治会を通じてではなく、各家庭へ直接ポスティングを行っておりまして、住民サービスの向上と自治会役員の皆様の負担軽減が図られたものと考えております。

次に、90ページの情報公開制度の充実では、平成20年度における公文書開示請求は、義務開示が8件、任意開示が1件、合わせて9件の請求がありました。また、斑鳩町個人情報保護条例に基づく個人情報開示は、8件の請求がありました。今後も、引き続き住民の皆様への啓発に努め、開示請求が行いやすい情報公開制度の確立を図り、町政に対する住民の理解と信頼を深め、公正で開かれた住民本位の町政の推進に努めてまいります。

次に、91ページ、人材の育成であります。職員研修の実施では、一般的・専門的知識の取得のため、奈良県市町村会館管理組合及び生駒郡町村会主催の各種研修への参加、先進地視察研修などの実施研修、さらにはメンタルヘルス研修、救急救命研修などの町独自の職場研修を通して、住民全体の奉仕者としての意識を高め、より一層のサービス向上を目指しました。

次に損害賠償請求情報についてでありますけれども、資料には記載されてはおりませんが、平成20年6月27日、大阪高等裁判所において、峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求控訴事件について、一審の奈良地方裁判所の判決を変更し、町の一連の

事務手続を否定した町の一部敗訴の判決が下りました。町といたしましては、この判決を不服として、平成２０年７月９日付で最高裁判所へ上告受理の申し立てを行っておりまして、上告提起をする弁護士費用として５万２,５００円を支出いたしております。

次に、９３ページの第２目、文書広報費では、予算現額５７０万９,０００円に対しまして、決算額は５５５万４,０６３円で、執行率は９７．３％となっております。

初めに、広報活動の充実では、広報紙の充実として、平成２０年度におきましても、広報いかるがを毎月１日に、毎月１５日にはお知らせ版を発行し、町の重要施策、住民生活に必要な行政情報や生活情報、住民の諸活動を紹介することで町政に対する関心と理解を深め、住民と行政の相互理解にもとづく町政運営の実現に努めました。また、その発行に当たっては、より見やすくわかりやすい広報紙となるよう、紙面の充実に心がけているところでございます。また、新たな財政収入を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、平成１９年６月号の広報紙により実施している有料広告掲載については、延べ１０件、７２万６,０００円のご契約をいただき、契約社数、広告収入とも増加をいたしております。

次に、９４ページですが、声の広報として、すべての人に行政情報が提供できるよう、斑鳩草笛のご協力を得ながら、視覚障害者、高齢者等を対象とした広報記事及びいかるがホールイベント案内の録音テープを製作して配布をいたしております。また、ホームページの充実として、インターネットの特性を生かしたタイムリーな情報提供に努めるとともに、広く町内外に行政情報や観光情報、不審者情報、犯罪情報などを発信しました。平成２０年度における町ホームページへのアクセス件数は８万３,９７２件となっております。次に、行政ハンドブックの充実では、最新の行政サービス等の情報を提供するため、平成２０年度版の斑鳩町行政ハンドブックを作成するとともに、行政ハンドブック外国語版の作成として、既存の英語、スペイン語の外国語版行政ハンドブックについても平成２０年度版に更新しました。

次に、９５ページの第３目、財政管理費では、予算現額４４１万６,０００円に対しまして、決算額は４３６万４,９９７円で、執行率は９８．８％となっております。

初めに、財政運営の健全化についてであります。本町財政を取り巻く環境が、低成長、少子高齢化、人口減少社会に移行する時代の転換期にありまして、地方分権一括法以降、分権改革は進みつつも、三位一体の改革により交付税総額の抑制が図られ、収入の伸び悩みが続く中で、少子高齢化によって財政負担がふえることで、年々財政は困窮化する

状況にあります。また、昨年秋のリーマンショック後の経済危機による厳しい経済情勢により、町税等の一般財源の総額が減少する厳しい環境の中、これまでに経験したことがない大幅な財源不足が見込まれる大変厳しい状況になるのではと危惧をいたしております。このため、財政健全化に当たっては、全職員が一丸となって推し進めるとともに、行財政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための滞納整理の強化や積極的な行政内容の改革などに取り組み、引き続き住民の皆様の財政健全化に対するご理解、ご協力に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方公営企業等金融機構への出資は、公営企業金融公庫が平成20年10月1日に廃止されたことから、地方が自主的・主体的に運営する地方公営企業等金融機構を共同で設置し、全地方公共団体が出資することとなりました。その分、本町負担分180万円を出資したところであります。

次に、96ページのふるさと納税では、ふるさと納税制度では、それぞれの思いのある地域を大切にしたい、地域に貢献したいという善意の気持ちを寄附金という形にするもので、応援や貢献をしたいという地方自治体へ寄附を行った場合に、その一部は個人住民税、所得税から控除される制度として、平成20年度からスタートいたしました。本町では、全国の皆様からご支援いただくため、本町の課題である歴史的・文化的遺産の保存と活用、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり、潤いのある魅力的なまちづくりの3つの分野での使い道を掲げ、町のホームページの活用や法隆寺iセンター、JR法隆寺駅観光案内所においてリーフレットを設置するなどして、そのPRに努めております。平成20年度で寄附の状況は、歴史的・文化的遺産の保存と活用に28件、58万9,313円、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりに12件、24万円、潤いのある魅力的なまちづくりに2件、11万円、合わせて43件、94万1,313円のご寄附をいただきました。その内訳は、町内の方から7件、23万8,856円、町外の方から36件、70万2,457円となっておりまして、遠くは富山県や東京、徳島の方からもご寄附をいただいたところであります。今後も、継続的にご支援いただけるよう、情報発信に努めてまいります。

次に、97ページの第4目、会計管理費では、予算現額49万7,000円に対しまして、決算額は45万4,522円で、執行率は91.5%となっております。主な支出内容は、会計システムに係る電算ソフト使用料、庁内で共同使用する事務用品の購入、決算書の印刷などに要した費用となっております。財政運営の健全化では、公金の適正

な管理として、斑鳩町資金管理並びに運用基準に従って適正な公金管理を行うとともに、公金管理検討会議を開催し、安全で確実、かつ効率的な公金の運用を行いました。

次に 98 ページの第 5 目、財産管理費では、予算現額 3 億 9,366 万円に対しまして、決算額は 3 億 9,014 万 4,558 円で、執行率は 99.1%となっております。初めに、役場庁舎の整備充実では、役場庁舎等の維持管理として、庁舎及び庁舎設備等の効率的な運用により、固定経費の節減を図りながら、安全で快適な施設環境の整備に努めました。次に、総合的な防災・消防体制の充実では、役場庁舎緊急地震速報受信装置の整備として、大規模な地震発生時の被害軽減を図ることを目的に、気象庁が配信する緊急地震速報を受信するため、緊急地震速報受信装置を役場庁舎に整備し、平成 20 年 9 月から運用を開始いたしました。

次に、99 ページであります。総合的・計画的な行政運営であります。基金の積み立てでは、後年度の財政負担の軽減等を図るため、各基金に基金利子及び財産売却収入などを原資として基金積み立てを行ったほか、斑鳩町いきいきの里債の償還準備のための減債基金積み立てを行いました。なお、平成 20 年度におきましては、必要な財源不足に対応するため、財政調整基金 8,000 万円の取り崩しを行っております。

次に、入札及び契約の適正化の促進では、引き続き入札事務の適正化に努めたところであります。平成 20 年度で実施した建設工事に係る入札件数は 41 件で、落札率は 93.28%となっております。

また、資料には記載させていただいてはおりませんが、平成 20 年度財産調書でご説明させていただきましたように、マイクロバスとリフト付バスの 2 台をインターネットでオークションで公有財産の売却をしたところでございます。

次に、100 ページの地域活性化・緊急安心実現総合対策として、国の第 1 次補正予算を活用し、土地開発公社保有の土地計画道路の代替地を 2 億 6,469 万 3,900 円で町に買い戻しいたしております。また、旧三室休日応急診療所用地の処分では、王寺周辺広域休日応急診療施設組合と合同で、一般競争入札により公有財産の処分を行いました。旧三室休日応急診療所用地のうち、本町所有地の 189.11 平米を 1,802 万 1,042 円で処分し、平成 21 年 3 月 27 日に所有権移転を終了いたしております。

次に、101 ページの第 6 目、企画費であります。予算現額 1 億 5,920 万 5,000 円に対しまして、決算額は 1 億 4,558 万 122 円で、執行率は 91.4%となっております。初めに、多様な交流活動の促進では、友好都市交流の推進として長野県飯

島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市提携各町が主催するイベント等の出展や、相互の住民参加を通して交流活動を促進するとともに、住民が郷土愛と誇りを持ち、本町のよさを再認識する機会づくりに努めたところであります。次に、男女共同参画社会推進体制の充実では、男女共同参画推進委員会の運営として、「女と男が輝く未来計画」の行動計画の実現を図るため、新行動計画の進捗管理を行うとともに、男女共同参画推進委員会を開催いたしました。次に、102ページの男女平等教育啓発活動の推進では、男女共同参画の啓発として、引き続き広報紙に「わたしが私らしくあるために」をテーマに、啓発記事の掲載を毎月行ったところであります。また、6月の男女共同参画週間には、いかるがホールギャラリースペースで男女共同推進計画啓発パネルを展示するとともに、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間においては、生き生きプラザ斑鳩で女性に対する暴力防止の啓発ポスターを掲示し、女性に対するあらゆる暴力や人権を侵害する行為の撤廃に向けた啓発を行ったところであります。次に、参画活動の支援であります。男女共同参画社会づくりセミナーの開催では、ジェンダーにとらわれることなく、女性がさまざまな活動に参画できるよう、地域の中でのリーダーとして活躍できる人材の育成を図りました。平成20年度においては、自分を自由に表現し、しなやかなコミュニケーションを養い、可能性を最大限に引き出す「インプロ」を学ぶ講座を開催したところであります。また、103ページの「女性のエンパワーメント活動の支援」として、男女共同参画の啓発・実践を行うグループ「いかるがK A I G I」が企画運営する事業を支援したところでありまして、平成20年度においては、児童と留学生との国際交流、男女共同参画社会づくりセミナー「輝いてシルバー世代を生きる」の2事業を実施をいたしております。次に、相談・救援体制の整備では、女性総合講座の実施として、女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対して、適切な相談・助言を行うため、引き続き女性総合相談を毎月第2・第4金曜日の24回開催し、相談者数17名、延べ27回の相談があったところであります。

次に、104ページの総合的な情報化の推進では、OA化の推進として、役場庁舎や水道庁舎、いかるがホール、中央公民館、西公民館、東公民館、すこやか・いかるがスポーツセンターを高速大容量の光回線で接続するネットワークに、平成20年9月にオープンしました生き生きプラザ斑鳩を新たに加えることにより、日常業務の効率化を図りました。また、住民、企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用してオンラインで申請、届出等、行政手続を安全に行うことができるシステムの開発を

行うため、奈良県及び県内市町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会に負担金を交付し、汎用受付システムの共同開発、運営を引き続き進めております。この中で開発されたインターネットを活用して、施設の空き情報の確認や予約申請ができる施設予約システムを、中央・西・東公民館と中央体育館で平成20年6月から運用を開始し、利用者の利便性の向上を図りました。今後も、電子申請サービスの拡大や機器の共同調達などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的・文化的資源の保全・活用であります。太子の日フォーラムの開催では、聖徳太子ゆかりの町として、太子の和の精神を未来へ引き継ぐことを目的にフォーラムを開催いたしました。また、105ページの西岡常一棟梁生誕100年記念事業の開催では、平成20年度は、西岡棟梁の生誕100年目に当たることから、これを記念して西岡棟梁を顕彰し、その業績や精神を学び、継承するため、記念事業を平成20年9月27日にいかるがホールで開催いたしましたところであります。

次に、106ページの文化・芸術振興の推進体制の充実であります。財団法人斑鳩町文化振興財団の支援として、文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる斑鳩町文化振興財団を引き続き財政面から支援したところであります。また、いかるがホールの維持管理では、いかるがホールが地域文化創造の拠点施設としてその機能を最大限発揮できるよう、文化振興財団を指定管理者に指定し、施設管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な、また質の高い運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進をいたしましたところでございます。

次に、107ページであります。自主的なまちづくり活動の支援では、まちづくりを担う人材の育成として、住民行政協働によるまちづくりと、これらに携わる人材の育成を進めるため、住民グループ「まちづくり太子塾」の活動支援をいたしました。平成20年度においては、「業平」の恋の道ウォーキング事業を支援しました。業平道を題材に、斑鳩の平安時代と和歌にあるロマンについて、講師の解説を聞きながら参加者とともに古道を歩き、斑鳩の未来の道を考えるウォークイベントを開催し、ふだん見なれた町内を歩きながら、歴史的価値のあるもの、地域の町並み等を見学することや、終着点の浄念寺では、業平にまつわる落語を鑑賞することによって、斑鳩町のよさを再発見していただく機会づくりの場を提供したところであります。

次に、行政改革の推進では、斑鳩町行政改革大綱第3次の後期計画に基づき、その取り組みをいたしておるところでありまして、その進捗状況につきましては、毎年ホーム

ページで公表し、積極的な町政情報の提供に努めることによりまして取り組みの推進を図っております。

次に、１０８ページの総合的・計画的な行政運営であります。第４次斑鳩町総合計画の策定につきましては、平成２２年度中の策定に向け、平成２０年度から３カ年をかけて策定を進めているところでありますが、平成２０年度では住民意識調査を実施したところであります。アンケート調査結果につきましては、町広報紙及びホームページにおいて公表し、総合計画策定の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に１０９ページの第７目、公平委員会費であります。予算現額６万４,０００円に対しまして、決算額は３万４,２００円で、執行率は５３．４％となっております。公平委員会の運営では、奈良県公平委員会連合会の研修への参加を行い、委員の資質向上に努めたところであります。

次に、１１３ページの第１０目、防犯対策費であります。予算現額８４３万４,０００円に対しまして、決算額は８１０万７,４６６円で、執行率は９６．１％となっております。初めに、防犯意識の高揚では、生活安全推進協議会の活動に対する支援として、平成９年１２月に制定した「斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例」の趣旨にもとづき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めたところであります。平成２０年１２月には、第７回「身近な犯罪から家庭を守る町民の集い」として、「利殖商法にだまされないために」と題して、悪質商法等への対応策についての講演会を開催し、防犯意識の高揚に努めてまいりました。引き続き、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や事故等を未然に防止するための特別巡回の実施したところであります。また、平成２１年３月には、第１１回の「安全と安心を守る町民集会」として、「民事介入暴力とその対策」と題しまして講演会を開催したところであります。

次に、防犯体制の充実であります。防犯と維持管理等への助成では、犯罪等の防止を図るため、自治会が設置管理していただく防犯灯の設置工事、並びにこれら自治会管理の防犯灯に要する電気料金等の維持経費に対して、その補助金を交付し、防犯対策の向上に努めたところであります。

次に、１１４ページであります。年末警戒活動等について、１２月２８日から３０日までの３日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団による巡回を行っていただき、より一層の安心して暮らせる町の推進を図りました。

さらには、地域防犯の推進として、引き続き地域防犯のためのネットワークづくりを進めるとともに、青色防犯パトロール活動については、小学校の下校時を中心に活動回数の実をを行い、防犯活動の視認性を高め、地域の安全確保についての啓発、生活の安全に関する町民の安全意識の高揚と自主的安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の確立に向けて取り組んだところであります。

○木田委員長 それでは、休憩いたします。

昼からは、関係する部署の方に出してもらうようお願いいたします。

1時まで休憩いたします。そして、1時から関係する説明の部署の方たちに出席を願いたいと思います。よろしくお願いします。

(午前12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○木田委員長 それでは再開をいたします。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは引き続きに座ってご説明させていただきたいと思います。

次に、116ページであります。第12目定額給付金給付事業費であります。予算現額、4億5,806万5,000円に対しまして、決算額は694万3,805円で、執行率は1.5%となっております。定額給付金の給付にかかる事前準備として、給付対象者リスト及び給付申請書、封筒の作成、給付申請書の送付に要する費用を支出しました。本事業につきましては、前段でご説明をさせていただきましたとおり、事業完了が平成21年12月25日の予定となっておりますことから、事業費の予算残額4億5,112万1,195円を平成21年度予算に繰り越させていただいております。

続きまして、第2項徴税費であります。恐れいますけれども、決算書の98ページをごらんいただきたいと思います。白い表紙の分であります。98ページ、第2項徴税費でありますけれども、予算現額1億5,896万8,000円に対しまして、決算額は1億5,379万4,283円で、執行率は96.7%となっております。それでは、徴税費の各目にかかる実施内容等につきましてご説明を申し上げます。主要な施策の成果報告書の117ページをお願いをいたしたいと思います。第1目税務総務費であります。予算現額6,608万円に対しまして、決算額は6,583万1,272円で、執行率は99.6%となっております。職員の人件費にかかる支出が主な内容となっております。

次に118ページ、第2目賦課徴収費であります。予算現額9,288万8,000円

に對しまして、決算額は8,796万3,011円で、執行率は94.7%となっております。はじめに財政基盤の確立であります。町税徴収率の向上では町税の確保と収納率の向上に当たっては、新規の滞納者をふやさないよう文書催告の通知による現年課税分の徴収強化をはかりました。また、滞納繰越分については、高額滞納者の整理を進めるとともに滞納者の呼び出し、徴収嘱託員による定期的な訪問徴収を行いました。さらには、斑鳩町町税等徴収対策本部会議を開催し、部課長を班長とする徴収特別対策班により、平成20年度においては、国民健康保険税を重点に高額及び継続的滞納事案に対し納税指導等を展開いたしましたところであります。次に、119ページの滞納処分の実施状況であります。平成20年度における滞納処分の実施状況は差押で56件、参加差押で5件、交付要求で30件の合計91件で、滞納額3,024万5,000円を処分しました。このうち換価または配当があったものは37件で、金額では340万9,000円となっております。また、平成19年度から取り組んでいるインターネット公売につきましても、引き続き実施いたしました。

次に、120ページです。町税等過誤納付償還として、税源移譲に伴う税制改正が行われ、その結果ほとんど方が所得税は減り、住民税はふえることとなりました。ただ、平成19年度中に退職などの特別な理由により所得は大きく減少し、平成19年度分の所得税がかからなくなった方については、所得税の減額による恩恵が受けられないにもかかわらず、住民税が負担増となることから、住民税額を還付する措置が講じられました。本町でも該当者と思われる方には申告書を郵送し、また他市町村に転出されている方についても、通知文を送付したほか、町広報紙等を活用し、その周知を徹底した結果、ほぼほとんどの方から申告があり、平成21年3月末の時点で776件、2,487万9,000円の還付等を行いました。

次に、事務の効率化であります。平成20年度においては新たに滞納管理システムを導入するとともに、地方税ポータルシステムの構築に着手をいたしました。はじめに滞納管理システムの導入につきましては、滞納者との接触記録や分納計画の作成、財産調査、滞納処及び時効管理等の滞納関連データを一元化にすることにより、滞納整理事務の効率化と滞納額の圧縮をはかることを目的に、平成20年7月に導入をいたしました。このシステムの導入により滞納者との交渉経緯や、処分内容が一元化できるようになり、スムーズな納税徴収が可能となるとともに、催告書等の作成が短時間で行えることにより、効率的な事務が行えるようになりました。また、急な倒産案件で差し押さえをしな

ければならない場合にも、迅速に対応できるようになりました。また、地方税ポータルシステムの構築につきましては、事務の効率化として、個人住民税における公的年金からの税徴収制度の導入に伴って、社会保険庁と各市町村の公的年金と支払報告書等のやりとりが電子化されたことから、税務機関システムの開始を行い、平成21年1月から稼働しております。このシステムは最終的には地方税におけるさまざまな手続をインターネットを利用して、電子的に行う仕組みを構築するもので、国においてその普及拡大を図られており、本町におきましても、次期税務基幹システムの更新等に合わせ、提供サービスの拡大を進めていく予定であります。

次に、121ページの町税の収納率についてであります。平成20年度の町税の収納率は、現年課税分で前年度の98.2%と比較して0.2ポイント上昇の98.4%、滞納繰越分は前年度の29.0%と比較して3.4ポイント上昇の32.4%となっております。この水準は平成19年度決算での状況ではありますが、県内市町村の現年課税分97.8%、滞納繰越分20.1%と比較して、本町の収納率は現年課税分で0.4ポイント、滞納繰越分で8.9ポイント上回っております。

次に、122ページの不納欠損処分の状況であります。地方税法の規定に基づき、財産がないもの、担税能力のないものに対して収納が見込めないものとして、総額で1,477万4,651円の不納欠損処分を行っております。実人員では法人を含む117人となっております。町税収入の確保は本町の発展のための施策や事業の実施のために不可欠であると同時に、納税の公平・公正を確保する観点からも重要であります。町税の滞納累積額は減少傾向にありますが、昨年後半から続く世界的な経済危機は景気や雇用などに大きな影響を及ぼし、町税を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。今後とも滞納整備に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しては積極的に財産調査の上、預貯金等の債権や動産・不動産の差し押さえを行うなど、厳正かつ公正な取り組みを進めてまいります。

続きまして、第4項選挙費についてであります。決算書の出につきましては102ページであります。白い決算書の102ページであります。予算現額390万6,000円に対しまして、決算額は178万5,831円で、執行率は45.7%となっております。それでは成果報告書の126ページをお願いをいたしたいと思います。126ページ、第1目選挙管理委員会費では、予算現額151万1,000円に対しまして、決算額は129万4,871円で、執行率は85.7%となっております。選挙管理委員

会の運営等に要した費用で、選挙人名簿の定時登録など定期的な委員会、在外選挙人名簿登録のための委員会を開催しました。次に、127ページの第2目常時啓発費であります。予算現額7万円に対しまして、決算額は6万3,500円で、執行率は90.7%となっております。明るい選挙啓発の推進として、新成人への選挙啓発パンフレットや選挙啓発物品の配布による選挙の仕組みや、選挙違反防止等の啓発、明るい選挙推進協議会の委員研修を行うなど、委員の資質向上にも努めました。また、小・中学校の児童生徒にも選挙への理解と関心を高めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発ポスターの募集を行い、54点の応募がありました。次に、128ページの第3目いかるが溜池土地改良区総代選挙費であります。予算現額82万5,000円に対しまして、決算額は22万6,523円で、執行率は27.5%となっております。平成21年1月22日執行の斑鳩ため池土地改良区総代選挙は無投票となりましたが、その準備及び選挙会に要した費用となっております。次に、129ページの第4目斑鳩町農業委員会選挙費であります。予算現額150万円に対しまして、決算額は20万937円で、執行率は13.4%となっております。平成20年7月6日執行の斑鳩町農業委員会選挙は無投票となりましたが、その準備及び選挙会に要した費用となっております。

続きまして、第5項統計調査費、第1目指定統計調査費についてであります。主な施策の成果報告書の130ページであります。予算現額174万5,000円に対しまして、決算額は139万750円で、執行率は79.7%となっております。統計法にもとづく指定統計として、平成20年度においては、工業統計調査と住宅・土地統計調査、そして平成21年度に実施される経済センサスにかかる基礎調査を実施しております。

次に、131ページの第6項監査委員費、第1目監査委員費であります。予算現額1,045万円に対しまして、決算額は1,034万6,982円で、執行率は99.0%となっております。監査委員報酬及び職員の人件費にかかる支出が主な内容となっております。毎月の例月出納検査及び一般会計、各特別会計並びに水道事業会計に対して、決算審査と財政健全化審査を計6日間、定期監査を計5日間実施をしていただきました。また財政援助団体等、監査として平成20年度では、斑鳩町商工会の監査を実施していただいたところでございます。

以上でご説明とさせていただきます。

ご審査のほどよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員　まず主要な施策の成果報告書の８６ページの自治会連合会の活動支援の１００万円なんですけれども。これ本年度の予算委員会の中で議論があったと思うのですが、一定根拠について説明はしてもらいましたけれども、実際に補助金として出してどういう使われ方がされているのかなと。使うのはその自治会連合会の中で決めてそれに使われるわけなんですけれども、そこについては町は把握はされているのですか。

○吉田総務課参事　連合会の事業といたしましては、ご存じだとは思いますが、総会、視察研修ということで、本年度につきましては防災未来センターということで、日帰りで自治会の重要性を確かめるということで、語り部の研修をやっております。それと年末であれば、消防団の年末警戒の激励、それと議員の皆様方との懇談会等を計画して事業をやっておるところでございます。それと決算につきましては、平成２０年度より単年度精算ということで、余ったお金は町に返却するという形でということで２０年度より精算、単年度精算ということでやっております。以上でございます。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　そうしますと、２０年度はいくらか返してもらったということになるんですか。これ、ここに１００万円と出てますけど。

○木田委員長　吉田総務課参事。

○吉田総務課参事　２０年度の決算において、繰越金ございますね。繰越金。２１年度に繰り越ししている分を町に返却いたしまして、２１年度は新たに補助金、また１００万円いただくというふうになっております。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　その繰り越しの分となった金額は幾らなんですか。

○木田委員長　吉田総務課参事。

○吉田総務課参事　１５８万６,８５２円でございます。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　これは、せやけど、自治会連合会のほうとして会計を持っはって、そのそれぞれ会費も集めて運用してはと思うのですが、それとごっちゃになってしまってるんじゃないですかね。

○木田委員長　吉田総務課参事。

○吉田総務課参事　事業といたしまして、会費につきましては、均等割ということで、８,

０００円。それは各自治会から単年度、年間会費ということで８，０００円。町からの補助金１００万円。それと研修会等に参加いたします場合は、２０年度であれば１人３，０００円ということで、この１５８万円につきましては、今までの蓄積がたまってきて１５８万円になっているということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、会に集られている分と、その都度開催されるときに集める会費はすべて使って、これまで町が補助してきた分が全部残って１５８万円で、それを今回町のほうに返済というか、返してもらったという形になりますのですか。

○木田委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 今の表現、全部町側の補助金、全部残ったのではなくて、会費、参加費、それと補助金等で事業をやっておられてるわけですね。それで、当初からの繰越金が今の金額になったということで、ご理解のほどお願ひいたします。毎年１０万か２０万ぐらい、前であれば２０万円ぐらい年度で余ってきておると、単年度精算いたしますとね。今までこの１５８万円につきましても、前からの分が積み上げて１５８万ということになったということで、ご理解のほどお願ひいたします。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 でしたら、この返してもらった１５８万円は町が補助金として出してきた分が残った分やという理解でいいのですよね。

○吉田総務課参事 はい。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この自治会連合会について、自治会連合会のほうで活動してもらってることではありますけれども、補助金を１００万円出しているということにつきましては、自治会連合会に入ってはる自治会長さんなんかからも、やはり意見をいただきましたので。活動内容についても、できるだけ早く明確な形にさせていただいて、それはもちろん自治体連合会の中の話ではありますけれども、町もやはり補助金を出している以上はそうして、町民の皆さんにもやはりわかる形で示せるように、今後も１５８万円返してもらって、また新たに年度かわったら１００万円出していくという形で整理をされたのかなというふうに思うのですけれども。今後も、そうしてわかりやすい形でやっていただければなというふうに思ひます。

そしたら、続きまして、成果報告書の９９ページですね。これ入札及び契約の適正化

の促進ということで、総合評価落札方式で研究はしていただいているというふうに思うのですが、どこやったかな。この中で外部の委員会を設置して、そこで検討していただいくというふうになっていると思うのですが、この総合評価落札方式というのは、今どういう段階でして、研究はどの段階までできて、状況がどうなっているのかについて少しお聞きしたいと思います。

○木田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 総合評価落札方式の導入についてですが、平成20年につきましては、1件、（仮称）文化財活用センターの総合評価方式の導入ということで始めたわけですが、ただ、申し込みしました段階で1件ということで、落札を決定できないということで、入札不調となったという経緯がございます。この方式につきましては、事業者の施工能力また配置技術者の能力、それから地域要件などを数値化しまして、これによって総合的に評価していこうというものでございます。現在その1件、昨年度1件やろうということでやったわけですが、そういう形で不調に終わりましたことから、今現在その実施については、ないわけですが、今後そういう状況、総合評価落札方式をできるものがございましたら、またそれについて実施してまいりたいと思っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういう形で今後、入札に関しては総合評価落札方式をどんどん活用していかれるということですが、ちょっと最初に言いました外部の委員会の設置ということですが、これはその委員になられる方に報酬を払って審査をしてもらうとかそういう形なんですね。今回この決算には数字出てきてませんが、この段階では何か。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 この総合評価につきましては、外部委員さんに総合評点を決めていただきます。総合評価をする場合の各点数がありますので。これにつきましては、奈良国道事務所の副所長。それと大和川工事事務所の副所長さんが委員になっていただいてまして、この（仮称）文化財活用センターのこれぐらいの建築でしたら、各総合評点はこれぐらいに下さいよということで、ご意見はいただいて、それに基づいてうちは一般競争入札に付するわけです。今なっていた方につきましては、これは県のほうで、今県のほうでも、各市町村が総合評価を実施するよう、また国のほうでもそのように指

導もされておりますので、協力をしていただいておりますので、当然ながらこの人らも公務員ですので、委員報酬は必要ないということで、委員報酬は計上いたしております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 というと、そのお二人の方が委員さんで他にはいないということですか。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 後は、委員につきましては、役場のほうで審査会がございますので、そこから審議して、決めて、その審査会のこの人ら委員さんに最終意見を聞いて、決定をしているわけでありまして。それ以外はいてません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そしたら、続きまして、100ページの来客用駐車場の管理ということですが、ちょっといつから正式に契約をされているのかわかりませんが、役場の東側の国道に面したところも駐車場としてお借りできるようになっているということですが、これいつからになって、何かただでお貸しいただいているというようなことも聞いてますけれども、その経緯を少しちょっとお聞きしたいんですけれど。

○木田委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 経緯ですが、土地の所有者が非常にこの、いろんなところから、売ってほしいというようなことがあるということで、非常に困っていると。それやったら、役場へ無料で貸していただくわけにはいかないかということで、私が言うたわけです。そりゃ結構ですよと、所有者もやっぱり管理もしていかなきゃいけないことがあったし、そういうことから役場に貸します。ただし無料で貸しますということで、了承を得て契約をしたと、こういうことです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうふうにご好意で無料で貸していただけるというのは、非常にありがたいですけれども、そうするとその土地の固定資産税とかですとか、そのへんはどうなんでしょうかね。町が払うとか。

○木田委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 固定資産税等については、町が借りますから、これは無料ということになってきます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そして、契約は正式にいつから。

○木田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 契約のほうは、平成20年の5月8日から20年間の無償借り受けということであります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい。わかりました。続けていかせてもらっていいですか。そしたらすみません。次に、成果報告書の103ページなんですけれども、女性総合相談の実施ということでやっていただけてますけれども、これ年々件数がふえてきている状況かなというふうに思うのですけれども、その相談内容ですね。どういうふうに変化してきているのか。またその相談される方の状況というのか、どうなっているのかなと。深刻な状況などもあるのかなというふうに思うのですけれども、どんな状況で、感じで掴んでるんですか。

○木田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 女性のための相談の窓口の相談内容でございますが、まず一番多いものは、夫婦またはパートナー間でのトラブルの問題が多ございます。また次には、暴力またDVの関係も多くなっております。また、家族の関係で親との関係、また子どもとの関係ということの相談も多ございます。また人間関係、これは夫婦間ではなしで、また異性との間のトラブルもあるということで、相談いただいております。

この傾向でございますが、夫婦、パートナー関係の相談、先ほど言いました暴力でありますとか、離婚したいというような相談が例年もっとも多い状況でございますが、件数につきましては、19年度が相談者数でいきますと8人、20年度が17人ということで、ふえてきている状況でございますが、そのなかで1回ではなしに2回、3回と相談される方もございまして。もっと女性の立場に立って、自分で問題を解決していくような相談を受けて、アドバイスできるというような相談を今しているところでございまして、そのもっとも今後また相談者の方が、特に相談している方が、特にそういうフェミニストカウンセラーと言いまして、資格等を持っておられる方が対応してもらっておりますので、十分相談にのっていただいているというふうに思っています。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、緊急に保護が必要な状況はいまのところ発生していないという

ことですよね。

○木田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 今のところそういう状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それと、今なかなか雇用が厳しい中で、妊婦さんが契約を打ち切られるとか、解雇されるとかというような状況が広がってきているようなことも残念ながら聞いておるのですけれども。そうするとやっぱりこういうところに相談に来はるかなというふうにも思いますので。他のところにも相談もちろん行かはると思うのですけれども、女性総合相談というふうに行政がこういうふうにつくってくれてますと、こういうところに来られる可能性もあると思いますので、そうした方が来られたときにも対応できるように、この女性総合相談については今後も充実していただきたいなというふうに思います。また、そういう方がおられましたら、具体的に対応を検討をしていただきたいというふうに思っております。

すみません。そしたら次、107ページの広域行政の推進ということで、協議会2回で34万3,000円となっておりますけれども、これは協議会を開いた経費のみなんですかね。ちょっと内容知りたいのですけれども。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 これにつきまして広域7ヶ町の協議会の負担金でございます、この開催費用というよりも、この7町でつくっている協議会の運営費用ということで、ご理解いただければと思います。以前、一昨年に相当な金額があるということで、今回はここまで減ってきておるということであります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい。わかりました。そしたら、すみません。続きまして、113ページの防犯灯の維持なんですけれども、これ11ページに防犯灯設置の後期計画という形で載ってまして、平成22年までに3千灯を立てるというふうに計画を組んでいただいているみたいですが。私もともと、住民さんから要望があって設置をするとかいう対応されてるだけかなと思ってて、ちょっと計画のことを知らなかったもので申し訳ないのですけれども。今後その町として最終的にというか、未整備になっているところが、どういうところがあるのかなと。その計画のことについて少しお聞きしたいのですけれども。

○木田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 この防犯灯につきましては、3千灯ということで22年度目標ということで、目標としてはあげさせていただいているのですけれども、これにつきましては、ほとんど自治会のほうで整備をされる関係上、町でこことここにつけていくというような具体的な計画は今持っておりませんで、自治会から申請が出てくる件数を積み上げて、一応計画として上げさせていただいているということでございますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら、3千という数字は自治会からこんだけ上がってくるでしょうという見込みの数字。

○木田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 それとあと、町の分も若干、開発等でご寄付いただく分もございます。それも合わせてということでございます。自治会だけじゃなしに、町で帰属いただく、住宅開発等で帰属いただくものも含めて、3千ということでございますので、ご理解願います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後も自治会等から要望が上がってくると思いますので、できる限りそれに答えていただくような形でお願いします。

それと、続きまして119ページの町税徴収のこの差し押さえの件なんですけれども、まず項目として差押、参加差押、交付要求とあるのですけれども、この参加差押と交付要求というのはどういうことになるのかなと。

○木田委員長 面巻税務課長。

○面巻税務課長 ただいまご質問の参加差押、並びに交付要求の件なんですけれども、参加差押につきましては、競売等で別の機関が差し押さえしたならば、うちの債権が残ってる場合に、参加して差し押さえしていくということになっております。交付要求につきましては、それらの競売時期が終了いたしまして、その換価と言いますか、金額、交付要求を行っていくということになっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。この差し押さえなんですけれども、先ほどの説明の中に預貯金等の差し押さえも行っているということですが、お金持ってて悪質に払わない

というのは、そういう対応も必要かなと思うのですが、実際に町税滞納されている方って本当に払えないと、お金がないよというふうに生活にも困ってはる人も当然いてはると思うのですけれども。その相談があるというか、その通知をして相談に来ていただいて、そういう状況やという人については、どういう対応されているのですか。

○木田委員長 面巻税務課長。

○面巻税務課長 強制執行と言いますか、差し押さえの件なんですけれども、滞納がございましたならば、調査をはじめまして、預貯金並びに生命保険とかいろいろ不動産、動産いろいろな財産が出てきましたならば、差し押さえの手続に入るのですけれども、その場合、納付相談という形で、一度役場まで来てくださいと、お会いして状況を聞かせてくださいということに努めております。その中で、生活困窮者の方につきましては、納税猶予、分納誓約、2年間あるいは1年間をかけて納めていっていただきたいというふうに生活困窮者の方につきましては、昨今こういう状況なんで気をつけながら、滞納整理にあたっているところでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 冒頭というか最初のところでもやはり、景気の影響で町民さんの暮らしも大変になっているという状況もありますので、悪質な人もいるかとは思いますが、やはり町民の皆さんにとってはそういうふうに相談していただく中で、やはりむちゃなことはなさらないでいただきたいなというふうに思いますのでお願いをしておきます。

すみません。そしたら続きまして。120ページの地方税ポータルシステムなんですけれども、これまでも一定説明いただいたのですが、これは町にとってここに書いてある以外の部分で何かメリットはあるのかなと。あと、費用については、全部町負担になるかなと、それか国や県からも何かの形で補助があるのかと、その点についてお尋ねしたいと思います。

○木田委員長 面巻税務課長。

○面巻税務課長 これは地方税ポータルシステム、エルタックスにつきましては個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に伴って、電子的なやりとり、社会保険庁の方から電子的な媒体によってやりとりするようになりましたので、それに伴って、導入をというか構築をしているところでございます。ここで書いておりますように、そのメリットというのは納税者の方の手間が省けるとか、納税コストの最小化というのがございます。また国税との連携強化ということで、今後このエルタックスを使って、ほ

かの申告の部分にも使っていきたいかなと。ただうちの基幹システムがまだ2年ほど残っておりますので、その時期に合わせて、構築させていただくということを考えているところでございます。また、この構築に当たりましては、国におきましては地方交付税措置がでございます。平成20年度では875万4,000円。これが個人住民税の公的年金の特別徴収の開発システム委託費として、本庁の基準財政需要額のなかに算入されております。また地方税、電子申告システム構築等、委託料といたしまして、276万9,000円。この2本立てによりまして、国によって財政措置並びに財政支援が行われているところでございます。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ごめんなさい。ここであがっている717万2,300円は、この20年度でこれだけかかっているけれども、トータル的にもうちょっと費用がかかって、そのうちの交付税算入が課長の言っただけの金額になっている、そういう理解でいいんですか。

○木田委員長 面巻税務課長。

○面巻税務課長 そのとおりでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この地方税ポータルシステム。以前に住基ネットのカードの発行なんかの枚数もこれの導入によってふえてますよという答弁もあったのですが、確か期限付で、そのあったような話が覚えているのですけれども。そうして国のほうからも費用負担もあるということなので、それも活用するという形になるのですが、導入したのはいいけれども、これ利用していただけなかったということになると、また費用対効果の面でも、やはり住基ネットとは同じではないですけれども、更新した分だけやはりもったいないという言い方も変ですけれども、そういうことになってしまうと思いますので、活用についてまた今後も十分に啓発をはかっていただきたいなというふうに思います。

後もう1点だけ。先ほど部長説明の中で、峨瀬の裁判のことについても説明いただきましたけれども、最高裁の判決の目途というのはたっているのですかね、大体いつぐらいとか。まだわからないですか。

○木田委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 目途は立っておりません。

○木田委員長 ほかに。 辻委員。

○辻委員 まず1点目で、91ページの条例・規則等の審査についてということで、外部

委託されているのかどうか、金額的には75万120円実施されてますけれども、このへんの内容について少し伺いたいと思います。

○木田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 条例・規則等の制定あるいは改廃等の審査でございますけれども、これにつきましては内部組織であります斑鳩町法令審査会のなかで審査をしております、外部には審査の委託はしておりません。この費用につきましては、町の例規集、今90冊、これは各所属あるいは議員の皆様方にもお渡ししております町の例規集でございますが、この例規集の追録代ということで、決算は75万120円となっております。以上でございます。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 次に、95ページの先ほど財産のところの説明ありましたが、一応、地方公営企業等金融機構への出資ということで180万であります、従来の公共企業金融公庫と、どのように変わってきたのかだけお答えいただきたいと思います。

○木田委員長 西川企画財政課長。

○西川企画財政課長 従来の地方公営企業金融公庫は、貸し付けの対象が今、地方公共団体金融機構に新たに創設されたことによりまして、一般会計にもその対象が広がるということでございます。従来につきましては、地方の道路でありますとか、河川また高等学校に対する事業の貸し付けでありますとか、また公営企業会計等の貸し付けを行っていたんですが、今回の一般単独事業に対しても、その対象を広げているということが、一番大きな相違点でございます。以上です。

○木田委員長 はい、辻委員。

○辻委員 次に、118ページの中で、いろいろ賦課徴収費の中で、参考資料見ますと、3ページ見ますと、今説明ありましたが、平成16年度から徴収率の推移を見ますと毎年数パーセント程度上昇していることについては、これは担当課の努力と納税者の協力も大事だと思います。今後もこの推移を保つには大変な努力が必要であると思いますけれども、そのへんをよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、その不用調書の中の2ページで徴収費の役務費で、郵政民営化に伴い郵便局で納付手数料が廃止されたことによる執行残とありますが、そのへんの内容につきまして詳しく説明をお願いしたいと。

○木田委員長 面巻税務課長。

○面巻税務課長 郵政民営化に伴います郵便局での納付手数料の廃止についてでございますが、郵便局の窓口における町税等の納付にかかる振込手数料につきましては、郵政公社、以前におきましては、郵便振替法第18条による上限のもとで徴収されてきたところでございます。郵政公社化以降におきましては、同法によりまして、料金は公社が定めた料金を徴収されていたところでございます。いずれの場合におきましても、個人の口座の預け入れとか、個人の口座からの払い出し、これにつきましては、免除規定はございましたけれども、加入者が公共団体であることを理由に払込手数料が免除されることはございませんでした。その後、平成19年10月1日からの郵政民営化により、株式会社ゆうちょ銀行が設立され、平成19年9月30日をもって廃止となり、振込手数料は株式会社ゆうちょ銀行が独自に定められることになりましたことから、平成20年4月より、他の金融機関と同様に手数料を取らないということになったところでございます。以上です。

○木田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費についての審査を終わります。

次に第8款消防費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第8款消防費についてご説明を申し上げます。

失礼して座ってご説明を申し上げます。歳入歳出決算書、この白い決算書では166ページからとなっております。主要な施策の成果報告書が255ページから262ページであります。はじめに決算書の166ページをごらんいただきたいと思います。第8款消防費全体では予算現額3億2,630万9,000円に対しまして、決算額は3億2,418万7,724円で、執行率は99.3%となっております。また、第1項消防費も同じく予算現額3億2,630万9,000円に対しまして、決算額は3億2,418万7,724円で、執行率は99.3%となっております。

それでは、第1項消防費の各目にかかる実施内容等についてご説明申し上げます。

成果報告書の255ページをごらんいただきたいと思います。第1目常備消防費であります。予算現額2億8,320万2,000円を全額執行いたしております。総合的な防災消防体制の充実として、消防業務を広域的に実施している西和消防組合に負担金を

支出し、消防力の充実に努めました。

次に、２５６ページの第２目非常備消防費であります。予算現額２,３３７万４,０００円に対しまして、決算額２,２４１万８,９１７円で、執行率は９５．９％となっております。自主防災体制の充実として、消防団の運営では、非常備消防組織の充実と活動支援のための費用を支出しております。平成２０年度末の消防団員数は９１名で、消防技術向上のため、大和川合同水防演習、奈良県防災総合訓練をはじめ、各種の訓練への参加及び消防学校に入校し、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めたところであります。また、平成２０年度におけます消防団の出動回数、出動状況は２５７ページのとおり、火災出動１２回、行方不明者捜索１回、有事に備えての防災訓練、機械点検、操作訓練にかかる訓練等で延べ３７回の出動をいただいております。その他の活動としては、火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年始めには出初め式、文化財防火デーの防火訓練などに出動していただいております。

防災無線の管理では、災害時等における的確な情報伝達をはかれるよう、町消防行政無線の維持管理を行いました。また、県防災ヘリコプター運営協議会の運営及び県防災無線の運用では、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に活用するため、県との共同事業として行っているもので、その維持管理にかかる本町の負担金を支出しております。自衛消防団の支援では、自衛消防団１９団体に対し、管理運営の充実をはかるための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めました。

次に、２５８ページの第３目消防施設費であります。予算現額９７４万３,０００円に対しまして、決算額９６１万８,９５２円で、執行率は９８．７％となっております。消防施設、設備の充実として、消防施設の維持管理では、法隆寺消防センターの土地にかかる賃借借地料のほか、消防団詰所、音声サイレン遠隔装置の維持管理など、既存の消防施設の維持管理に要した費用を支出をいたしております。また防火水槽の整備では、平群町において施工された町隣接である平群町竜田川１丁目地内における耐震性防火水槽４０トン級の整備に当たり、平群町に対し、同地域の世帯按分により負担金を拠出をいたしております。消防水利の充実では、消火栓の維持管理に要した費用を支出しております。平成２０年度末の設置数は、防火水槽で１０４、消火栓で５８９基となっております。次に、２５９ページの消防施設整備の支援では、自治会における初期消火活動の強化をはかるため、消防器具等の設置に際し、補助金を交付するなど、地域における消防体制の充実にも努めてまいったところであります。

次に、260ページの第4水防費であります。予算現額24万6,000円に對しまして、決算額11万2,425円で、執行率は45.7%となっております。昨年5月25日、7月8日の集中豪雨による、溢水対策及び床下浸水家屋の消毒作業に要した消石灰の購入、食糧費の支出となっております。

次に、261ページの第5目災害対策費であります。予算現額974万4,000円に對しまして883万5,430円で、執行率は90.7%であります。はじめは総合的な防災・消防体制の充実であります。避難所施設の充実では、災害が発生した際の避難住民の円滑な対応をはかるため、簡易組立トイレ、発電機、投光機等といった照明器具などの資機材の整備を行ったところであります。また、防災情報メールの発信として、災害発生時等における避難勧告、避難指示といった緊急情報をはじめ、避難時等における生活関連情報を携帯電話のメール等で発信するシステムを平成21年1月から運用を開始をいたしました。次に、262ページの危機管理体制の整備では、災害物資の備蓄として、非常食であるアルファ米3,600食、保存用ビスケット1,840食、合計5,440食、毛布700枚を購入し災害に備えたところであります。また、自主防災体制の整備では、平成9年度から小学校区別防災訓練、総合防災訓練、生駒郡総合防災訓練に取り組むとともに、平成13年度からの災害発生時に地域住民の皆様方が連携を保ち、初動体制をはじめとした応急対策活動ができるよう、地区別防災訓練の実施として、地域密着型の防災訓練を実施しております。平成20年度では、町内2地区において実施し、防災意識の普及と高揚をはかったところでございます。

以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第8款消防費について質疑をお受けいたします。

はい、木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の258ページの防火水槽の整備なんですけれども、以前の消防運営委員会のときにも、一定お聞きはしたのですけれども、まだ耐震化になってない防火水槽があったと思うのですけれども、それらについてはすべて耐震化をしていくという考え方でいいのですか。

○木田委員長 乾総務課長。

○乾総務課長 今現在、町のほうで計画的に耐震の防火水槽にしていくという、具体的な計画はもっておりませんけれども、例えば防火水槽が漏水があって、使えなくなったために新たに防火水槽を作り直すとかいう場合には、当然この耐震の防火水槽にかえてい

くという形でやっていきたいとは考えておりますけれども、積極的にはやりかえていく
というような計画はいまのところはもっておりません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、今漏れがない、壊れてないというのですかね、ものについては、
耐震化は必要ないという、耐震はされてないわけですから、地震がきたら壊れますわね。
そこについては、どういう考え方なんでしょうかね。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 防火水槽の耐震化ですけれども、ご存じのように防火水槽、今104基
ございます。当時、たいがい開発の関係で寄付をいただいた分ですけれども、道路の
下にあるものもございます。また、公園の隣にある分もございますわね。このときにそ
の耐震の震度にもよると思うのですけれども、例えば公園にある分につきましては、そ
の40トン級でしたら上は崩れで横はたいがい崩れないと思うのです。こういう場合で
したら。圧力がそれ以外にないですから。それと道路の下にある分につきましても、上
に荷重はそんなにかかりませんのでね。そういう、どう言ったらいいのかな、すぐには
壊れるものではないので、周りで囲んでいるだけです。ですから一般にその地震より
は強く強度が保っておりますので、鉄筋も入れて。一定の強度は保っていると思いま
す。ただいま言われているように、例えば震度7とか8とか大きくきたときに、それを
どうするかということで、今の基準で基づいた分で建築基準がありますので、それに基づ
いたほうには替えていきますよということで、ご理解いただいたらなと思います。それ
でないと、物理的にそういう道路の下にある、相当ありますので、これを替えていくと
なったら相当困難をきたします。そこらをご理解をいただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 耐震化になってる分となっていない分の数ってわかりますかね。

○木田委員長 はい、池田総務部長。

○池田総務部長 単純に言って、57年に建築基準法がかわりましたので、それ以前のも
のはちょっとゆるい。それ以後については新耐震でやっているということになってこ
うかと思います。どちらにしても、全部、鉄筋がダブルで入っておりますので。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その防火水槽の更新というのですかね、に伴って耐震化を進めていくという
考え方やというふうに思うのですけれども。なかなか全部掘り返して一遍にというふう

にはいきませんので、順次、耐震化をしていつていただきたいとは思いますが。

やはり最悪の場合も想定して、やっぱりその更新の時期もそうですけれども、それ以外でも必要なところについては、計画を持って、やっぱり耐震化を進めていくということも検討していただきたいというふうに思いますので、要望しておきます。以上です。

○木田委員長 よろしいか。ほかに。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費についての審査を終わります。

次に第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についてあわせて説明を求めます。はい、池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款費予備費につきまして、一括でご説明を申し上げます。

失礼ですが、座っての説明を申し上げます。歳入歳出決算書の202ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度におきましては、災害復旧を要する災害は幸いにも発生しなかったことから、予算の執行はいたしておりません。

続きまして、第11款公債費につきましてご説明を申し上げます。決算書の204ページをごらんいただきたいと思います。第11款公債費では、予算現額9億2,369万6,000円に対しまして決算額は、9億1,979万2,856円で、執行率は99.6%となっております。

それでは主要な施策の成果報告書の322ページをごらんいただきたいと思います。

第1目、元金では予算現額7億5,778万9,000円に対しまして、決算額は7億5,778万8,239円で、執行率は99.9%。第2目利子では、予算現額1億6,590万7,000円に対しまして、決算額は1億6,200万4,617円で、執行率は97.6%となっております。平成20年度における町債の状況は、借入額は18億3,390万円。元金償還額は7億5,778万8,000円で、年度末の町債の残高は103億9,988万5,000円となり、前年度と比較して10億7,611万2,000円、11.5%の増となっております。主な増加の原因につきましては、一般単独事業債のうち、地域活性化事業債4億840万円、防災対策事業債2億6,440万円、地域再生事業債2億9,130万円の発行となっております。町債の活用につきましては、本町は当面の政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用も含め、そ

の活用はやむを得ないと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分考慮し、その対応をはかってまいりたいと考えております。

最後に３２４ページの第１２款予備費であります。平成２０年度では、緊急に対応しなければならなかった小学校遊具緊急設置に２８３万８，０００円。衛生処理場緊急修理に４９８万２，０００円を充用いたしております。

以上で、第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

はい、木澤委員。

○木澤委員 予備費の小学校遊具緊急設置、これごめんなさい、どんな内容でしたか。

○木田委員長 はい、栗本教育長。

○栗本教育長 小学校で、遊具が老朽化してと言いますか、支柱が壊れている、錆びてきているというようなのが見つかりましたので、そのまま置いておきますとやっぱり子どもたちに危険ということで、取り外しいたした分。そしてまた新たに設置を、取り外して、新たな設置ということであります。

○木澤委員 わかりました。

○木田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費についての審査を終わります。

続いて認定第６号、平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

はい、池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、まずはじめに議案書の朗読をさせていただきます。

認定第６号

平成２０年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成２１年８月３１日提出

それでは、座ってご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書では、白い方ですけれども、決算書の242ページからとなっております。成果報告書では、363ページからとなっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の365ページをごらんいただきたいと思います。365ページであります。第1款総務費、第1項総務管理費の第1目財産管理費であります。予算現額62万6,000円に対しまして、決算額は31万2,153円で、執行率は49.9%となっております。平成20年度におきましては、水中曝気ポンプを6月から11月の6カ月稼働させ、下司田池の水質悪化を防ぐとともに、ため池堤塘の水路補修工事を施工し、財産区財産の適正な管理に努めたところであります。次に、366ページの第2款予備費についてであります。平成20年度は予備費の充用は行っておりません。以上で、平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほど、お願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 これいつまでもほっとけないでしょう。これ将来どないしはるつもりですねやろ。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 確かに、嶋田委員さんおっしゃいましたように、この財産区財産をどうするかというのが、非常に大きな問題であると思います。そのときにやはり水利権の問題もあります。それと当然、この財産区財産については、法令に定められたものとなっておりますので、これの解散とした後に、この財産はどうか、処分の状況もありますので。今ここで、早急にこの答えを申し上げることはできませんけれども、やはりそれら今申し上げました財産処分の問題と水利権の問題がありますので、これらをどうしていくのかというのは、やっぱり近い将来、真剣に考えなければならない時期が来ようかと思っています。今申し上げましたように、当然ながらこの財産区財産を処分することについては、当然あの財産について、町に戻すのか、また他に売却をするのか、また水利権の方に渡すのかという問題もありますので、非常に大きな問題があるということだけ、

当然こちらも認識いたしておりますので、それで今のところはそう認識しておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○木田委員長 はい、嶋田委員。

○嶋田委員 おっしゃったように急にどうのこうの言うことは、恐らくできない。一番大きい問題は水利権の関係があると思います。あそこ下のほうで耕作してはる方いらっしゃるけれども、あの池の水を使って耕作してはる気配は多分ないのではないかなと、このように思うのですけれども。そこら辺は水利権者ともいろいろ話とされて、将来にわたってどうするのかいうこと、今から徐々にでもやっていっていただいたら結構かと思っています。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、平成20年度大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、総務部、会計室、議会事務局所管にかかる決算についての審査を終わります。暫時、休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○木田委員長 再開をいたします。

それでは、住民生活部所管にかかる決算審査を行います。

まず初めに第2款総務費について説明を求めます。

はい、西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第2款総務費のうち、住民生活部、特に環境対策課、住民課が所管いたします決算の概要についてご説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、座らせていただいてご説明を申し上げます。

それでは、主な施策の成果報告書88ページでございます。88ページをごらんいただきたいと思います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち住民生活部が所管となっております人権の擁護であります。人権尊重の思想の啓発活動や相談業務を実施していただいております人権擁護委員協議会に対しまして、13万7,000円の負担を支出しております。次に、相談体制の強化であります。まず人権相談の実施であります。人権侵害等の問題解決への助言、支援を行うため、斑鳩町の人権擁

護員により毎月１回開催していただいております。また、無料法律相談の実施につきましては、奈良弁護士会の弁護士により無料法律相談を月３回開催し、住民が抱えます諸問題に対し、問題解決への助言を行うための相談できる体制づくりに努めました。相談件数は１８１件で、その経費としまして１３７万５,５００円を支出しております。

次に９２ページにいただきたいと思います。行政サービスの充実といたしまして、行政相談の実施につきましては、斑鳩町の行政相談員により、毎月１回開催していただいております、行政サービスや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知など行っております。相談件数は１３件でございました。

続きまして、１１１ページへいただきたいと思います。第８目の交通安全対策費のうち、１１１ページの交通安全対策の充実といたしまして、放置自転車の防止についてであります。決算額は５２万７,４３５円で、平成２０年度におきましてもＪＲ法隆寺駅周辺での自転車等の放置防止指導及び放置自転車等の移送、保管引き渡し業務を実施したところであります。平成２０年度の放置自転車の移送状況につきましては、平成１９年度と比較いたしまして５２台多い８６台となっておりますが、ＪＲ法隆寺駅整備事業は完了し、放置しやすいスペースができたことによる増というふうに分析をいたしております。また、盗難届等の提出の有無など、所有者の割り出しを行うなかで、町内よりも町外の方の所有車両であることが多いところから、町外で盗難された後、ＪＲ法隆寺駅まで移動し、そのまま乗り捨てられるケースも増加しているのではないかと考えているところであります。

次に１１２ページ、第９目自転車等駐車場運営費であります。予算現額は１,６５４万１,０００円に対しまして、決算額１,６５１万４,１１８円、執行率は９９．８％でございます。長らくＪＲ法隆寺駅北口、南口において運営をいたしておりました斑鳩町自転車等駐車場につきましては、南口の敷地すべてがＪＲ法隆寺駅周辺整備工事の事業用地にかかりますことから、平成２０年９月３０日をもって南口駐車場を閉鎖しております。その結果、駐車台数は、平成１９年度と比べまして１万５,２１８台少ない５万３２３台。使用料で平成１９年度と比較をいたしまして、８３６万８,１００円少ない、１,８９４万３,０２０円となっているところでございます。

続きまして、１２３ページをお願いいたします。第３項の戸籍住民基本台帳費でございます。その第１目戸籍住民基本台帳費であります。予算現額は４,８２８万４,０００円に対しまして、決算額は４,７８４万９,１２９円で、執行率は９９．１％であります。

はじめに行政サービスの充実として、住民記録及び戸籍の電算システム化や自動交付機の導入などにより、正確で迅速な事務処理を行うとともに、親切な窓口対応に努めてきているところでございます。なお当町では、従来から窓口のでの各種申請届出の際には、個人情報保護及び虚偽申請の未然防止の観点から、本人確認を行い、虚偽申請の未然防止に努めてきております。平成20年5月より戸籍法や住民票の申請等における本人確認がより厳格化されまして、より適正に対応をしてきているところであります。

次に124ページの3つ目、住民窓口の充実としまして、町内3郵便局で住民票等の公的証明書の交付サービスを行ってまいりましたが、平成21年4月から町の施設であります西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩において交付サービスを行うこととし、移行するための準備も行いました。引き続き、公民館等でも、交付サービスを行っていくことについて、住民の皆様へ周知啓発に努めてまいります。

次に125ページの事務の効率化として、住民基本台帳ネットワークの運用であります。住民基本台帳ネットワークは全国共通の本人確認できるシステムであり、国の行政機関等に年金の現況届やパスポートなどを申請するにあたり、住民票の添付や証明を受ける必要がなくなるなど、申請手続の軽減と事務の効率化が図られております。なお、住民基本台帳カードの本年度中のカード交付件数は127件と、前年度と同数でございましたが、写真付きのこの住基カードは、金融機関窓口などでも、運転免許などと同様に、公的証明書として使用できることから、本人確認書類としての機能もあることも含めて、より一層、周知啓発に努めますとともに、これらの事務にあたっては、個人情報に万全を期し、セキュリティ対策に努めているところでございます。なお、広域交付の承認は28件、広域交付の発行は10件でございました。

以上で、第2款総務費のうち住民生活部の所管にかかる説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の112ページの町営自転車駐車場の管理運営なんですけれども、9月30日に南口の駐輪場閉鎖しまして、その後の状況はどうなってるのかなと。住民さんなどから、何か声があるのか、そのへんは担当課なにかつかんでおられますか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成20年9月30日で閉鎖をいたしました南口駐車場のその後の経過であります。南口駐車場廃止にあたっては、もう20年の4月から利用者の方々に9月30日をもって閉鎖するので、他の駐車場に移行をしてくださいというお願いを文書、あるいはポスターの掲示、あるいは広報紙で啓発をいたしました。その結果ですね、9月30日には、トラブルもなくスムーズに閉鎖をできたところで、以後、住民さんから駐車場についても問い合わせも皆無の状況であります。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その9月30日までに、通知をして替わっていただいていた状況だと思うのですが、その当日まで止めてはった人って何人、何台ぐらいなんですか。わかりますか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 9月30日現在で止められていた方、一時預かりの自転車で25台、月極の方で10台、合計137台、一時預かり、月極合わせまして137台の自転車が最終日まで止められております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もう1年たつのですね、ぼちぼち。その後、住民の方からの問い合わせがないということでしたけれども、やはりこれ閉鎖するにあたって、私も承認というのか、させてもらいましたけれども。当時、やはりこちらからしたら近いかなと思うのですが、やはり高齢者の方とか、近場でもやはり替わることに対しては、ちょっといろいろご不満なども言っておられたので、今後もこの動向については、ちょっと見守っていただいて、その南口を利用されている、駐輪場を利用されている方について、町営の駐輪場を一部でもつけてほしいというような声もありましたので、ちょっとそのへんも注意して見ておいていただきたいなというのと。後もう1点、この駐輪場の管理を身体障害者福祉協会に委託をされてますけれども、閉鎖される以前と以後で、体制が替わっていると思うのですが、閉鎖される以前の体制がどうであって、その後、今どんな体制になっているのかについてもお聞きしたい。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 斑鳩町の自転車等駐車場は、斑鳩町身体障害者福祉協会に委託をしております。平成20年度では、その会員13名が従務者として登録をされておりました。平成20年9月末までは、北口7名、南口6名体制で従事をされておりましたが、

10月以降は13名全員が北口駐車場で交替で勤務をされている。そして、平成21年度につきましては、2名の会員の方がおやめになられました。現在11名が北口駐輪場で交替で従事をされている状況であります。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それに対して委託料という形でお願いをしていると思うのですが、これはもともとこの13名に対して、時給でいくらとそういう積算根拠で委託料を決めてもらってましたね。それはどうでしたか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 あくまで委託料の積算のもとになる数字ですけれども、1時間当たり750円で町のほうは積算をしております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、このもともと北口、南口で分かれてやっていただいていた13名でということで、今2名おやめになって、11名になっておられるということですが、この時給については変わらず750円でいけてるということですか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 そのおっしゃるとおりです。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費についての審査を終わります。

次に第3款民生費について説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第3款民生費の概要につきまして、ご説明させていただきます。座らせていただいてご説明させていただきます。

第3款民生費につきましては、主要な施策の成果132ページから173ページにかけてでございます。民生費全体の決算額は、決算書のほうは106ページでございますけれども、民生費全体の決算額としましては、予算現額25億8,534万9,700円、決算額は24億8,887万2,453円で、執行率は96.3%となっております。

それでは、主な施策の成果報告書132ページからでございます。132ページをごらんいただきたいと存じます。第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費であります、予算現額は3億1,967万4,000円に対しまして、決算額は3億1,020万2,8

８７円で、９７．０％の執行率であります。職員の人件費及び国民健康保険事業特別会計への繰出金、並びに社会福祉協議会等への補助金が主なものであります。まず地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、民生児童委員活動の支援では、民生児童委員４４名、主任児童委員３人に対しまして、活動への助成を行っております。

次に１３３ページ、福祉の町づくりの推進としまして、社会福祉協議会との連携では、地域の福祉向上の推進役として活動しており、また介護保険指定業者でもございます社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の育成、小地域福祉会の活動支援、相談援助など、地域ぐるみの福祉活動の推進を行ったところであります。また各種福祉団体への支援では、遺族会、保護司会に助成し、その活動を支援しました。なお平成１９年度まで実施しておりました施設入居者の慰問につきましては、財政的な面や近隣の情勢、また入所者間で不公平感等も勘案いたしまして、平成２０年度から廃止をしたものでございます。さらに戦没者追悼式の開催では、戦没者のご遺族や関係の方々に多数ご参列をいただき、中央公民館において追悼式を６月３０日に開催し、先の大戦において亡くなられた方々に哀悼の意をささげました。また、福祉基金の活用では、高齢者福祉や障害者福祉等の福祉活動促進のため、福祉基金の活動をはかりました。平成２０年度末での積立額は３億２，４４１万１２５円となっており、この基金の運用益を福祉施策の充実をはかり活用をするために、平成２０年度は在宅寝たきり老人介護手当の支給事業に充当いたしております。

次に１３４ページ、国民健康保険の充実といたしまして、国民健康保険事業への支援であります。一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰出し金であり、決算額は１億７，２４１万２，２３８円でありました。法令上定められた職員給与費等、事務に要する費用、また出産一時金、出産育児一時金、財政安定化支援事業等にかかる所要額を繰り出しましたほか、平成２０年度は制度上におけます介護納付金分の赤字を補てんするために、９，３５５万３，３６１円の繰出しも行っているところでございます。

また消費者意識の向上としまして、生活学校の活動支援では、地域の環境問題、生活等の課題に取り組み、住みよい地域づくりの推進に努められておられる生活学校に対しまして、７万７，４００円を補助し、活動を支援しております。なお、この事業は昨年度までは、第５目の新生活振興費で執行しておりましたが、本年度より第１目の社会福祉総務費において執行をいたしております。

次に１３５ページ、第２目国民年金事務取扱費であります。予算現額９１０万円に対

しまして、決算額は908万1,713円で、執行率は99.8%であります。国民年金の充実としまして、社会保険庁が行う国民年金事務のうち、第1号被保険者の資格関係届を保険料免除申請等について、法定受託事務として行いました。社会保険庁は、平成19年度から平成20年度にかけて「ねんきん特別便」を発送し、5,000万件の未登録の年金記録の確認作業を進めております。本町はこれについて、社会保険事務所や地方第三者委員会からの調査依頼に対し、保存している過去の被保険者台帳を確認するなど、資格及び納付記録統合に協力をしてきているところでございます。

次に136ページ、第3目老人福祉費であります。予算現額9,296万4,000円に対しまして、決算額は8,562万1,298円で、執行率は92.1%であります。高齢者福祉の増進をはかるため、高齢者の生きがいつくりやすこやかで活力ある地域づくりを推進し、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対しまして、生活支援サービスを提供することにより、高齢者が住みなれた地域で自立し、さらに生活の質の確保が図れるように、要援護高齢者やひとり暮らし高齢者等の福祉の向上のため、各事業に取り組みました。まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、緊急通報装置等の設置では、ひとり暮らしの高齢者等が自宅で急病や災害等により、緊急事態に陥ったとき、あらかじめ組織したご近所の協力員等の皆様に緊急通報を介し、緊急通報が届き、迅速かつ適切な対応がはかれるよう緊急通報装置を貸与いたしました。初期連絡がいつでも24時間確実に受けられるよう専門のオペレーターがいる事業者に受信業務を委託し、協力員や消防署との連携をしながら安心して在宅生活を送っていただけるように、その体制づくりに努めました。次に、高齢者の生きがいつくりであります。高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が健康でいきいきとした生活を送ってもらえるように、各事業に取り組みました。まず敬老式典の開催では、高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、9月15日にいかるがホールで敬老式典を開催し、450人の方のご参加をいただきました。催しものとして劇団侍による芝居と舞踊ショーを行いました。

また137ページ、老人クラブへの助成では、人生経験豊かな高齢者の知識と経験を活かし、生きがいつくりと健康づくりのための多様な社会活動をされている老人クラブの活動に対しまして助成を行いました。さらに、高齢者優待券の交付、高齢者優待利用券の交付では、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方を対象に交付を行いました。平成15年度までは、奈良交通のバスカードの高齢者優待乗車券の交付のみでしたが、平成16年度からは新たに、いきいきの里の入浴に使用できる高齢者優

待入浴券を追加し、利用者の希望により、バスカードもしくは入浴券を交付するようにいたしました。高齢者優待乗車券は1,916人、高齢者優待入浴券は237人の方に交付をいたしております。

次に138ページ、介護保険サービスの推進としまして、老人福祉施設運営組合との連携では、広域圏で設置しています一部事務組合の三室園の運営に要します費用の負担を行い、施設機能とサービスの充実に努めております。また、さらなる介護保険サービスの推進といたしまして、低所得の高齢者や障害者がホームヘルプサービスを利用した場合、その利用料の一部助成を行い、利用者の負担軽減を図ることにより、介護保険サービスの円滑な利用を支援いたしました。

次に、介護保険事業計画及び老人福祉計画の見直しでは、第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定しております。介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき、介護保険の円滑な運営と介護や予防にかかる支援が必要な高齢者に対するサービスの供給体制の計画的な整備を図ることを目的として策定をしております。高齢者福祉計画につきましても、老人福祉法に基づき、介護の必要の有無に関係なく、すべての高齢者が住みなれた家庭や地域において、暮らしや健康に必要な支援の供給体制を整備することを目的として策定をしております。計画期間は平成21年度から23年度までの3カ年となっております。なお、策定にあたりましては、住民代表、関係機関代表、及び識見者の8名の方々に構成されている介護保険運営協議会において、5回ご審議をいただいております。

続きまして、139ページ、介護予防生活支援の推進としまして、ひとり暮らし高齢者等の自立と生活の質の確保を図ることにより、要介護状態に陥らないように生活支援サービスを提供いたしました。まず、居宅において身体や精神、あるいは環境及び経済的理由等により、生計維持が困難な高齢者に対しまして、養護老人ホームへの入所措置を実施いたしました。次に、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活を支援するために、シルバー人材センターの会員が、援助の必要な高齢者宅に訪問をして、日常生活の簡単な手伝いを行います軽度生活援助サービスや、理美容院に出向くことが困難な方に対しまして、美容師等が居宅に訪問をして実施する訪問理美容サービスの提供を実施いたしました。また、居宅に乳酸飲料の配達を行うことにより、高齢者の安否確認を行いながら、健康向上を目的とする愛の訪問サービスを実施いたしました。

さらに介護保険の要介護4または要介護5の認定を受けた高齢者を在宅において介護

されておられるご家族の方々に介護手当の支給を行い、在宅介護の支援を行いました。

また、141ページの老人保健の充実であります。老人保健への支援につきましては、一般会計から老人保健特別会計への繰出金で決算額は1,884万8,185円であります。老人保健の医療等にかかる町の負担分を繰出ししたものであります。なお、老人保健制度が行っていた医療給付等は平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、平成20年度の繰出しは移行前の平成20年3月診療分及び月遅れ請求による医療の給付等に係るものでありますことから、前年度と比較しますと支出額は大幅に減少しております。

次に142ページ、第4目、老人憩の家運営費であります。予算現額2,215万8,000円に対しまして、決算額は1,852万9,448円で、83.6%の執行率となっております。今年度は東・西の両老人憩の家とも295日の開館を行い、東・西の老人憩の家を合わせて3万5,994人の方々にご利用をいただきました。老人憩の家では、入浴とともにカラオケや囲碁、将棋を楽しんでいただいたり、老人クラブの集会等にもご利用されており、高齢者の生きがいの場の提供や健康づくりの促進に役立っているのではないかと考えております。

次に143ページ、第5目、医療対策費であります。予算現額1億2,338万9,000円に対しまして、決算額は1億1,652万881円、執行率は94.4%であります。福祉医療の充実としまして、143ページの老人医療費の助成、144ページの乳幼児医療費の助成、心身障害者医療費の助成、また145ページの母子医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成を行いました。高齢者、乳幼児、障害者、母子家庭のうち、対象となる方々に対し、医療費の自己負担分を助成し、143ページの支出状況の欄にございます扶助費で1億1,110万679円を支出いたしております。これらの事業は、原則として県の補助を受けて実施をしておりますが、本町ではその補助基準を超える範囲は、町単独事業として、障害者や乳幼児の助成対象の拡大を行い、また受給者の一部負担金については、控除しないで現額助成を行っております。

次に146ページ、第6目、人権対策費であります。予算現額103万3,000円に対しまして、決算額は82万4,160円で、79.8%の執行率であります。人権教育の推進としまして、人権問題職員研修の実施では、職員の人権意識の高揚を図るため、各種の研修に参加いたしました。また、啓発活動の促進としまして、人権問題の啓

発では、差別をなくす強調月間や人権週間におきまして、のぼり旗、懸垂幕の掲出、街頭啓発を実施したほか、人権講演会の開催を行い、啓発活動の推進を図りました。差別をなくす町民集会の開催では、町民集会を通じて人権意識の高揚を図りました。またインターネット人権相談の実施では、人権相談に対して迅速に関係機関との連携による解決を図るために、インターネットによる相談体制を整えております。今後も、すべての人が生まれてきてよかった、生きることはこんなにもすばらしいと実感できる社会の実現を目指し、引き続き人権侵害を許さない社会的雰囲気をつくり、あらゆる差別の撤廃に向けた、なお一層の啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、147ページ、第7目、国民健康保険医療助成費であります。予算現額1億198万3,000円に対しまして、決算額は1億198万1,437円で、執行率は99.9%でございます。国民健康保険の充実では、国民健康保険基盤の安定化として、主に低所得者の国民健康保険税の軽減分を補てんするため、法令の定めにより国民健康保険事業特別会計に繰出しをいたしました。町の実際の負担は4分の1でございます。

次に148ページ、第8目、あゆみの家管理運営費であります。予算現額64万5,000円に対しまして、決算額は63万1,128円で、97.8%の執行率となっております。あゆみの家の管理運営では、あゆみの家の維持管理に伴います経費が主なものであります。あゆみの家は、地域活動支援センターの活動の場として、また、生き生きプラザに移転する前までの間は、療育教室の実施場所として、児童の育成、発達の促進や障害者の福祉の向上を図るため、活用をしていただいております。その環境を整える必要があることから、あゆみの家の施設維持及び管理に努めたところでございます。

次に、149ページ、第9目、福祉会館管理運営費であります。予算現額209万6,000円に対しまして、決算額は166万9,854円で、79.7%の執行率であります。福祉会館の管理運営では、福祉会館の維持管理に伴います必要経費が主なものであります。福祉会館の維持管理としまして、生き生きプラザ斑鳩のオープン前の平成20年4月から8月まで斑鳩町社会福祉協議会が福祉活動の拠点として運営し、9月から年度末までは文化財収蔵庫として活用してございました。なお、年度途中ということで同一費目で執行をしてきたものでございます。

次に、150ページ、第10目、障害福祉費であります。予算現額2億6,369万9,000円に対しまして、決算額は2億5,538万2,547円で、執行率は96.8%であります。障害者福祉につきましては、障害を持つ人が地域で安心して暮らせる

社会を実現するため、障害の種別、身体障害・知的障害・精神障害、この3つの障害の種別にかかわらず、必要なサービスが利用できるよう、障害者自立支援法に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援、医療等の障害福祉サービスを提供し、また相談支援、コミュニケーション支援、医療支援等の地域生活支援事業を推進したほか、自立と社会参加の促進を図るための福祉事業に取り組んだものでございます。

まず、社会参加の促進・支援としまして、障害者福祉計画推進協議会の開催では、斑鳩町障害者福祉計画及び第2期斑鳩町障害福祉計画を策定するにあたり、必要とすべき措置についての意見・助言を求めるために、障害者福祉計画推進協議会を3回開催いたしました。次に、各種障害者福祉団体への活動支援では、障害者の社会参加を促進し、その活動を支援するために、障害者福祉協会などの福祉団体に対しまして助成を行っております。また、福祉作業所の運営支援では、一般就労が困難な障害者が、就労能力及び生活能力の向上を図るために、天理市にありますあおぞら福祉作業所の運営に対して助成を行いました。当町からはあおぞら福祉作業所には2人の方が通所をされております。なお、これまで福祉作業所として活動されていた斑鳩町福祉作業所につきましては、平成20年度から地域活動支援センターに移行され、特定非営利活動法人あゆみの家として、引き続き活動をされております。

また151ページ、重度身体障害者の移動支援では、常時車いすを利用され、外出機会の少ない重度の障害者のために、リフト付乗用車による移動支援を行いました。また、手話奉仕員の養成では、聴覚、言語機能障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を推進し、また、聴覚・言語機能障害者等の理解を広めるために、手話奉仕員の養成講座を開催しました。次に152ページ、手話通訳者の設置・派遣では、コミュニケーション支援事業として、聴覚障害や言語機能障害の方のために、役場庁舎内に手話通訳者1名を配置し、窓口業務の対応のほか、障害者等の要請に応じ、学校、病院等や、町主催の講演会等における手話通訳者の派遣等の障害に応じた支援を行いました。

また、心身障害者（児）ふれあいの集いの開催及び153ページの身体障害者ふれあいの集いの開催につきましては、心身障害者（児）及び身体障害者の自立と社会参加の促進を図るために、例年どおり実施をいたしており、心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、昨年7月末に和歌山県串本町方面へ行き、また身体障害者ふれあいの集いにつきましては、8月末に滋賀県近江八幡市の保養施設で実施をいたしました。ご参加いただいた障害者の方々には、楽しい思い出になり、また保護者の方には、日ごろ

の疲れをいやしていただける機会になったのではないかと考えております。

また 153 ページ、車いす昇降用リフト付マイクロバスの運行であります。町公共施設の利用や社会参加の促進を図るために、障害者または高齢者等の方々に主に構成される団体の交通手段として、社会福祉協議会に委託を行い、バスの運行を行ったところであります。なお、車両の老朽化に伴い、8月に社会福祉協議会でマイクロバスの更新を行っております。

続きまして、自立支援策の充実であります。障害を持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるように、障害者自立支援法が施行されております。自立支援法に基づくサービス利用状況でございますが、まず身体障害者（児）の生活を支援するために、日常生活を容易にするために、身体障害者（児）補装具の交付及び修理や、154 ページの重度障害者（児）日常生活用具の給付を行ったところであります。

次に、重度心身障害者の生活の安定を図るために、重度心身障害者等福祉年金の支給と、緊急通報装置の設置のため福祉電話基本料金の助成を、社会参加の促進を図るために福祉タクシー利用料金の助成事業を、引き続き実施いたしました。

また 155 ページでは、障害の程度を軽減したり、除去したり、または障害の進行を防ぐため、更生医療費の支給や更生訓練費の支給を行いました。

また 156 ページ、自立支援認定審査会の運営では、障害程度区分の認定事務を王寺周辺広域休日応急診療施設組合に委託し、西和7町合同で実施をしております。

障害者福祉計画等の策定では、障害を持つ人、持たない人も高齢者も子どもも、あらゆる人が触れ合い、支え合いながら、安心して地域の中でともに暮らし、自分で自立した生活ができる社会の実現を目指し、斑鳩町障害者福祉計画及び第2期斑鳩町障害福祉計画を策定しました。

また 157 ページ、障害者相談の支援では、西和7町で生活支援センター「ななつぼし」に委託し、身体・知的・精神障害の相談に対応できる相談員を配置したところ、延べ83人の障害者や介護者から、1,383件の相談がありました。

障害者の移動支援では、屋外での移動が困難な障害を持つ方に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の移動を支援いたしました。さらに、日中一時支援サービスの提供では、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図りました。

158 ページ、障害者介護給付、訓練等給付費の支給では、地域生活への移行に結びつくよう、住まいの場における介護サービスや日中における機能訓練等のサービスなどを実施いたしました。地域活動支援センターの機能強化では、創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行いました。

続きまして、療育・保育・教育の充実としまして、療育教室の開催では、心身の発達などについて心配のある幼児に対しまして、遊びを通した集団活動等により、身体の発達や知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めており、利用者は24人ありました。

次に159 ページ、第11目、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費がありますが、予算現額3,341万7,000円に対しまして、決算額は3,243万1,881円で、97.1%の執行率であります。社会参加の促進支援としまして、ふれあい交流センターいきいきの里の充実であります。職員の人件費及び施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。この施設は、多世代間の交流の場として、開館以来多くの皆様にご利用いただいているところであります。本年度は4万932人の方々のご利用がございました。前年度と比較しますと、娯楽室、小広間は前年度より利用者が減少しておりますものの、浴場の利用者については440人の増となっており、その増加理由としましては、平成17年度に実施した料金改正により、町内の料金の値下げと同時に、町外の料金の値上げを行うことで、町内の方々のご利用をしやすいしたこと、及び70歳以上の方には、希望により交付をいたします「いきいきの里の入浴券」、また敬老記念品として配付する「いきいきの里入浴券」では、本人だけでなくご家族の方もご利用していただけるようにするなど、町内の方々のご利用促進を図ってきたところによるものと考えております。

次に160 ページ、第12目、介護保険事業繰出費であります。予算現額2億3,471万4,000円に対しまして、決算額は2億2,199万2,890円で、執行率は94.6%となっております。介護保険事業特別会計にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業に要する所要額をこの科目より繰り出しを行い、介護保険事業の円滑な推進に努めたところでございます。

次に161 ページ、第13目、総合福祉会館管理運営費であります。予算現額2,731万5,000円に対しまして、決算額2,194万1,415円、執行率80.3%であります。斑鳩町総合保健福祉会館（愛称）生き生きプラザ斑鳩は、平成20年8月

29日に竣工式を行い、9月1日に開館いたしました。ここでは、この生き生きプラザ斑鳩の維持管理に要する経費で、総合管理委託料と光熱水費が主なものでございます。

住民の方々の健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的としたこの会館を、より多くの方々に知っていただくために、開館事業として昨年9月の1カ月間はがん検診や健康教室、介護予防事業などの事業を集約し、ご利用をしていただいたものでございます。その昨年9月の開館記念事業としましては、9月6日土曜日には、はつらつフェスティバルを開催し、「こころの健康を考える」と題して健康づくり講演会やウオーキング講座など、また9月13日土曜日にはちびっこフェスティバルを開催し、「子どもを取り巻く環境と育ち」と題して子育て支援講演会や親子クッキングなどを実施し、保健や福祉について学び、考えていただく機会として、多くの皆様にご参加をしていただきました。その後も、この会館の保健部門におきましては、各種検診や健康増進事業や食育などの事業を保健センターにおいて行っており、福祉部門におきましては、社会福祉協議会をはじめ、子育て支援センターにおいて、つどいの広場などの子育て支援事業や歩行浴などの介護予防事業を行っており、子どもから高齢者まで幅広く世代を越えて多くの方々にご来館していただき、ご利用していただいているところでございます。今後も、保健福祉の活動拠点として生き生きプラザ斑鳩のよりよい運営管理に努めてまいりたいと考えております。

次に162ページ、第14目、後期高齢者医療費でございます。予算現額2億72万6,000円に対しまして、決算額は1億9,792万6,239円で、執行率は98.6%であります。後期高齢者医療制度への支援として、療養給付費負担金では広域連合が行う後期高齢者医療の給付にかかる町の負担金を支出いたしました。法令規定の負担割合12分の1に相当する額として、1億5,065万6,000円を支出したものでございます。また、後期高齢者医療への支援では、町が行う後期高齢者医療の事務経費、広域連合が行う事務経費、また保険金の安定繰出しとして、低所得者に対する保険料軽減の補てん分を後期高齢者医療特別会計に繰出ししました。なお、広域連合事務費繰出しと保険基盤安定繰出しは特別会計から広域連合に納付をしております。

次に163ページ、第15目、（仮称）総合福祉会館建設事業費であります。予算現額5億9,881万1,700円に対しまして、決算額は5億8,117万4,508円で、97.1%の執行率であります。総合福祉会館の整備としまして、（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、正式名称が斑鳩町総合保健福祉会館としまして、昨年9月1

日にオープンいたしました。建設につきましては、平成19年6月に着工し、昨年5月末に竣工いたしております。工期が平成19年度と20年度の2カ年にわたりましたことから、平成20年度につきましては残りの施工にかかります残額の支払いを行ったところでございます。

続きまして164ページ、第2項、児童福祉費、第1目、児童福祉総務費であります。予算現額2,380万円に対しまして、決算額は2,327万7,167円で、執行率は97.8%であります。職員の人件費が主なものでございますが、子育て支援策の充実としまして、次世代育成支援地域協議会の運営では、子育てを行う方が安心して子育てできるまちづくりの実現に向けた各種施策を確実に推進していくために、次世代育成支援地域協議会において計画の進捗管理を行ったところでございます。

次に、遺児福祉年金の支給では、母子・父子の福祉の推進ということで、遺児福祉年金を両親のいない遺児に一人当たり年額3万6,000円、また、片親のいない遺児に一人当たり年額1万8,000円の給付をそれぞれ行い、遺児の自立支援を行ったところでございます。対象受給者数は保護者23名、その対象児童は35名でございました。

また165ページ、保護者が病気等のため、子どもの養育が困難なときに、一時的に児童福祉施設で子どもを保護するショートステイサービスの提供を行い、1名の利用がありました。また、一日里親会の実施は、両親または片親がいない小・中学生の子どもたちを町長が親がわりとなって励まし、また交流を図るため、本年も7月30日に滋賀県の信楽焼窯元と三重県の伊賀流忍者博物館を見学し、当日参加した52人の子どもたちには、楽しい夏休みの思い出になったのではないかと考えております。

次に166ページ、子育て支援策の充実としまして、地域子育て支援センターの運営につきましては、生き生きプラザ斑鳩に設置し、子育てサークルの育成支援事業、子育て相談事業、子育て支援講座、子育ての情報の提供を行うほか、平成20年8月まで斑鳩幼稚園の空き教室を利用して、月曜・水曜・金曜の週3回、午前10時から午後4時まで実施しておりました「つどいの広場事業」を、9月からは地域子育て支援センター事業として拡充を図り、新たな「つどいの広場事業」として、生き生きプラザ斑鳩にて月曜日から金曜日まで週5回に、時間も午前9時から午後4時までに拡大して実施し、その充実に努めたところでございます。その利用状況は、4月から8月末までは延べ823人、1日平均13人で、生き生きプラザ斑鳩に移りましてからの9月から3月末までは延べ5,502人、1日平均40人のご利用がございました。

また、次世代育成支援行動計画の策定につきましては、後期計画策定のためのアンケート調査を行い、それに要した通信運搬費と委託料が主なものでございます。

次に１６７ページ、第２目、児童手当費であります。予算現額１億９,１８１万８,０００円に対しまして、決算額は１億９,１５１万２,３８０円で、９９．８％の執行率でございます。児童手当費のうち、子育て支援の充実として、児童手当の給付につきましては、給付に要した経費が主なものであります。急速な少子化の進行を踏まえた総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図り、子育て家庭への支援を行うことから、小学校修了までの子どもを養育している方に児童手当の給付を行いました。受給者数としましては、３歳未満の児童では５７９人、３歳以上小学校修了前までの児童では１,２９６人に児童手当を支給いたしました。

次に１６８ページ、第３目、保育園費であります。予算現額３億４４３万４,０００円に対しまして、決算額は２億９,９８８万９円で、９８．５％の執行率でございます。保育士、給食調理員の人件費と、施設の維持管理に伴います経費が主なものでございます。子育て支援策の充実としまして、保育体制の充実につきましては、たつた・あわの両保育園に２７５人の園児を受け入れ、通常保育以外に特別保育事業といたしまして、未満児保育、長時間保育、延長保育等を引き続き実施するとともに、保護者の多様なニーズや緊急時等の対応といたしまして、あわ保育園で一時保育事業を実施し、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いながら、子育てと仕事の両立を支援し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めるため、保育所運営に取り組んでいるところでございます。まず、午後６時３０分まで保育を行います長時間保育では、たつた保育園で１０５人、あわ保育園で１１８人の園児の利用があり、午後８時まで保育をいたします延長保育では、たつた保育園で延べ２８５人、実人員は１１人、あわ保育園で延べ５７７人、実人数は１２人の利用がございました。前年度と比較して利用者が減少していますのは、昨年からの社会的な景気後退の影響を受けて、雇用情勢や労働時間が減少したために、延長保育のご利用が減少したものと考えております。

また、保護者の傷病等により家庭での保育が困難な場合に、あわ保育園で実施をしております一時保育事業では、延べ９８人、延べ日数で８０８日の利用がありました。

さらに１６９ページ、広域入所の充実では、保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応するため、本町以外の市町村において相互に入所を行います広域入所を実施し、８市町村へ８４人の保育委託を行いました。これに要しました経費として、５,

257万4,780円を支出しております。逆に、6市町から11人の児童を受託児として保育をいたしております。

また170ページ、地域ぐるみの子育て支援の充実としまして、保育園地域活動の実施では、保育園において電話で子育て相談をはじめ、家庭支援講座の開催や、移動動物園、ふれあい人形劇、園庭開放を行うなど、世代間や異なった年齢の幼児の交流を図り、地域での子育て支援を推進しております。また、高齢者や地域の未就園児などとの交流も行い、より地域に根差し、地域に開かれた保育園を目指して、その運営に努めているところでございます。

さらに、総合的な防災・消防体制の充実といたしまして、保育園緊急地震速報受信装置の整備では、地震発生時に人員の安全を確保するとともに、地震発生後の災害応急対策業務を円滑に実施するため、気象庁からインターネット経由で配信される「高度利用者向けの緊急時地震速報」の情報提供を受ける緊急地震速報受信装置を設置し、予測震度と到着時間を、地震の大きな揺れが来る前に、音声・文字・外部出力で知らせ、それにより、少しでも安全確保を行い、二次災害、設備被害を最小限に抑えることが期待できると考えております。

次に171ページ、第4目、学童保育運営費であります。予算現額1,811万1,000円に対しまして、決算額は1,809万2,725円で、99.9%の執行率でございます。学童保育運営費のうち、子育て支援策の充実として、放課後児童対策の充実につきましては、指導員の人件費及び施設の維持管理に要します経費が主なものでございます。保護者が労働や疾病等の理由で、放課後帰宅しても保護を受けられない児童の健全育成を図ることを目的に、学童保育サービスを実施しております。近年の共稼ぎ家庭の一般化、就労形態の変化に伴い、受け入れ児童数も年々増加している状況となっており、斑鳩学童保育室では118人、西学童保育室では30人、東学童保育室では72人の合計224人の児童を、放課後及び学校休業日に開設して児童の健全育成に努めております。

次に172ページ、第5目、子育て応援特別手当支給事業費であります。予算現額1,546万円に対しまして、決算額は19万7,886円で、1.3%の執行率でございます。子育て応援特別手当支給事業のうち、子育て支援策の充実として、子育て応援特別手当の支給につきましては、国において、平成20年10月30日に決定された生活対策の一環でございます。多子世帯の幼児教育の負担に配慮する観点から、平成20

年度限りの措置として、平成２１年２月１日を基準日として、幼児教育期の第２子以降の子ども（就学前３年間に該当する子ども）のいる世帯に、子ども一人当たり３６，０００円の支給をしますが、平成２０年度子育て応援特別手当支給の準備期間として、住民への周知に努めたところでございます。なお、未執行の１，５２６万２，１１４円につきましては、繰越明許を行い、平成２１年度に執行するものでございます。

最後に１７３ページ、第３項、災害救助費、第１目、災害救助費であります、災害の発生がなく未執行となっております。

以上で、第３款、民生費にかかります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第３款、民生費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の１３４ページの災害時要援護者把握実態調査の実施ですけども、この要援護者リストは完成したんですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 民生委員さんからいただいた分については入力済みであります。それで、その内容を点検しまして、一部再確認が必要な分、また一部少しまだ来てない分がございますので、再度、民生児童委員のほうへ依頼して、それを今していただいている最中でございます。そのような状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、つくっていただくのは非常に必要なことなので、やっていただきたいと思うんですけども。民生委員さんをお願いして、各家庭にアンケートをとっていただく、このときにも担当の常任委員会で議論があったかなと思うんですけども、自治会の回覧版等で調査に伺いますよというふうに流してもらってるところでも、回覧より先に行かしたのかな、それか、その回覧を見ても余りそういう状況を理解してはらへんかったのか、いきなり来て、いろいろ聞かれたというふうにびっくりして、何人かの方がちょっと言うてこられましたんで。そこについては、より慎重に住民の皆さんにこういうことでやらせてもらってますという理解をしていただいてやらないと、下手したら不審者扱い、逆にされてしまいますんで、そのところ十分注意いただいて、やはり十分なリストの作成にあたっていただきたいと思います。

続きまして、１３８ページの社会福祉法人福祉サービス利用料の助成ということで、これ利用者数ゼロということですが、１８ページのところにも載ってまして、これ１８年度以降ずっとゼロになってるけども、これは状況としてはどういうことなんでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 一定の条件に合致した場合させていただくということで、内容から言いますと、生活保護になっておられない方で、低所得者の方が、例えば、これ例なんですけど、特別養護老人ホームに入られると。そういう場合、一定の決まりでそれを減額した場合、それについて一部補助するいうか、そういう形があるんですけども、それは発生すればさせていただきますねんけども、実態として最近それが無いということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、特に体制がというか、サービスが変わって受けられないようになってしまってるという状況ではないんですね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 そのとおりです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 こうして実績としてはゼロですけども、やはり必要な方があったときに受けていただけるように、これについては継続してやっていただきますようにお願いします。

そしたら、次、１４２ページですけども、老人憩の家のボイラーの改修を、以前にもお願いをしていたと思うんですけども、その後、ボイラーの改修についてはどうなったんでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 この人数のほうでも見ていただいたらわかると思いますねんけど、西老人憩の家が人数的に、１９と２０年度で減っております。それは、平成２０年度の初めのころに、給湯との関係が不都合が出たということで、いつも来られる方が東の方へ移られたりとか、来られなくなったということがありまして、そういうボイラーの関係でありましてんけども、それにつきましては、要は大きな修理ということじゃなくって、少しの部品入れ替えとか調整で治っておりまして、今現在はどちらも通常に動いてるということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前に、まだ佐藤課長が来られる前からお願いをしてまして、点検をしますというふうにおっしゃっていただいていたしまして。大がかりに修理をしないとイケないのかどうかということも調べていただいている状況ですけど、今、順調に使えてるという点で、ただ、これまでからやったら、いっぺんに使わはるとお湯が水になってしまうと。これからやっぱり寒くなっていく時季ですと、お湯をつくる火力の方が足らなくなってしまうと、また水になってしまうというおそれがやっぱり多いですし、やっぱり高齢者の方ですから、いきなり水浴びて、ショックで心臓がとまってしまうみたいなことがあったらえらいことですよね。このお湯の供給については、十分注意していただいて、今後も動向を見ていただきたいと。今、検査して点検していただいて、順調に行ってますけども、必要に応じて、やはり修理が必要ならば、予算も組んでいただいて対応いただきたいというふうにお願いしておきます。

そしたら、済みません、143ページの老人医療費の助成ですけども、先ほど部長のほうからも説明いただいたんですが、19年度と20年度で、大分この数字が変わってるんですけども、乳幼児医療費なんかでは制度改正あったかなと思うんですけど、これも老人医療費についても制度改正があって、こんな数字になったということですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 老人医療費の助成制度につきましては、平成17年の8月以降に、65歳を迎えられる高齢者の方については、県の補助金が打ち切られました。それに伴いまして、町としては補助事業を継続するということですが、県の補助が減った分につきましては、補助ができなかったのも、本来のそれまでの方にも半額の補助に切りかえた。だから、平成17年7月までに65歳になってる方は、通常どおりの助成金を出してたんですが、8月以降65歳になった方については、従前の額の半額に変更したいということです。だんだんと、これ70歳になれば前期高齢者に移りますので、県補助対象者の方がだんだん少なくなって、町単独補助の方が徐々に人数が多くなってきたということで、実際に補助する額は年々減ってきているということで、ご理解いただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

そしたら、すみません、148ページのあゆみの家の運営なんですけども、これ委託

料のほうは変わってないんですけども、需用費のほうが大きく減ってるっていうのは、総合福祉会館が建った関係なんじゃないかな。ちょっとその辺のところも。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 需用費について、平成19年度のほうで53万5,000円、20年度で8万6,000円強になっておりますけど、この分につきましては、先ほど部長の説明の方にもありましたけども、あゆみの家さんがNPO法人化が平成20年度されてます。それに伴いまして、あゆみの家さんから自主的な、今まででしたら光熱水費もこちらのほうで出しておったんですけども、それについても自分らのほうで出させていただくということがございましたので、その分が抜けてます。その関係で減っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。あゆみの家さんで出されるというふうにおっしゃっていただけてるんでしたら、頑張っていたきたいと思うんですが、委託料のほうは変わってなかったんで、ちょっとそこが心配でしたので。

そうしましたら。あと1点だけ、すみません。24ページに、リフト付乗用車の運行っていうのがあるんですけど、これはこの民生費のところで使訊かせていただいているんですね。そうしますと、これも平成18年度から、数が大分回数が減ってるなというふうに思うんですけども、これはどんな状況なんですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 リフト付乗用車につきましては、社会福祉協議会のほうに委託しております。それで、こちらのほうも利用件数が余りふえないということで考えておるんですけども、制度にのっとった医療支援をやりますと、介助もついてくるわけですけども、このリフト付乗用車につきましては、介助の方も一緒に乗ってくださいよと。というのは、運行の方はさせていただきますということですんで、その関係で、なかなかちょっとふえないのかなというふうには考えております。というのは、おひとりで例えばどこかへ行かれるという場合ですね、このリフト付乗用車でしたら、運転はさせていただきますということなんで、本人さん以外に介助の方も一緒に行かないといけないと。その方がそういうことできないという話になると、これを利用しないで、ほかの制度の移動支援を使われるということがあるのかなと考えてます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、18年度からこれ回数が減ってますけど、何か制度が、介護

保険が変わったというのはありましたけども、それと関係があって、利用が減ってるんですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 済みません、今言われた、その１７年から１８年に大きく減っておるんですけど、その部分でちょっと検証はしておりませんけども、今、委員が言われたように、平成１８年度から障害者自立支援法が始まっておりますので、その関係とは思いますが、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

小林委員。

○小林委員 １点だけ。成果報告書の１６９ページの保育園児の延長保育児の給食についてお聞きしたいんですけれども、検査・保存食等の数を除いた園児に出された給食の数について、できるだけ具体的な数をお聞きしたいんですけれども。

○木田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 延長保育の夜食、給食の件でございますが、平成２０年度で児童数２３人預かっております。その中で、先ほど部長からの説明にもございましたが、延べ８６２人、延べ人数でしております。そのイコール８６２食が延長保育の給食の数でございます。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 そうしますとですね、今答えていただいた給食の数を委託料、材料費、徴収している給食費等を勘案すると、１食当たりのコストはどれぐらいになるんですかね。

○木田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 この延長保育の委託でございますが、１７９万６,０００円委託料を支払っております。それを８６２で割りますと２,０８３円。１食当たり２,０８３円になります。以上でございます。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 平成２０年度の決算でこの数字でしたら、また平成２１年度も２２年度も状況が変わって、年々数が減っていつてしまうのではないのかなというふうには思うんですけれども、そうなってくると、やはり具体的に、今年度、多分結構な値段になっていると思うんですけれども。今後、その１食当たりのコストが高くなっていく現状を踏まえて、町としてはどうされる、どういうふうにご考えておられるのか、お聞きしたいんですけれども。

ども。

○木田委員長 清水福祉課参事。

○清水福祉課参事 昨年と比較して、延べ給食、昨年は1,614回ございました。ことし862回。その前、18年度で2,107回という中で、年々延長保育の利用が少なくなってきたのが現状でございます。その中で、今先ほど答弁させていただきました、委託料から給食の回数を割ったら2,083円という金額が出てきております。その中で、1食当たり2,083円という、非常に高くついております。園児、毎日延長保育を利用してる人数に置きかえさせていただきますと、平成20年度で、大体1日両園で3人から4人というふうな利用率でございます。今後、この社会情勢の中で、残業とか正規雇用の首切りとか派遣切りとかいろいろございます。その中で、延長保育がこういうふうな推移をしてる中で、これだけ経費がかかっていますんで、当然検討していかなければならないと。それやったらどうしていくんかということの中では、例えば近隣を調べて、近隣いうか、うち広域をしている黎明保育園さんにお聞きしたところ、軽食程度のパンあるいはサンドイッチを出しているとか。そして、あとは、今後考えられるのは、反対に弁当に変えるとか、そうか、または、今3、4名の利用者でございますので、今現状の調理師がその分をつくって、冷蔵庫に保管して、電子レンジで温め直すとかいう方法もあると思います。今後、検討課題ということで、考えさせていただきたいと思います。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 昔、確かに給食に出る数も多かったですし、やっぱり町としても、子どもたちに温かい料理を食べていただきたいという思いから、こういう事業があるんですけれども、やはりこういう状況になったら、今後また一度、現場の方々と一度話し合って、いろんなほかの事案を見ていただいて、また一度検討していただきたいというふうに要望しておきます。

○木田委員長 ほかにございませんか。

辻委員。

○辻委員 ちょっと2点ばかり。要望で結構ですんで。先ほど、木澤委員から質問ありました要援護者の実態把握のことで、かなり時間がかかっています。これもできるだけ早くしてほしいなというのと、それとまた、日々異動がありますので、そのへんの把握もやっぱり十分にしてもらわんことには、大分時間かかっているから。はじめに出された民

生委員さんと、最後に出された民生委員さんでかなり時期的なずれがありますので、その辺のも十分調整してもらうように、ちょっとお願いいたします。

それと１３５ページ、これ前にも言うてますねけど、国民年金の事務の取扱手数料を事務取扱で町の持ち出しが、これ３１３万８０２円いうことで、国から５９５万９１１円入ってきますけども、最近、国民年金のいろんな相談がかなり窓口ふえてされてるというふうに思っております。できるだけ、これ前回もお願いしてますように、一定の割合やなしに、実態も見てもらいながら、できるだけ一般財源を少なくしてもらうような格好で、国からやっぱりできるだけ全額、できたら、かかる経費全額やっぱり国から見てほしいなというのも、ひとつこれは希望ですけども、そのへんもまた十分協議会で要望してもらえるように、特にお願いしておきます。以上です。

○木田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって、第３款、民生費についての審査を終わります。

次に、第４款、衛生費について説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第４款、衛生費の概要についてご説明を申し上げます。

座らせていただいて、ご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

第４款、衛生費は、主要な施策の成果報告書の１７４ページからでございます。第４款、衛生費につきましては、全体の決算状況でございますけども、予算現額が款全体では、決算書の１３０ページでございますが、款全体では予算現額８億９，１０３万８，０００円に対しまして決算額は８億８００万３，２１２円で、執行率は９０．７％でございます。

それでは、施策の成果報告書の１７４ページをごらんいただきたいと存じます。第１項、保健衛生費、第１目、保健衛生総務費であります。予算現額１億３，０６６万９，０００円に対しまして、決算額１億２，９１８万８，３４６円、執行率は９８．９％であります。まずはじめに、予防相談体制の充実といたしまして、住民の健康増進と健康意識の向上を図りますため、町医師会、歯科医師会や栄養士会などの、各種団体と連携をとりながら、乳幼児から高齢者までの予防接種や検診などや、食育の推進な健康づくり活動の支援に努めたところでございます。

次に 175 ページ、保健体制の充実といたしまして、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携を図るとともに、休日応急診療体制の充実に努めたところでございます。

また、公害の未然防止の徹底といたしまして、西和衛生試験センターとの連携であります。引き続き環境基本法によりまして、環境基準に定められております大和川、竜田川、富雄川の水質検査、廃棄物処理施設の焼却施設のダイオキシン類や、ばい煙濃度等の測定を、西和衛生試験センターと連携して定期的実施しているところであります。

河川の水質状況につきましては、3つの河川とともに平均のBODが、平成19年度と比較して改善状況にあり、平成20年度ではアユが生息できるとも言われております。BOD 5mg/l前後の水質状況になっております。特に大和川につきましては、観測が始まった1963年以降、最高水準まで改善しており、大和川水質とともに、これまで生活排水対策の効果が出始めたと考えているところではあります。引き続きBODをはじめといたします水質状況の推移を注意深く確認するとともに、水質浄化への啓発を充実させ、さらに水質改善を目指してまいりたいと考えております。

次に 176 ページの第2目、感染症予防費であります。

予算現額3,994万8,000円に対しまして、決算額3,961万1,598円、執行率99.2%であります。予防相談体制の充実といたしまして、176ページから178ページまでに掲げております高齢者インフルエンザ、日本脳炎、二種混合、三種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCGの各種予防接種を実施いたしました。特に176ページの高齢者インフルエンザ予防接種の実施であります。インフルエンザの流行は毎年1月がピークとされておりますが、例年に比べ早い時期から接種された方が多く、接種者は3,808人で昨年度より増加をしており、接種率は58.9%となっております。また広報やポスター等で、せきエチケットなどの啓発や、各自の健康管理意識の高まりにより、接種率の向上につながったものと考えております。また178ページの麻しん・風しん予防接種の実施につきましては、平成19年度に高校生や大学生を中心とした年齢層で、麻しんが大流行したことにより、平成20年度から5年間の期限で、麻しん・風しんの混合ワクチンによる接種の対象者を、従来の第1期・第2期に加え、第3期の中学1年生、第4期の高校3年生と拡大し、実施いたしました。対象者には個人通知を行うとともに、学校とも連携を取り、早期に接種していただけるよう、啓発に努めたところであります。また、未接種者に対しましては、再度個別に接種勧奨を行い、接種率の向上に努めたところであります。

次に 179 ページの第 3 目、母子衛生費であります。予算現額 1,134 万円に対しまして、決算額 1,123 万 4,010 円、執行率 99.1% であります。母子保健事業では、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、親自身の育ちや子どもの健やかな成長、発達を支えていくための保健事業に努めてきたところでございます。まず予防相談体制の充実といたしまして、179 ページから 182 ページまでに掲げております乳児健診、1 歳 6 カ月児健診、3 歳児健診及び妊婦一般健康診査等を実施いたしました。特に 179 ページ、乳児健診の実施であります。従来、町内の委託医療機関で実施しておりました健診を、平成 20 年度からかかりつけ医で受診できるように、町外で受診された乳児に対しても、健診費用の助成を行い、安心して健診を受けられる環境づくりに努めたところであります。また、健診後の経過観察を必要とする乳児に対しましては、保健師が担当医と連携をとりながら、発達を促すためのかわり方や、授乳、離乳食等の指導を行い、自立支援に努めたところであります。

また、182 ページの妊婦一般健康診査の実施につきましては、平成 20 年度から健診費用の助成回数を 1 回から 5 回にふやし、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減に努めたところであります。また年度途中の平成 21 年 1 月 27 日からは、国の 2 次補正予算において、妊婦健診の公費負担が 14 回に拡大されたことを受けて、さらに町単独として 1 回を追加した 15 回の公費負担を行ってきたところであります。平成 20 年度に妊娠届をされ、平成 21 年 1 月 27 日から 3 月 31 日までに自己負担で妊婦健診を受けられた方に対しても助成を行い、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めたところであります。

次に保健体制の充実といたしまして、183 ページから 185 ページまでに掲げております新生児訪問や、パパママスクール、子育て教室などを実施いたしました。まず、183 ページの新生児訪問の実施といたしましては、母親の育児に対する不安の強い産後間もない時期に、早くからかわることで、育児不安の軽減に努めるとともに、各種教室の参加や育児相談を促すなど、親が孤立することなく、子育てを楽しむことができるよう支援をいたしました。また、子育て教室の実施では、親が子どもの成長発達や事故防止などについての知識を習得し、育児力を高めたり、親同士が教室終了後も交流を図れるよう場所を提供することで、親同士の自主活動も見られております。今後も引き続き、地域で安心して子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、184 ページの母子保健推進活動の支援といたしましては、保健事業の中で、

母子保健推進員が妊娠期から母親とのかかわりを持ち、親子の成長を身近な地域の中で見守り、親が孤立することなく、安心して子育てができるためのサポートをする一方、住民の視点に立って、教室の企画から実施まで携わっていただく等、保健センターと協働できる母子保健推進員の活動の支援に努めてまいりました。

次に、185ページの妊産婦相談・指導の実施であります。マタニティキーホルダーを配付し、妊産婦自身が母親としての自覚を高め、また、周囲の人がキーホルダーをつけている妊産婦に対し、優しく配慮できるように努めました。今後も引き続き、周囲の人々が妊産婦に対して配慮できるよう、マタニティマークの周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、食育の推進であります。子どもの食生活は母親の食に対する意識が大きく影響され、特に乳幼児期には生涯の食生活の基礎となる大切な時期であります。そういったことから、妊娠期のパパママスクールや、乳児期の離乳食教室、幼児期の子育て教室などを通して、食事を楽しく食べることができるための支援をしてまいりました。今後も、食の大切さを伝えてまいりたいと考えております。

次に186ページの第4目、健康増進事業費であります。予算現額2,669万8,000円に對しまして、決算額2,582万4,967円、執行率96.7%であります。

健康増進事業では、生活習慣病を予防するために、「健康いかるが21計画」に基づき、「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」を柱とした各種の保健事業を実施し、住民一人ひとりの主体的な健康づくりに取り組んでいるところであります。意識啓発と健康づくり活動の支援といたしましては、健康手帳の作成を行い、主に40歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、検診の記録や自己の健康管理についての意識の向上に努めました。

次に、予防相談体制の充実であります。186ページから192ページに掲げております健康診査をはじめ、各種がん検診や健康相談、健康教育等を実施いたしました。まず、186ページの健康診査の実施といたしましては、平成20年度から従来の基本健康診査が各保険者が実施する特定健康診査に変わったことに伴い、年度途中で国民健康保険に加入されました方や、生活保護者等を対象とした健康増進法による健康診査を実施いたしました。なお、平成20年度は68の方が受診されました。また健康増進法による健康診査を受けられた方で、国保加入者で特定健康診査を受けられた方の中で、メタボリックシンドロームが疑われる方や、メタボリックシンドローム予備軍の方に対して、よりよい生活習慣の改善を図るために、保健師、栄養士などによる個別相談、

指導や教室への参加を勧めるなど、生活習慣病の予防に向けて支援をしてまいりました。

また各種がん検診におきましては、受診者の利便性を考慮し、子宮がん、乳がん検診においては、集団検診と個別検診の両方で実施するなど、延べ4,780人の方が受診され、がんと診断された人は大腸がん1人、胃がん1人、乳がん2人、前立腺がん1人となっております。肺がんの検診の受診率の減少につきましては、平成19年度より3カ年事業といたしまして、石綿暴露健康リスク調査、これは県が行っておりますが、問診・レントゲン検査・CT検査等でございます。県が環境省の委託を受けて実施しており、平成20年度は155人の方が受診をされております。この方々が町が実施する肺がん検診を受診されなかったことから、減少をしていると考えられます。また前立腺がん検診については、従来、基本健康診査と個別受診される方が多く見られましたが、平成20年度からは医療制度改革に伴い、特定健康診査になったことにより、前立腺がん検診が町内の委託医療機関において、単独で受診することとなったことから、受診率が減少しているものと考えております。がんが、死因の約30%を占めていることから、今後も各種がん検診の受診方法等についての周知、啓発を図り、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、190ページの健康相談の充実といたしましては、平成20年度より特定健康診査、特定保健指導が始まり、電話や来所による検診結果の見方や生活習慣病を改善するための相談や、精神的な相談が多くなってきており、保健師や栄養士などが相談内容に応じて、指導・助言を行ったことにより、相談者数が昨年に比べ増加をしております。住民の健康に対する意識が高まってきていることから、今後も気軽に相談できる体制づくりを検討することが重要と考えております。

次に191ページの訪問指導の充実といたしましては、検診の結果、精密検査が必要な方や、生活習慣の改善が必要な方などを対象に、生活の場において、個々の状況に合わせた指導を行うための訪問を実施いたしました。今後は、本人だけでなく、その家族にも相談、指導を行うことができる機会でもあり、家族単位での健康意識が高められると思います。また健康教育の実施であります。メタボリックシンドロームは食生活の乱れ、運動不足、喫煙習慣など不健康な生活習慣の積み重ねで起こることから、生活習慣の改善に重点を置いた、はつらつ運動教室や歩こう会などを実施いたしました。健康づくり運動の専門家である運動指導士から、具体的な運動の方法や指導を受けることで、日常生活の中に運動を取り入れ、運動習慣の定着の推進に努めたところでございます。

次に１９２ページの骨密度測定の実施においては、寝たきりの原因になりやすい骨粗しょう症を予防するため、骨密度測定を実施いたしました。自らの骨密度を知り、食事や運動などの生活習慣を見直す機会とし、測定後には相談や教室への参加を勧め、生活習慣改善の定着に努めたところであります。

次に１９３ページ、第５目、狂犬病予防費であります。予算現額３８万７,０００円に対しまして、決算額３７万６,６８４円、執行率９７．３％であります。

狂犬病予防法に基づきます蓄犬登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等が主な実施内容であります。狂犬病予防免疫の実施といたしまして、狂犬病予防注射済票交付業務では、奈良県獣医師会と連携をして実施をしております狂犬病予防集合注射において交付した６２３頭に、直接動物病院で接種されました５２７頭を合わせまして、平成１９年度より４３頭少ない１,１５０頭に対しまして、注射済票を交付をしたところであります。また畜犬登録業務では、平成１９年度より１３頭少ない７７頭が新規登録されたところであります。なお、散歩時のふん未処理、飼い方マナー等につきましては、集合注射会場での啓発活動のほか、環境保全推進員によります地域の巡視、週１回巡回をしております環境パトロールでの街頭広報、広報紙への啓発記事の掲載などによりまして、寄せられる苦情は年々減少傾向にはございますが、まだまだ撲滅までは至っていない状況でありますことから、平成２０年度ではこれまでの取り組みに加え、啓発チラシを作成し、各自治会に回覧していただき意識の高揚を図ったところであります。

次に１９４ページ、第６目、火葬場費であります。予算現額２,９６４万７,０００円に対しまして、決算額１,８０２万４,８９６円、執行率は６０．８％であります。火葬場の運営といたしまして、火葬場の維持管理では、火葬業務、火葬場の日常的な維持管理を行うため、業務の一部を委託するとともに、台車の耐火物吹きかえなどの補修工事、保守点検などを行い、常日ごろから適切な業務、施設の維持管理に努めているところであります。また火葬場の周辺対策では、火葬場の周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら適切に運営をいたしますために、周辺環境整備に努めたところでございます。

続きまして１９５ページ、第７目、環境対策費であります。予算現額２１５万５,０００円に対しまして決算額２１１万３,７６７円、執行率は９８．１％であります。平成２０年度におきましても、地球市民であります当町の住民が、環境負荷軽減に向けての行動を起こす上で必要な意識、行動を変える、取り組みを助ける、人材・組織を育成する、そして行政が率先して取り組むといったことに重点を置きながら、環境対策に取

り組んだところであります。まず、環境と共生するまちづくりの推進といたしまして、地域温暖化防止事業であります。引き続き温暖化の現状や個人レベルでの取り組みについて認識を深めるとともに、意識の向上を図るため、成人を対象とした体験型の連続講座を開催し24名のご参加を得たところであります。

次に、196ページ、環境保全意識の高揚としまして、環境教室の充実であります。親子で環境について考える機会を提供することによりまして、環境問題への意識を深め、行動を起こす契機にさせていただくため、親子環境教室を2教室開催し、延べ54名のご参加をいただいたところであります。次に自治会別環境問題学習会の実施では、平成18年度より2カ年計画で開催をしておりました第5回自治会別環境問題学習会につきまして、町内自治会の約半数に当たります56自治会で開催をしていただいたところではあります。第5回のテーマでもあります「『もったいない』を合い言葉にスリーアールな暮らしを」につきましては、住民の最も身近な問題であることから、平成20年度では過去2年間、地域の事情により開催いただけなかった自治会を対象に、再度開催を呼びかけ、新たに9自治会で開催をしていただいたところであります。第5回自治会別環境問題学習会の総括といたしまして、開催数につきましては自治会数の約6割程度の65自治会ですが、参加者のうち93.3%の方が参加して意識が変わったとお答えいただいております。一定の効果があったものと考えているところであります。

次に197ページ、住民活動の支援といたしまして、環境保全推進委員の充実であります。平成19年度に委嘱いたしました第6期環境保全推進委員も平成21年3月31日をもって任期満了となりました。第6期環境保全推進委員の特徴的な活動といたしましては、自治会内のごみ集積場を巡回し、分別状況や氏名の記入状況を確認いただいた上で、集積場所にごみの出し方などの啓発看板を設置いただく任務を、その結果、分別や氏名記入状況に成果があらわれているとの報告も受けております。またペットボトルの出し方や化粧品びんの回収方法の変更など、町からお知らせした内容をさらにわかりやすくアレンジし回覧や掲示板に掲出していただいた委員や、総会時など住民の方々がお集まりになられる機会に、その周知を図っていただいた委員も多数おられました。さらに、環境保全推進委員をお引き受けいただいたことによりまして、環境問題に対する自分自身への意識が高まったという声も寄せられており、環境保全推進委員から地域へと、環境保全に対する意識や取り組みの輪が広がりを見せていると実感できるような取り組み状況でございました。なお、第7期環境保全推進委員につきましては、平成2

1年4月1日付で117名の方に委嘱をしており、さらにこの取り組みの輪が広がるよう活動内容の説明会等を開催させていただいたところであります。

次に「子どもエコクラブ」に対する支援では、自然や生き物の観察、リサイクル・クリーン活動を通じ、地球を大切にしたいと考え、自分たちの周りから環境を守る意識を醸成する「子どもエコクラブ」について、平成20年度では6団体登録いただき、活動に対する支援を行いました。その結果1団体について優秀な活動が認められ、奈良県代表として、子どもエコクラブ全国フェスティバルに招待され、当町からは3年連続して全国フェスティバルに招待をされているところでございます。

次に省資源型・省エネルギー型都市づくりといたしまして、ISO14001の推進であります。ISO14001（環境マネジメントシステム）につきましては、平成20年度におきまして、47項目の環境目的・目標を掲げてきまして取り組みを進めましたところ、33項目について目標を達成し、目標未達成となりました14項目につきましては是正措置を講じ、原因追求と再発防止に努めたところであります。目的・目標を掲げてきました47項目の約30%に当たる項目が未達成となりましたが、原因につきましてはISOの基本理念に基づき、実現可能な数値より若干ハードルを高く目標設定を掲げたものによるものと分析をしているところであります。また平成21年2月、2期目のISO登録期間満了を迎えましたことから、去る2月5日から6日にかけて2日間更新審査を受審し、2月26日付で今後3年間の登録が認められたところであります。

次に198ページ、公害の未然防止の徹底といたしまして、公害指導の実施では、遊休地の適正管理に対します指導を43件行うとともに、住民から寄せられました公害等に関する苦情相談82件につきまして、調査・指導を行い、すべての事案につきまして一定の解決をみたところでございます。

次に199ページの第8目、保健センター運営費であります。予算現額576万1,000円に対しまして、決算額523万2,501円、執行率は90.8%であります。保健センターの維持管理といたしましては、現在、役場北庁舎として使用されている旧保健センター庁舎の維持にかかる費用のうち、平成20年9月に保健センターが生き生きプラザ斑鳩に移転するまでの間、平成20年4月から8月までの建物の維持に要した経費でございます。

続きまして200ページ、第2項、清掃費の第1目、清掃総務費であります。予算現額1,581万円に対しまして、決算額1,572万8,539円、執行率は99.5%

であります。職員の人件費が主な支出の内容でございます。

続きまして２０１ページ、第２目、塵芥処理費であります。予算現額４億３,５６８万５,０００円に対しまして、決算額４億１３１万１,０２６円、執行率９２．１％であります。リサイクル処理をはじめとしたごみ処理、ごみ減量化、資源化の推進、衛生処理場等の運営及び維持管理について実施をしているところであります。まず２０１ページ、ダイオキシン・騒音対策等の徹底といたしまして、ばい煙検査の実施であります、年４回のダイオキシン類濃度検査、年６回のばい煙検査を実施し、付近住民の皆様安心して暮らしていただける施設の整備に努めました。当町の処理施設では、ダイオキシン類濃度は５ナノグラム以下と定められておりますが、今回の検査における平均数値で０．１３４ナノグラムとなっており、法規制値より低い数値で推移を行き来しているところでございます。

また２０２ページ、ごみ減量化・資源化の推進としましては、ごみ減量・資源化の啓発では、自分たちの出したごみ、資源物がどのような工程を経て最終処理されているかを追跡し、ごみ分別の必要性を認識するごみのゆくえ探検ツアーを親子で１回、大人で２回の計３回実施し、合わせて７７名のご参加を得ました。

また２０３ページ、資源物のリサイクルでは、埋め立て処分量の削減を図るため、可能な限り破碎、選別処理を行い、再び資源としての活用を目指したとともに、これまで焼却処理してきた剪定枝葉・刈り草について、平成２０年度におきまして堆肥化処理に移行し、焼却処理及び焼却灰発生の削減に努めたところであります。特に、その他プラスチック類はリサイクル処理移行後、当初は約６０％の資源化当たりを推移していたことから、毎月広報紙で啓発したところ、徐々に回収状況が向上し、平成２０年度では、平成１９年度より約１０％上昇の８１．８％が資源として再生されたところであります。またマイバック持参推進サポーターでは、平成２０年度におきましては２１名のサポーターが行政とともにレジ袋削減に向けて推進活動を展開していただき、マイバック持参率は活動を始めました平成１８年度当初より、約２倍の３６．８％まで上昇し、取り組みが浸透し始めてると考えているところであります。特に２０４ページのリサイクル活動の推進といたしまして、資源物集団回収の奨励では９０団体が資源物回収団体として登録いただき、年間１,７１７トンの古紙類を回収していただいたところであります。

また２０５ページ、古紙類・繊維類リサイクル回収モデル、紙製容器包装類モニター回収では、計約４０トンの古紙類・繊維類・紙製容器包装類を回収したところであります。

す。また 206 ページ、空き缶の分別回収では、役場北庁舎設置の発券式空き缶回収機の老朽化に伴い、新たにポイントカード式空き缶回収機に更新をし、あわせて新しく開館いたしました生き生きプラザ斑鳩にも同じポイントカード式の空き缶回収機を設置いたしまして、東・西公民館の発券式空き缶回収機と合わせまして、計 4 施設で回収をしたところであります。

また 207 ページ、長期的・広域的なごみ処理対策では、当町のし尿収集業務の委託及び浄化槽汚泥収集運搬の許可業者及び下水道普及による収集件数の減少に対し、業務の提供を求める要望書が平成 18 年 12 月 7 日付で提出されており、以後種々検討を重ねました結果、し尿収集業務の安定化を図る上で、平成 20 年度よりその業者に代替業務として、家庭ごみ収集の一部を委託したところであります。また、ごみの安定的な処理及び施設周辺環境の保全を図るため、焼却設備等の補修を行いながら、適切な維持管理に努めたところであります。

次に 208 ページ、中ほど、衛生処理場の周辺対策では、施設周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら、適切に運営をいたしますために、周辺環境整備に努めてきたところでございます。最後に、不法投棄防止では、環境パトロールの実施として、毎週 1 回職員でパトロールを実施し、不法投棄の処理と不法投棄をしないよう、広報、啓発に努めたところであります。

次に 209 ページ、第 3 目のし尿処理費であります。予算現額 1 億 9,054 万 5,000 円に対しまして、決算額 1 億 5,707 万 5,072 円、執行率は 82.4%であります。まず、し尿処理技術の向上では、し尿処理量の減少に伴い、放流水をこれまでの日量 800 トンから 170 トンに水質汚濁防止法に基づく構造変更の届け出を行ったためにより、これまで基準値以下であった窒素含有量が基準値を超えるおそれがあることから、水道水で希釈して放水をしておりましたが、現状の処理では窒素を除去する工程がなく、基準値以下での窒素含有量での放流をすることが難しいため、現行施設を改良し、窒素を除去する水質改善工事を実施しているところであります。当初、平成 20 年度から 2 カ年計画で実施予定でありましたが、工事費の財源といたしまして、平成 20 年度に国が実施した地域活性化生活対策臨時交付金を活用することができましたことから、平成 21 年 3 月議会で増額補正をさせていただき、平成 20 年度内に工事を完了することが困難なため、修繕料の一部を繰越明許させていただいております。なお、し尿の処理の状況につきましては、下水道の普及とともに、生し尿では平成 19 年度と比較いた

しまして13.5%減の2,107キロリットル、浄化槽汚泥で平成19年度と比較いたしまして11.1%減の7,137キロリットルとなっているところでございます。

次に、210ページ、合併処理浄化槽設置の促進といたしまして、浄化槽の設置補助であります、河川等の水質汚濁を防止するために、平成20年度におきましても、引き続き浄化槽設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙等を通じまして、その啓発に努めたところであります。

続きまして211ページ、第4目、美化推進費であります。予算現額239万3,000円に対しまして、決算額228万1,806円、執行率は95.2%であります。環境保全意識の高揚といたしまして、美化推進活動の充実、美化推進啓発の充実につきましては、ポイ捨てしにくい雰囲気醸成や、おもてなしの心、美化意識の向上を図るために、クリーンキャンペーンを実施するとともに、環境パトロール時に啓発広報を行って実施したところでございます。クリーンキャンペーンの実施については、環境月間となります6月に町内の7コースで、いかるがの里クリーンキャンペーンを実施し、平成19年度より67人多い1,102人のご参加を得たところであります。

また、9月から10月を自治会内美化キャンペーン月間として位置づけ、各自治会に対しまして、自治会内の道路、公園、水路等の清掃活動と呼びかけ、116自治会で実施していただくなど、美化意識、連帯意識の向上に努めたところでございます。

以上で、第4款、衛生費に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第4款、衛生費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 そしたら、すみません。成果報告書の175ページの休日応急診療所なんですけども、以前に一般質問させていただいたこともあるんですけども、今、土曜日については開いてないと思うんです。それにつきましても、町の医師会、また広域の医師会とも相談をさせていただいて、何とか開けるようにしてほしいというふうに要望させていただいたことがあるんですけども、その後、医師会との協議などはどういう状況になっているんでしょうか。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 今、現時点では、日曜応急ということでやってますけども、土曜は大体皆さん

開診を、開業医さんは開診をされてますから。大体午前と午後とされているところもあるし、午前中で終わるところもあるし。あと土曜日は最近、木曜日は大体休みにして、土曜はやってますから。やはり日曜とか、そういう祝日とか、そういう関係で、一番問題やったのが夜間の関係でさせていただいたと。医師会にとってはやっぱり夜間をやることについては問題あるということで、もし医療過誤が起こったらもう大変なことですから。土曜は、私はやっぱり、今現時点では開業医さんがやっておるから、斑鳩近辺でも非常にふえてまいりましたからね。こういう点でこちらでご利用いただけたらと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 土曜日も開けておられるところもあるんですが、小児科についてはどんな状況ですか。小児科も土曜日お昼からやってはるところあるんですか。

○木田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、ちょっと手元に資料ございませんので、また調べて報告させていただきますけども、町内の植田医院さんにおきましては、土曜日は午前だけ、昼からは休みとなっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も、うちの子が植田医院さんにかかってまして、ちょうど土曜日、熱出して、お昼からですね、休日診療所に行ったんですけども、休日診療所、当然休みでして。ただ、やっぱり子どもが熱出すと親はパニックになって、じゃあ、どこで対応したらいいのかなっていうのがやっぱりすぐにわからないで、非常にあたふたしたんですが。そうしたときに、例えば休日診療所、土曜日は開くの難しいよという状況であればですね、どこどこやったら対応できますよというような、例えば看板出していただくとか。当日ちょっと調べまして、私は三室病院で小児科がやってるということですんで、そっちの方に走りまわったけども。やはり、ぱっと町民さんとか近隣の方々、休日診療所やったらと思って、ぱっと来てもやってないということになると、じゃどうしたらいいんやろというふうになると思いますんでね。そんな案内なんかも、できたらしていただきたいというのと、なかなか医師不足という点もありますし、医師会との調整もあるでしょうけども。やはり、特に小児科については、土曜日の午後、植田医院さん閉めてはるということですんで、何とか対応していただけるようにしていただきたいのと、あと、これからインフルエンザが流行するに当たっても、さっと行けるところがないと、対応にもやっぱり困ると思いますんで。そのことについても検討して、何とか対応を図っていただ

きたいなというふうに思うんですが。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 今、木澤委員さんおっしゃるように、この休日診療所でも、結局、広域圏の医師会の皆さん方が、きょうは内科の先生、必ず小児科の先生がおられるということはないわけですね。だから仮に三室病院へ行っても、たまたま小児科の先生がおられたからそれでよろしいけども、おられなかったらやっぱりそれは診られませんし、そういう点で医療過誤が起こった場合にね、簡単に「はい、わかりました」とその内科の先生が診て、これあかんとなったときに、やっぱりそういう医療過誤っちゅうのは、必ず、これが一番医者にとっては頭の痛い問題ですから。今おっしゃったように、植田医院さんと、まあ言うたら非常に、木澤議員さんも子どもさんを預かっておられるということで、やっぱりちょっと連絡とって、午前中開業してますけども、対応してると。午後は休診していると。そういう連絡を密にできる、やっぱり環境をつくるのが一番大事だろうと思っています。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 閉めてはっても対応いただければね、連絡してっていう関係もつくっていききたいなと思うんですけども。町長、今、三室病院でたまたま小児科対応してはったって言いましたけど、私も行ったときしか知りませんが、土曜日はどここの病院が何々科で対応してるとか、そういう取り決めなんかは、医師会が、その医療関係機関でやってないんですか。

○木田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 今、木澤委員がおっしゃる、事前に医師会の中でそういう調整はされてないんですけど、夜とかでしたら、今回、新型インフルエンザの対応とかにも関係してきますねんけども、多分、西和消防署、119番で、その夜の当番医というのは、県下では決めておられますので、そちらの方できょうはどこがあいてるのか、例えば小児科でしたら小児科のかかりつけの当番の先生がおられますので、それがどこかというのは教えていただけたと思います。自分でその病院に夜中でも行くということができると思います。それから土曜日ですけども、町内で坂本医院というところが、今、小児科、内科ございますが、これは土曜日午後6時から8時まで、町内でもやっておられます。そういう小児科は1軒ございます。それから、あと土曜日、あと町内で15軒の医療機関ございますけれども、そのうち14軒が午前中は開診をされてるという状況

でございます。以上でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も、その坂本医院が開いているというのはちょっと存じ上げてなかったんですが、休日診療所の方にどこどこやったらやってますと。対応できますよという案内を、ぜひしていただきたいというのをお願いしておきたいと思います。インフルエンザのことにつきましても、先ほど申し上げたとおりですね、やはり対応ができるように、全部開けというわけではないですけども、どこがやってますよと、どこで対応できますよというように、住民の皆さんにもよくよく周知していただきたいなというふうをお願いしておきたいと思います。

続けて。そしたら、すみません、187ページなんですけれども、健康診査の実施ということで、後期高齢者の広域連合のほうから委託を受けて、これ町のほうで実施されてますけども、例えばこれ国民健康保険でやる分については、目標数値なんかが定められてまして、町もこれに向かってやっていただいていると思うんですけど、この広域連合から委託を受けた分については、どんな取り組みになるんですかね。

○木田委員長 植村国民医療課長。

○植村国民医療課長 これは特定健康診査とは違いまして、後期高齢者の方の疾病の早期発見ということを目標としておりますんで、特段、目標数値ということはありませんが、できるだけ多くの方に受けていただくようですね、例えば受診券につきましても、特定検査と同様にですね、各戸個別に郵送をさせていただいて受診率の向上を図っているという状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、これ75歳以上の方が対象ということでしょうから、前年度との比較というのは難しいですね。

○木田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成19年度は基本健康診査として実施しておりました。対象者、平成19年度は7,972人で、受診者の方について2,961の方が受診されておまして、受診率は37.1%ということでございます。その中で、要指導773人、要医療につきましましては1,651人の方ということでなっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、今言っていたいたのは、健康診査でってということで、年齢の

対象で言うと、４０歳以上の方になるということなんじゃないかな。

○木田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 基本健康診査は４０歳以上の方の受診ということになりますので、今の比較につきまして、７５歳だけの方を対象としてはとらまえておりませんでして、全体としての数字でございますので、よろしくお願いいたします。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。引き続き、受診をしていただきますように、啓発のほうをよろしくお願いいたします。そうしますと、続いてですね。１９０ページの健康相談なんですけども、これぱっと見て数字がふえてるんですね、１９年度と２０年度で。ものすごいええことやと思うんですけども、なんで、これはこういうふうにふえたんでしょうね。どういう、何か変化があったんでしょうか。

○木田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 昨年から特定健康診査、特定保健指導が始まりました。その関係で電話や来られる方、検診の結果の見方とか、生活習慣病を改善したいというための相談がかなり多くなってきたということで。原因は、特定健康診査が啓発等もあった中で、保健に対する関心の高まりが原因だと。相談がふえた原因だと、このように考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうことでしたら、特に問題がないから、関心持っていて、相談に来られるということなんで、体制の充実をお願いしておきます。

そしたら、すみません。１９９ページの保健センターの維持管理のところで、今後、役場の北庁舎として活用されるということですけども。これ、今は定額給付金のやつですかね、あれで対応していただいていると思うんですが、今後はどういうふうに活用されていかれるのかというのと、耐震の問題については、問題ないのかなというのが気になりますんで。

○木田委員長 池田総務部長部長。

○池田総務部長 当面、会議室と倉庫として、今のままで利用をしていきたいと考えております。耐震につきましては、あの保健センター、平成元年に建っておりますんで、全然問題はないと。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。住民の皆さんも、今入ってるところですからね、ちょっと気になったもんで。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 201ページの塵芥処理費のところ、項目として上がってるわけじゃないですけど、先ほど説明にもありましたが、ごみ収集の一部を清水環境開発に委託をされたんですね、20年度から。これについては、費用の面とか、収集の体制とかというのは、どういう状況になってるんですかね。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成20年の4月から家庭ごみの収集の業務を一部、清水環境開発に委託をしております。ごみの委託の内容でよろしいですか。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 費用の関係と、実際に委託をされて収集していただいて、どんな状況なのか。事故等はないのか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、委託料につきましては、1,350万円で委託をしております。ごみ収集を委託してどうだったかというご質問ですけれども、当町といたしましても、委託するに当たりましては、収集時間の遅滞っていうのが一番心配をしていたところで、20年の3月の下旬に各自治会を通じまして、住民の方々に「委託化によります当初は収集時間に若干のずれが生じる可能性がありますので、ごみにつきましては、午前8時までには必ず出してください」というお願いをしたところであります。

しかしながら、やはり委託当初はですね、コースになれていないため、あるいは取り忘れを防ぐため、時間をかけてコースを委託先の業者が回ったこともありました。委託した1週目につきましては、あらかじめ住民の皆様にはお願いをしておりましたものの、「まだ収集に来ない」あるいは「いつもより収集が遅い」だとかいった電話を、20件近くございました。しかし2週目以降はですね、徐々に収集時間も定着しております。それに伴いまして、苦情の電話は減り、逆にですね、委託先の収集は丁寧であるといったお褒めの電話もいただくようになりました。当町の収集員にもそういった住民からの声があったことを伝え、町職員としてさらに熱意のある、あるいは住民の方に喜んでもらえるような仕事のやり方について促したこともあるなど、委託化の一定の効果はあったのではないかなというふうに考えてます。

なお、委託先の収集車による事故につきましては、委託当初、収集車両の上部とお宅のといを接触させたといった事故が1件ございましたが、委託先で適正に処理をされ、以後事故の報告はございません。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 委託に当たって、そうしたところの心配はしていたんですけども、今お聞きすると、なれてきてるって言うんですかね、だんだんと。こんな状況の中で、住民の皆さんからもよい評価の声も聞けてるということですので、安心しましたけども。やはり課長がおっしゃったように、民間として、そういうふうにされてる部分で見習えるところって言うんですかね、もあると思いますので、そうしたところは十分に学んでいただいて。私はこれにつきましては、別に反対しているわけでもございませんので、今後についても、やはり動向として見ていただいて、また担当委員会等で報告いただけたらなというふうに思います。

続いて。そして、もう1点。203ページの剪定枝葉・刈り草リサイクルなんですけども、これも説明の中にございましたけども、20年度から実施をされた。委員長も依頼をして、担当課のほうから資料もつくっていただけてますので、ちょっと説明をしていただきたいなと思うんです。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 そうしましたら、予算決算常任委員会に提出をしております剪定枝葉・刈り草の処理状況について、資料のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、実施の概要、またフロー図につきましては、そちらに記載をさせていただいているとおりです。平成20年度剪定枝葉・刈り草の処理量は287.64トンの剪定枝葉・刈り草を堆肥化処理をしております。このことによりまして、ごみの量ですけども、可燃ごみの処理量、中段あたりに、剪定枝葉・刈り草堆肥に伴うごみ減量効果ということで、可燃ごみの処理量につきましては、平成19年度と比較して約6%減になっております。資源化率につきましては、逆に3.6%上昇して32.5%の資源化率になっているところであります。

次に、費用対効果でございますけども、下段のほうに記載をしておりますけども、当町では焼却処理は直営で行っておりますので、ごみの量がすぐに処理費用に反映することはなかなかございませんが、ごみの種類別経費の算出から平成20年度の1トン当たりの焼却費用というのは4万1,572円という試算が出ております。それをもとに計

算をいたしました場合、仮に剪定枝葉堆肥化せずに焼却処理を続けた場合、焼却に要した費用というのは２億５，１２７万５，９４５円となりますけども、堆肥化処理いたしましたことによりまして、焼却費用と、あと剪定枝葉のリサイクル費用合わせても２億４，５９３万３，８９５円となり、５３４万２，０５０円安価で、焼却するより安価で処理することができております。費用面からも効果的な事業であるというふうに考えてます。

また、仮に今、焼却処理を直営でやっておりますけども、一般的に業者に委託して焼却処理をお願いした場合、相場は大体１トン当たり４万円前後というふうに聞いておりますので、同じような結果になるというふうに分析をしております。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 非常にわかりやすい説明をしていただいて、また手段もとっていただきまして、ありがとうございました。費用対効果としても、堆肥化した方が費用も少なくて済んでいると。これね、燃やすよりも堆肥化したほうが、何て言うんですかね、二重三重の効果になってるなというふうにわかりましたので、今後もぜひ続けていただきたいなと。またこれについては、他の近隣の町からも斑鳩町が前進的にやっているとということで、問い合わせなんかも来てますので、またいろんな職員さん同士の交流の機会に、町にもぜひ教えてあげていただきたいなとお願いをしておきます。

委員長、済みません、もう１点だけ。２０９ページのし尿処理費なんですけども、これ先ほど説明いただいて、処理の量は減ってきてますよというふうに説明があったんですが、費用としてはふえてるんですね。住民一人当たりの費用としても大きくふえてるのは、これ理由は何でしょうか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 先ほどの部長の説明にもありましたけども、通常の補修整備に加えて、放流水の窒素含有量を除去する水質改善工事を実施しておりまして、通年より約３，０００万円の修繕料が支出が増加している関係で処理費が増加しているものであります。

○木田委員長 ほかがございませんか。

浦野委員。

○浦野委員 すみません、先ほどの剪定枝葉の堆肥化のことでちょっと聞きたいんですけども。堆肥にした場合、これ公園や河川敷から草を刈りますと、種、種子がいっぱい入ってるかと思うんですけど。堆肥にした場合、結局その種子を田んぼにまたばらまくことにはならないんでしょうか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 堆肥が専門的に専門の業者が実施をしておりますけども、かなりふるいにかけられたりしておりますので、そのためにも種があっても、ある程度除去はできるのかなというふうに思うんですけども、田んぼにまいてですね、またその種がという、ちょっとそこまで業者から聞いておりませんので、また後刻ご返事をさせていただきたいと思います。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 普通、種の乗ってる草は堆肥に積まないというのが農業界では鉄則なんですよ。種子って割と腐りませんので、また田んぼへまいたら草だらけになるという弊害が出ますので、その点ちょっとまた調べておいていただきたいというのが1点と。

もうひとつよろしいですか。資料の207ページの真ん中あたりに、住民1人当たりのごみ排出量、20年度は1日当たり672グラムということで、19年度の700グラムから30グラムほど減ってるんですけども。これ、ごみ減量ということで、目標値と言いますか、どれぐらいまでしたいなという目標値はお持ちなんですか。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 一応、ごみの1日当たりの排出量と言うよりも、当町は資源化率の方に重点を置いてまして、そちらの目標値はございます。一応、直近で平成22年度までに36.1%の廃棄物を資源として巡回させるという目標は持っているところであります。1日当たりのごみの排出量については申しわけございません、今のところ、目標値は定めておりません。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

嶋田委員。

○嶋田委員 紙製容器包装類のモニター回収なんですけれども、これモニター回収はここ2年か3年ほどやっておられると思うんですけども。先の一般質問でも、本年度ですか、来年度ですか、またモニターでやっていくというふうな答弁しておられたように感じますねんけども、これもうモニターやなしに全町的にやっていったらどうですねやろ。

○木田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 本事業につきましては、平成18年度から実施している事業で、当初は8自治会からスタートして、ことしで4年目を迎えているわけですけども、この紙製容器包装類というのは、一部では資源物の集団回収、そちらでも取り扱いをしておら

れて、業者さんによって取り扱いがまちまちでありますんで、今、８業者ほど町内に入りしておる古紙回収業者がおるんですけれども。今、町のほうでその８業者に対して全部統一した回収方法が、そういうシステムが確立できないかというお問い合わせをさせていただいて、一応８業者すべてですね、町の方針に協力しますと。だから資源物の集団回収で統一した取り扱いができますよと。細かい話はこれから詰めていこうということになってますんで、近い将来ですね、もう町で回収せずに、資源物の集団回収のほうで、紙製容器包装類を分別して出していただこうというふうに、町で検討しているところです。

○木田委員長　よろしいですか。ほかに。

辻委員。

○辻委員　２０９ページのし尿処理費の中で、し尿手数料集金業務が３１９万５，７８８円となっております。多分、これ使用料で８５８万３，３４０円の使用料を徴収するのに、３１９万５，７８８円の手数料かかったんかどうかだけ。

○木田委員長　栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長　し尿処理手数料の徴収方法につきましては、口座振替と集金による２種類の方法で徴収をしております。それぞれ、委託により実施をしているところであります。調定及び調定収納の消し込み業務あるいは口座振替処理などの電算処理に１８万１，０７５円、手数料集金事務委託に７０万２，０００円、計２５８万３，０７５円の委託料を支出しているところであります。この業務をですね、職員で行うより委託で行う方が安価であることから、それぞれ現在、委託で、それぞれその委託料が主な支出内容です。以上です。

○木田委員長　辻委員。

○辻委員　やむを得ないかなと思うんです。使用料の割に委託料ちょっと３分の１ほど、集金に手数料かかるとるから、その辺も今後ちょっと研究してもらおうということで、要望だけさせていただきます。以上です。

○木田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長　ないようですので、これをもって第４款、衛生費についての審査を終わります。

佐藤福祉課長、何か。

○佐藤福祉課長 申しわけございません。先ほどの民生費のときに、木澤委員さんがご質問されたリフト付乗用車の平成１８年度から件数が減っていると。関係の説明をちょっとさせていただきたいと思います。

平成１８年度の自立支援法になる以前は、こういう関係のサービスは、先ほど言っていたリフト付乗用車のみのサービスしかなかったということで、今現在は、施策の成果報告書１５７ページを見ていただきたいと思いますけども、１５７ページの中段にあります「障害者の移動支援」というサービスがございます。それで、この分につきましては、先ほど当初にちょっとお話をさせていただいておりましたけども、介助もしていただけるということで、ここに書いておりますとおり、非常に多くの件数の利用していただいている。そういう関係で、向こうのほうの利用件数が減ったということで、よろしいでしょうか。

○木田委員長 よろしいですか。

池田総務部長。

○池田総務部長 先ほど木澤委員のご答弁で、保健センター、平成元年と申し上げましたが、平成３年ということで。どうも申しわけございません、ご訂正よろしくお願いします。

○木田委員長 それでは、これをもって衛生費についての審査を終わります。

次に、第６款、商工費について説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第６款、商工費のうち住民生活部の所管いたします決算の概要につきまして、説明をいたします。

座らせていただいてよろしいですか。失礼します。

それでは、主要な施策の成果報告書２２５ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第６款、商工費のうち、第１項、商工費、第１目、商工総務費については、２２５ページにあります住民生活部が所管しておりますシルバー人材センターの充実であります。１，０４０万２，４０２円を執行いたしております。社会参加の促進支援を目的に、高齢者の方々に豊かな知識と経験、技能を生かした就業機会を提供している斑鳩町のシルバー人材センターの運営に対しまして、活動助成を行いました。

次に２２６ページでございます。消費者保護対策の充実といたしまして、消費者相談の実施、住民課の所管でございますが、消費者相談員による消費者相談窓口を開設し、住民の方々からの複雑、多様化する相談に対応し、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めました。なお、相談日については、毎週木曜日のほか、本年度より新たに

第４火曜日も開催するようにし、相談体制の充実に努めております。相談件数は５４件で、昨年度に比べまして１７件の増となっております。

また、生活設計学習会の開催であります。金融商品の利用方法や安心な暮らしのための生活設計、知っておきたい暮らしの税等、生活の合理化に資する知識を習得することを目的に、学習会を開催いたしました。なお、この事業は昨年度までは第５目の消費者対策費で執行いたしておりますが、今年度より第１目の商工総務費において執行をいたしております。

以上で、第６款、商工費のうち、住民生活部の所管にかかります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第６款、商工費について質疑をお受けいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって第６款、商工費については審査を終わります。

本日はここまでとしたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。これにて散会をいたします。あすは午前９時から再開し、引き続き審査することといたします。

本日はどうもご苦労さんでした。

（午後 ４時４０分 散会）